

令和

4

居住支援マニュアル(関係者向け)

住まいサポートなごや

名古屋市熱田区新尾頭2丁目2-7富春ビル4階

電話 052-684-8597

FAX 052-684-8132

はじめに

名古屋市では、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」の改正法が施行されたことを受け、住宅の確保にお困りの住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯など)の方々と、賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの賃貸人さんをつなぐ取り組みをすすめています。

制度の柱である①セーフティネット住宅の登録制度②登録住宅の改修・入居への経済的支援③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援を一体的に取り組み、平成30年5月に「名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会」を設立、令和2年12月から「名古屋市居住支援コーディネートモデル事業(住まいサポートなごや)」を実施しています。

このたび、関係者の方向けに、住まいにお困りの方の支援にご活用いただくための「居住支援マニュアル」を作成しました。関係者の皆様とともに、安心・安全な住まいの確保と、入居後の安心した生活の確保を一体的にすすめていきます。

目次

住まいサポートなごやの紹介	2
居住支援法人の紹介	4
相談の流れ	7
入居等支援の流れ	8
よくある質問	13
協力店情報	20

参考資料

- ① 民間賃貸住宅入居相談
- ② 住まい探しでお困りの方へ「住宅セーフティネット制度のご案内」
- ③ 民間賃貸住宅「補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」の入居のご案内
- ④ 大家さん・不動産事業者向け「住宅セーフティネット制度のご案内」
- ⑤ 居住支援ガイドブックなごや
- ⑥ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)登録制度のご案内
- ⑦ 愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人一覧
- ⑧ 愛知県あんしん賃貸支援事業のご案内
- ⑨ 名古屋市「住まいの相談コーナー」
- ⑩ 名古屋市市営住宅・定住促進住宅 入居者募集総合案内
- ⑪ 高齢者向け優良賃貸住宅のご案内

住まい探しでお困りの方



名古屋市 住まいサポートなごや



入居者のことが心配な
不動産事業者さん・大家さん



(名古屋市居住支援コーディネーターモデル事業)

令和2年12月開始

「住まいサポートなごや」では、居住支援コーディネーターと住宅相談員が関係者と連携し、住宅の確保にお困りの方に民間賃貸住宅への入居をサポートするとともに、セーフティネット住宅※の大家さん等からの入居トラブルの相談に対応し、居住支援活動のネットワークづくりを進めます。

※セーフティネット住宅：大家さんが住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅として名古屋市に登録を行う住宅

民間賃貸住宅の住まい探しのサポート

☎ 相談・支援の例①

住まい探しでお困りの方は、「民間賃貸住宅入居相談」にて初回相談を行います。相談は、予約制による面談になります。名古屋市「住まいの相談コーナー」へ電話により予約をお願いします。民間賃貸住宅への入居に向けて、物件情報の提供や継続した支援のコーディネート(調整)を行います。

名古屋市「住まいの相談コーナー」民間賃貸住宅入居相談(月3回・予約制)
予約電話 TEL:052-242-4555

栄市民サービスコーナー 住まいの窓口 名古屋市「住まいの相談コーナー」

(中区栄三丁目5番12号先 栄・森の地下街四番街 南側)

開設時間：10時～19時 定休日：毎週木曜日、第2・4水曜日及び年末年始

福祉等の関係者・関係機関と連携した 入居等のサポート

☎ 相談・支援の例②

住まいサポートなごやと連携した支援が必要な場合には、「関係者専用電話」へ当該機関の担当者等から直接ご連絡ください。民間賃貸住宅の住まい探しや入居後の居住の安定確保に向けて、支援のコーディネート(調整)を行います。

セーフティネット住宅の 不動産事業者さん・大家さんのサポート

☎ 相談・支援の例③④

セーフティネット住宅に入居する住宅確保要配慮者の入居トラブル等でお困りの場合やセーフティネット住宅への登録のご希望がある場合は、「関係者専用電話」へご連絡ください。

住まいサポートなごや 関係者専用電話
TEL:052-684-8597

相談時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時

住まいサポートなごやでの相談・支援の例

① 住まい探しの支援例

夫と死別し、持ち家（戸建て）に暮らす70代のAさん。転倒による怪我のため、階段の昇降が負担で長女の近くへ転居を考えている。不動産会社をまわすが、物件が見つからず、困っていた。

「民間賃貸住宅入居相談」を利用。入居可能な物件を仲介できそうな不動産会社を探し、紹介。長女が単身生活を心配したため、活用可能な福祉制度の利用調整をあわせて行い、入居契約。

② 関係機関と連携した支援例

障害者の就労支援事業を利用する単身生活（借家）のBさん。大家から老朽化による取壊しのため退去を求められていた。

Bさんから相談を受けた事業所から「住まいサポートなごや」へ相談。不動産店への同行などの本人支援は事業所で対応し、「住まいサポートなごや」が物件情報の提供や安否確認のサービス等を調整し、入居契約。

③ 大家さんからの相談例

アパートの大家さんからの相談。入居者は高齢夫婦。3か月前、妻が入院。その後、夫が家賃の支払いやゴミ出しを忘れて、外で顔を見かけることも減り、様子を心配した大家さんから「住まいサポートなごや」へ相談。

大家さん立ち合いのもと、居住支援コーディネーターが入居者を訪問し、活用可能な福祉制度の利用を調整。

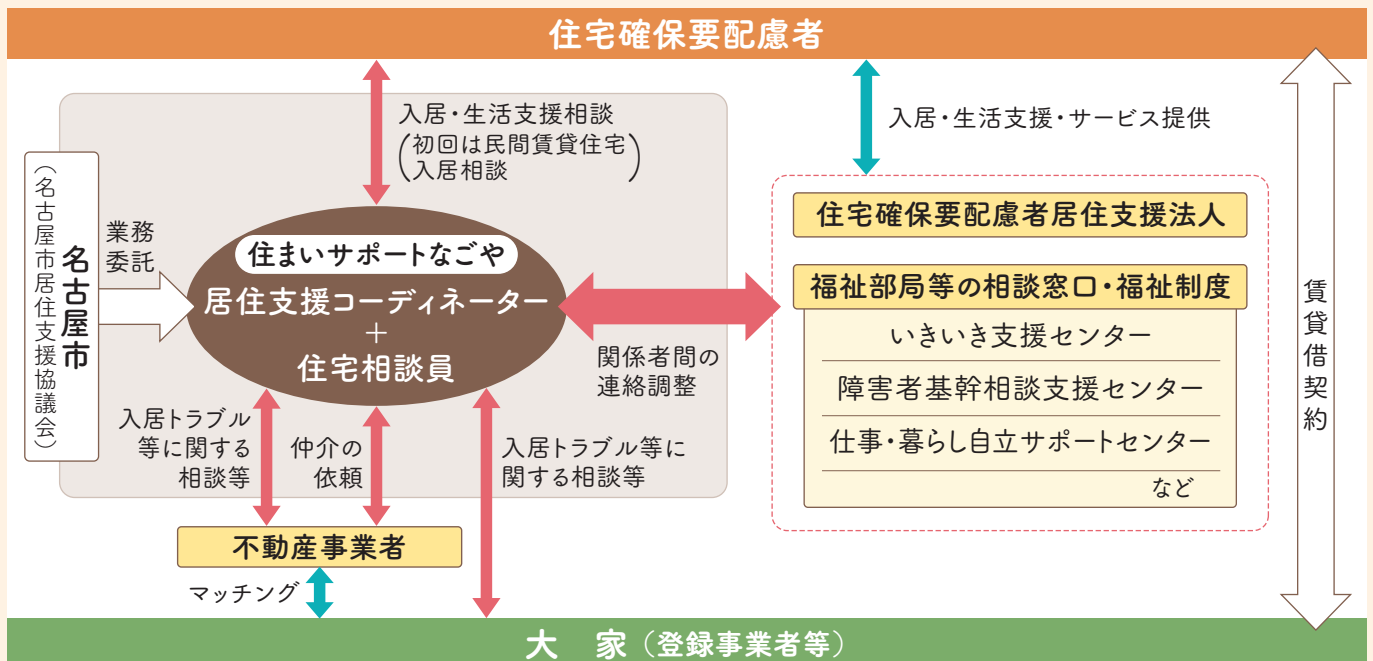
④ 管理会社からの相談例

家賃の収納代行も行う民間賃貸住宅の管理会社からの相談。

入居者は支払遅延のある40代単身。先日、会社が倒産し離職。求職中で、家賃支払を待ってほしいと相談を受けた。何か利用できる制度はないかと管理会社より「住まいサポートなごや」へ相談。

活用可能な制度の情報を提供し、申請などを勧奨していただくよう依頼。

住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネートモデル事業）イメージ図



住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネートモデル事業）

住所：名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階（名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山内）
TEL：052-684-8597 / FAX：052-684-8132 相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

住まいサポートなごやは、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会と公益社団法人愛知共同住宅協会による「なごや居住支援コンソーシアム」が名古屋市から委託を受けて実施しています。

(2) 住宅確保要配慮者居住支援法人一覧 (名古屋市内在支援業務区域とする法人)

住宅確保要配慮者居住支援法人とは

居住支援法人とは、都道府県知事の指定を受け、住宅確保要配慮者の方を対象に、主に以下の支援を行うNPO法人などの民間団体となります。

- ①賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、相談
- ②見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
- ③セーフティネット住宅の家賃債務保証に関する業務 など

※支援の対象や内容・費用負担の有無などは、法人により異なりますのでご注意ください。

サポート内容などの詳細は直接各法人へお問い合わせください。

[支援対象者:★=主たる対象者]

【指定番号】愛知第01号 特定非営利活動法人 たすけあい名古屋 居住支援担当 	住 所	名古屋市緑区鳴子町1-6 鳴子団地80号棟001号室	連絡先	TEL:052-892-0281
	団体概要	地域の福祉拠点として、27年間の障害介護福祉サービスの実績がございます。中でも「住まい」の困り事解決は、「生活」とワンセットで解決しなければなりません。「住まい・生活」をワンセットとして、問題解決を図って参ります。		
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(保証人・緊急連絡先の引き受け支援)		
	支援対象者	★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者		
【指定番号】愛知第02号 公益社団法人 愛知共同住宅協会 見守り大家さん ヘルプライン 	住 所	①名古屋市中区橋一丁目26-18 ②豊田市西町1-4(豊田支部)	連絡先	TEL:0120-279-083
	団体概要	「見守り大家さんヘルプライン」(無料電話相談)を実施。住宅確保要配慮者、賃貸人、支援者(行政、福祉、医療、司法等)から寄せられる「転居先がない」「家を失いそう」「入居者が心配」などの相談に、関係機関と連携して対応します。		
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 10:00～16:00		
	相談方法	電話		
	サポート内容	入居相談		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他		
【指定番号】愛知第03号 ホームネット株式会社 居住支援担当 	住 所	東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11F	連絡先	TEL:0120-460-560
	団体概要	フリーダイヤルによる入居相談(不動産事業者の紹介)と電話による安否確認、万一の場合の費用補償(原状回復・遺品整理費用)を活用した支援を行っています。		
	相談日時	月曜日・木曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	相談方法	電話		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 生活困窮者		
【指定番号】愛知第04号 特定非営利活動法人 あたたかい心 居住支援担当 	住 所	名古屋市瑞穂区堀田通8-7	連絡先	TEL:052-883-8505
	団体概要	2002年設立。障がい者や高齢者のための事業所を名古屋市を中心に25か所運営しています。お家を探すことが困難な方に寄り添い、親身になってお手伝いします。		
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日も可) 10:00～16:00		
	相談方法	電話 面接 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	被災者 ★高齢者 ★障害者 子育て世帯 DV被害者 生活困窮者		

【指定番号】愛知第05号 特定非営利活動法人 介護サービスさくら 居住支援担当 	住 所	名古屋市名東区高針荒田1011	連絡先	TEL:052-753-9982
	団体概要	「住み慣れた街で、いつまでも安心して暮らしたい」という思いを実現するため、そこに住むだけでなく、定住するために必要な支援の提供や高齢者向けの有料老人ホーム等の運営をしています。		
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 10:00～16:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(連携先紹介) その他(退去相談)		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 障害者 子育て世帯 DV被害者 生活困窮者		
【指定番号】愛知第07号 特定非営利活動法人 ノッポの会 居住支援担当 	住 所	名古屋市西区平出町28	連絡先	TEL:052-509-5621
	団体概要	デイサービス事業をはじめ、有料老人ホーム、訪問介護など高齢者に向けたサービスを提供しています。介護保険では対応できない問題に長年対応してきたノウハウを活かした支援を行っています。		
	相談日時	月曜日～土曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	低額所得者 ★高齢者 障害者 子育て世帯		
【指定番号】愛知第08号 社会福祉法人 共生福祉会 ソーネ居住支援 センター	住 所	名古屋市北区山田二丁目11-62 大曾根住宅1棟1F ソーネおおぞね内	連絡先	TEL:052-910-9101
	団体概要	仕事・暮らし自立サポートセンター、障がい者基幹相談支援センター、障がい者就業・生活支援センターなど障がい者、生活困窮者の相談支援機関として、あらゆる人々の相談に対応しています。緊急連絡先や様々な生活保証業務、サブリース賃貸物件の拡大により住居の提供も行っています。		
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日も可) 10:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 家賃債務保証(賃貸保証会社との協定による家賃債務保証の確保) 見守り・生活支援 その他【保証業務(緊急連絡先)・財産管理・死後事務】		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他刑余者など		
【指定番号】愛知第14号 一般社団法人 家財整理相談窓口 	住 所	東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11F	連絡先	TEL:03-5287-4387
	団体概要	住まい探し、見守り支援の他、住み替えや退去に伴う家財整理や活用していない家屋の残置物についての相談に対応し、具体的な家財整理については直接訪問し、状況を確認の上見積を実施します。		
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	相談方法	電話 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(転居等に伴う家財整理)		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 障害者 子育て世帯 外国人 生活困窮者 その他		
【指定番号】愛知第16号 株式会社リンクリンク 居住支援担当 	住 所	名古屋市中村区名駅南一丁目19-27 オルバースビルディング名古屋5F	連絡先	TEL:052-414-7275
	団体概要	お子さんのいる家庭、ひとり親家庭、DVでお困りの方などで、住まいを必要としている方に住まい探しと安心できる暮らしをサポートしています。就業支援やシェアハウスの運営等も行っています。		
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援		
	支援対象者	★子育て世帯 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★児童虐待を受けたもの		

住宅確保要配慮者居住支援法人一覧（名古屋市内を支援業務区域とする法人）

サポート内容などの詳細は直接各法人へお問い合わせください。

[支援対象者:★=主たる対象者]

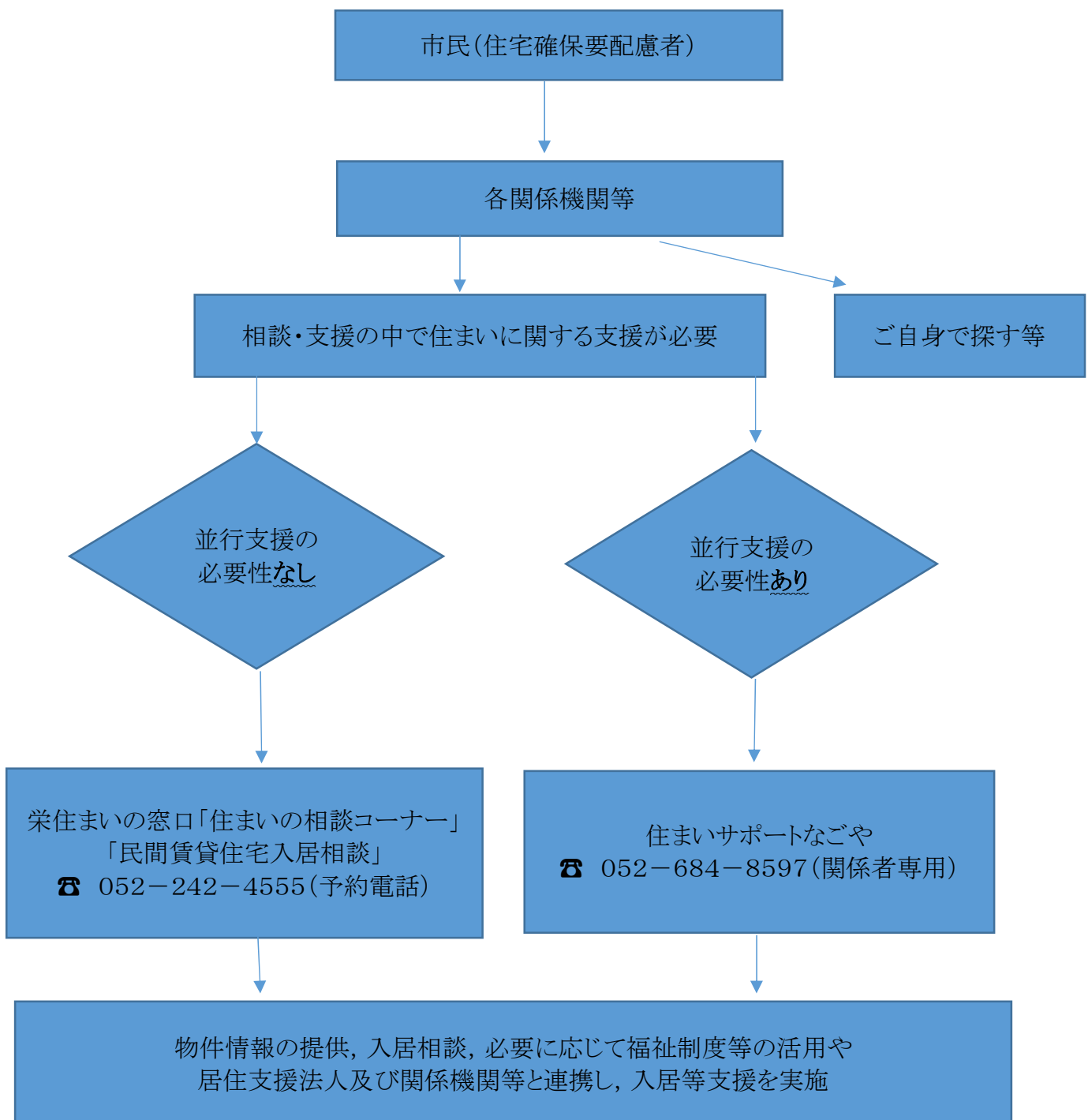
【指定番号】愛知第17号 NPO法人 ファミリーステーションRin 居住支援Smairin 	住 所	日進市岩藤町陸見63	連絡先	TEL:080-2626-4380
	団体概要	お子さんのいる家庭、ひとり親家庭、DVでお困りの方などで住まいを必要としている方に住まい探しと安心できる暮らしをサポートしています。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	低額所得者 ★子育て世帯 ★DV被害者 ★その他(ひとり親家庭)		
【指定番号】愛知第18号 株式会社くらしケア 居住支援担当 	住 所	名古屋市千種区小松町6-11-3 OS・SKYマンション レスカール大久手201	連絡先	TEL:0120-7070-39
	団体概要	2011年創業。メンタルヘルスに特化したサービスを提供する団体。愛知岐阜で活動中です。精神科訪問看護・相談支援・宅地建物取引の専門スタッフが相談者の暮らしや住まい、健康についてのご相談に応じています。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～18:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール LINE		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(サブリース、医療福祉サービス紹介、建物取壊し等による転居相談)		
	支援対象者	★障害者 ★高齢者 その他		
【指定番号】愛知第20号 社会福祉法人 名古屋市 社会福祉協議会 居住支援担当 	住 所	名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5F	連絡先	TEL:052-911-3193
	団体概要	地域住民やボランティア、福祉関係者の皆さんと協力し、「住まい」をはじめとした様々な地域生活課題の解決を通じて、「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち」をめざしています。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他		
【指定番号】愛知第21号 特定非営利活動法人 くらし応援ネットワーク 居住支援担当 	住 所	名古屋市熱田区金山町一丁目7-20 SH SQUARE Kanayama 1F	連絡先	TEL:052-253-9071
	団体概要	身寄りが無い、その日から行き場がない、矯正施設を退所した等の事情のある人や、障がいをお持ちの方1,000名を支援してまいりました。不動産会社や福祉機関と連携し、住まい探しをお手伝いします。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～18:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(サブリース、保証人・緊急連絡先の引き受け支援)		
	支援対象者	高齢者 ★障害者 ★矯正施設退所者		
【指定番号】愛知第24号 有限会社 NewsAgentHosokawa 居住支援法人担当 	住 所	長久手市作田二丁目809	連絡先	TEL:0561-63-6554
	団体概要	平成25年より長久手市を中心に地域見守り活動や食の自立支援事業を受託し、そこで関わる高齢者や障害をお持ちの方を対象とした見守り事業や賃貸住宅への入居援助事業を実施しております。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★DV被害者		

相談の流れ

各関係機関等において支援の予定のない住宅確保要配慮者からの民間賃貸住宅に関するご相談に対しては、栄住まいの窓口名古屋市住まいの相談コーナーにおける「民間賃貸住宅入居相談」予約電話(052-242-4555)を案内、若しくは居住支援法人の情報提供を行ってください。

一方、各関係機関等で相談・支援を実施しており、連携した入居等支援が必要な場合は、当該機関の担当者から直接住まいサポートなごや関係者専用電話(052-684-8597)へご相談いただき、並行支援にて入居等支援を行います。

《相談フロー図》



入居等支援の流れ

住まいに関するご相談をいただいた際は、以下の流れで入居等支援をすすめます。個別のケースにより、各関係機関等と役割分担をしながら並行支援を行います。

《入居等支援フロー図》

① インテーク・アセスメント

- ・ 本人の希望や想いを聞き、課題や支援方針を検討

② 方向性の決定

- ・ 転居をするか、転居をしないか等

③ 転居に向けた条件の整備

- ・ お金、健康面、家族関係、福祉サービス調整等

④ 物件の選択

- ・ 民間賃貸住宅、公営住宅、施設等

⑤ 民間賃貸住宅物件情報提供

- ・ 物件情報の提供
- ・ ※「住まいサポートなごや情報共有連絡表」利用

⑥ 物件の内覧

- ・ 部屋までの段差、周辺環境等も含め確認

⑦ 入居申し込み、契約

- ・ 審査
- ・ 初期費用の支払い

⑧ 引越

- ・ 引越業者の選定、部屋の片付け
- ・ 役所、ライフライン手続き等

⑨ 入居後支援

- ・ 関係機関等と連携したネットワーク構築
- ・ ※「入居者情報あんしんシート」利用

⑩ トラブル時の相談対応

- ・ 賃貸人・不動産会社等からの相談、法的問題等

住まいサポートなごや情報共有連絡票 (Ver.1)

年 月 日

宛先	法人・事業所名 TEL FAX 担当者名	→	←	法人・事業所名 TEL FAX 担当者名
----	---	---	---	---

①基本情報

(ふりがな) お名前			
性別	男 ・ 女		
生年月日(西暦)	年	月	日 年齢()歳
ご住所	〒		
電話番号	(自宅)	(携帯)	
E-mail			

②ご希望物件の条件

家賃額	円 □ 管理費込		
初期費用	円		
エリア	例: ○区○○周辺、地下鉄○○線沿線等		
間取り			
その他の条件	<input type="checkbox"/> バス・トイレ別 <input type="checkbox"/> 駐車場 要・不要 <input type="checkbox"/> 1F <input type="checkbox"/> EVあり <input type="checkbox"/> 2F以上 <input type="checkbox"/> その他()		
ご入居	予定日	年	月 日
転居理由	<input type="checkbox"/> 立退き・取り壊し <input type="checkbox"/> 低家賃への住替え <input type="checkbox"/> 親元等からの自立・独立 <input type="checkbox"/> 退院若しくは施設からの退所 <input type="checkbox"/> 自宅(持ち家等)の老朽化 <input type="checkbox"/> 身体状況の変化 <input type="checkbox"/> その他()		

③ インテーク・アセスメント

本人の主訴・状況	
----------	--

(1) 家族

世帯人数	人
家族構成	
属性	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者(<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> その他障害) <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 低額所得者(<input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 生活保護以外) <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 被災者 <input type="checkbox"/> その他()

(2) 通院先や利用している福祉等の制度

医療機関 (通院先)	名称		診療科			
利用中の制度	<input type="checkbox"/> 介護サービス <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス <input type="checkbox"/> その他()					
介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5					
障害者手帳	手帳種別	<input type="checkbox"/> 身体	<input type="checkbox"/> 知的	<input type="checkbox"/> 精神	等級	級
その他の支援						

(3) 収入の状況

世帯の月額所得	円
所得の内訳	<input type="checkbox"/> 就労収入 <input type="checkbox"/> 公的給付 (<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 老齢年金・遺族年金・障害者年金 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当) <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他の収入()

入居者情報あんしんシート

※記載した情報に変更があった場合には、本シートを提出した物件の大家さん
又は不動産事業者へお申し出ください。

作成日 年 月 日
更新 年 月 日

基本情報	ふりがな		【外国人の場合】 国籍：() 言語：() 対応可能な言語：()
	氏名		
	入居物件		

○連帯保証人や緊急連絡先、その他親族などの関係者の連絡先を記入してください。

連絡先情報	①	氏名		電話番号	
		住所		間柄	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> その他()
	②	氏名		電話番号	
		住所		間柄	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> その他()
	③	氏名		電話番号	
		住所		間柄	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> その他()

○通院先や利用している福祉制度（介護保険サービス・障害福祉サービス等）を記入してください。

医療・福祉制度に関する情報	医療機関 (かかりつけ医)	名称		診療科			
		住所		電話番号			
	利用中の制度	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス <input type="checkbox"/> その他()					
	障害者手帳	手帳種別	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害			等級	級
	介護保険 サービス情報	◎ケアマネージャー			担当者名		
		事業所名			電話番号		
	障害福祉 サービス情報	◎指定相談支援事業所などの支援機関			担当者名		
		事業所名			電話番号		
	生活保護制度	実施機関	区・支所		担当者名		
		電話番号					

○福祉制度に関する情報以外に支援を受けている団体等がある場合に記入してください。

その他支援に関する情報	機関・団体①	名称		担当者名	
		電話番号		支援内容	
	機関・団体②	名称		担当者名	
		電話番号		支援内容	

○見守り体制や福祉サービス等の利用状況を記入してください。

月	火	水	木	金	土	日	利用サービス	電話番号	担当者名

<同意欄>

記入した個人情報等については、私の居住支援を実施する目的の範囲で、物件の大家さん・不動産事業者のほか、本シートに記載されている関係者の間で共有されることに同意します。

本人署名 _____

記入例と記入時の注意事項

この入居者情報シートは、住宅確保要配慮者の入居に際し入居者本人に任意で記入していただくもので、入居申込書等の補助シートとしてご活用ください。入居時点では記入できる内容が少ないことも想定され、全ての項目が埋まらない場合もあります。

入居者情報あんしんシート

※記載した情報に変更があった場合には、本シートを提出した物件の大家さん又は不動産事業者へお申し出ください。

作成日 年 月 日
更新 年 月 日

基本情報	ふりがな 氏名	なごや たろう 名古屋 太郎	【外国人の 国籍 ()
	入居物件	中区三の丸三丁目1-1 まるはちアパート2号	

○連帯保証人や緊急連絡先、その他親族などの関係者の連絡先を記入

連絡先	①	氏名	名古屋 花子	電話番号	〇〇
		住所	〇〇区××町1-1	間柄	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 親族
	②	氏名	名古屋 次郎	電話番号	〇〇〇-××××-〇〇〇〇
		住所	〇〇区××町99-9	間柄	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 親族(弟) <input type="checkbox"/> その他()

経年により入居者本人の状況変化などもあることから、入居時に限らず、定期的な更新への理解を求めらるよう
にしておくといいでしょう。

緊急連絡先などをはじめ、親族等の関係者についても可能な限り記入を
いただくようにしてください。長期不在時の状況把握や死亡時の退去手続きなどにおいて、複数の連絡先を確保しておくことが有効となります。

介護保険サービスや障害福祉サービスを利用している方は、本人の「ケアマネジメント」を行っている担当ケアマネジャーなどを把握し、良好な関係を構築しておくことが様々な場面で有効となります。

福祉制度に関する情報	障害者手帳	手帳種別	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害	担当者名	
	介護保険サービス情報	事業所名	◎ケアマネジャー	電話番号	
	障害福祉サービス情報	事業所名	◎指定相談支援事業所などの支援機関	担当者名	〇〇 〇〇
	生活保護制度	実施機関	中 区・支所		

○福祉制度に関する情報以外に支援を受けている団体等がある

介護・障害の福祉制度以外にも様々な支援制度や民間支援団体があります。こうした支援や団体に関する情報も可能な限り把握しておくようにしましょう。

利用している介護・福祉サービスなどの情報についても可能な限り収集し、入居者への日常的な支援体制を把握しておきましょう。

名称	〇〇権利擁護センター	支援内容	金銭管理サービス
電話番号	〇〇〇-×××-〇〇〇〇	担当者名	
住所		支援内容	

利用サービス	電話番号	担当者名
就労センター★★	×××-〇〇〇〇	△△
通院 (なごや病院)	×××-〇〇〇〇	〇〇
配食サービス●●屋	×××-〇〇〇〇	××

<同意欄>

記入した個人情報等については、私の居住支援を実施する目的の範囲で、物件の大家さん・不動産事業者のほか、本シートに記載されている関係者の間で共有されることに同意します。

記入いただいた個人情報等については、目的を限定し、関係者のみで共有することを必ず説明し、理解の上で同意の署名をいただくようにしてください。

本人署名 _____

よくある質問～入居者編～

* 賃貸人とはアパート等へ住む方、賃借人とはアパート等を貸す方を意味しています。

質問	回答
どんな相談ができる？	入居できるアパートが見つからない、住まいを失いそうなど、住まいに関するお困りのことについて相談できます。
費用は？	住まいサポートなごやへの相談は無料です。 但し、物件成約時の不動産会社等への仲介手数料、敷金礼金などは別途必要です。
相談の対象者は？	市内に在住、在勤又は在学(予定を含む)の住宅確保要配慮者の方(※)が対象です。 ※住宅確保要配慮者とは・・・高齢者、障害者、子育て世帯、所得が少ない方、被災者、外国人など住まいの確保に配慮を要する方です。
相談方法	ご本人からの相談は、原則、栄の住まいの相談窓口へお電話にてご予約のうえ、面談となります。 関係機関、賃貸人さん、不動産事業者さんからの相談は、関係機関専用電話へお電話ください。 状況によって、電話、面談、訪問、メール対応可。 継続支援においては、関係機関の方と並行支援をお願いします。
相談員はどんな人？	福祉の専門職(社会福祉士等)や、住宅の専門職(宅地建物取引士等)、法律の専門職等の相談員が対応します。
賃貸物件の情報提供は可能？	住まいの希望や条件をお聞きしながら、インターネットの賃貸住宅サイトなどを利用して、住まい探しについての助言や情報提供を行います。 ※民間賃貸住宅への入居可否に関する最終的な判断は不動産事業者等が行います。 (入居を確約するものではありませんのでご了承ください) ※相談窓口での仲介は、原則行っておりません。
部屋探しにおける確認事項は？	年齢、収入や預貯金、初期費用、希望のエリア、緊急連絡先や保証人の有無は、事前に確認いただくとスムーズです。
保証会社とは？	「連帯保証人」の代わりになる業者です。 アパートを借りるとき、以前は「保証人を探してください」と言われましたが、今は「保証会社を付けましょう」と言われることが多くなりました。 保証会社は、仲介 8 〆紹介します。保証会社の手数料は、入居者が負担します。

<p>緊急連絡先とは？</p>	<p>入居者と一定期間連絡が取れないときや事件・事故が心配される時などに、賃貸人さんや管理事業者、家賃債務保証業者などが連絡し、相談に応じる役割とされています。</p>
<p>入居にかかる初期費用は？</p>	<p>物件や入居者の状況によって具体的な金額は異なります。一般的に、①不動産会社へ支払う費用(家賃1ヶ月分(初月の日割り家賃別途)、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険、保証会社費用、鍵交換費用等)、②引越し費用、③家具・家電等準備費用が必要です。</p>
<p>入居支援や転居後の生活支援は可能？</p>	<p>物件の内覧や、入居に向けた手続き等、一人でご不安な方に対しては、相談員の同行や関係機関等との調整を行います。また、入居希望者の状況に応じて、公的福祉サービス等を調整し、入居後も安心して生活が継続できるよう支援します。</p>
<p>居住支援法人との違いは？</p>	<p>現在、名古屋市内を活動圏域として指定を受けている居住支援法人は17か所あります。 本事業と居住支援法人における入居者支援について大きな違いはありません。身近な地域で相談ができたり、居住支援法人によって専門性や強みがありますので、相談しやすい方にご相談ください。 なお、本事業は、居住支援法人の支援も実施しており、居住支援法人とも連携をしながら支援を展開しています。</p>
<p>立ち退きケースの支援について</p>	<p>本事業では、入居者、賃貸人さん双方の円満解決が原則です。例えば、滞納家賃の集金や追い出し、立ち退き料の請求等の代行は行いません。 なお、法的な問題が必要な方には、法律相談を調整しています。</p>
<p>優先的に入居できる物件や公営住宅等の特別枠を持っているの？</p>	<p>特別に提携をしている民間業者や直接管理の物件はありません。相談者の状況等に応じて、セーフティネット住宅や公営住宅も含めたネットワークを活かし、入居調整を行います。</p>
<p>高齢者向けやバリアフリーの物件について</p>	<p>公営住宅、セーフティネット住宅、高齢者優良賃貸住宅、民間住宅も含めて住まい探しをしています。 民間住宅は、居室内はバリアフリーでも、居室までの部分で階段等がある物件が多く、またエレベーター付きの物件は家賃や管理費が高くなるのが一般的です。</p>

よくある質問～賃貸人・不動産会社編～

質問	回答
<p>大家さん、不動産事業者さんはどこに相談したら良い？</p>	<p>本事業を通じて入居された方や、登録住宅入居中の方が、「心配な様子」といった場合には、関係者専用電話までご連絡ください。賃貸人さん、不動産事業者さんから状況をお聞きし、福祉関係団体等と連携し問題解決にあたります。</p>
<p>大家さん、不動産事業者さんはどんな相談ができる？</p>	<p>入居者の日頃と違う様子や安否の心配、居室内での転倒などの事故が心配、家賃が支払われなくなるのが不安、外国人等の受入れが不安など、入居者に関する相談に応じます。</p>
<p>大家さん、不動産事業者さんを支援する意義は？</p>	<p>入居者支援をするために、賃貸人さん、不動産事業者さんの支援を通じて理解を広げることが大切です。 例えば、家賃滞納ケースなどは早期の介入により、家賃も払う、地域に住み続けることにつながり、入居者も賃貸人さんも双方にとって良い結果につながります。</p>
<p>セーフティネット住宅とは？</p>	<p>一定の基準に適合し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された民間の賃貸住宅です。</p>
<p>セーフティネット住宅の登録要件は？</p>	<p>住宅の床面積は原則として25㎡以上、住宅設備を有すること(台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室)、耐震性能を有すること建築基準法、消防法に反しないこと等です。 登録を検討いただける住宅がありましたら、関係者専用電話までご連絡ください。 登録サポートも可能です。</p>
<p>補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅とは？</p>	<p>セーフティネット住宅として登録されたもののうち、入居者を住宅確保要配慮者又はその方と同居する配偶者その他の親族に限る賃貸住宅です。名古屋市による家賃減額補助や家賃債務保証料減額補助があります。</p>

よくある質問～法律編(入居者)～

注意:個別の事例に関しては、弁護士等に法律相談をしてください。

質問	回答
<p>礼金とは何？</p>	<p>アパートなどの居住用住宅の借家契約を締結する際に、賃借人から賃貸人に対して交付されるお金のことです。 家賃の数か月分と定められることが多いようです。 礼金は、戦後の住宅難の頃、賃借人が家を貸してくれたことに感謝し、賃貸人に謝礼金を支払ったことに始まったものとされています。 契約当初の権利金に当たるものや、契約更新のときの更新料を礼金の名目で授受する場合があります。 礼金は、その性格上、賃貸借終了時に返却されないものとされています。</p>
<p>敷金とは何？</p>	<p>「敷金」「保証金」「権利金」「預入金」など名称を問わず、賃料などの賃借人の債務を担保するために、借家人から賃貸人に預けているお金です。 賃貸借が終了して借家人が賃貸人に家を明け渡した後に、敷金から借家人の債務額を差し引き、残額が借家人に返還されます。 敷金から差し引かれる債務には、例えば、家を明け渡すときまでに支払っていない未払賃料、借家人が誤って壁を傷つけたり、窓ガラスを壊したりしたときなどの原状回復費用があります。 通常の使い方をして年月の経過により畳や建具が古くなった場合など、自然の劣化や通常の消耗については、敷金から差し引かれる債務には含まれません。 賃貸人は、未払家賃、借家人が保管義務に違反して毀損した場合の修繕費用、明渡し費用等が発生する場合に備えて、借家人から一定程度の金銭を預かります。未払家賃や修繕費用等があれば、これらの債務の額を差し引いて、残額を借家人に返済することになります。</p>
<p>借りたアパートを出ていく際に、賃貸人から敷金は返さないと言われたが、敷金は返してもらえないか？</p>	<p>「敷金」は、賃借人が建物などを明け渡した際、賃借人に債務不履行がない限り、全額返されるのが原則です。 「賃借人の債務不履行」とは、賃料支払義務や原状回復義務を怠ったことなどをいい、そのような場合に、賃貸人は、敷金から不払いの賃料や、原状回復に要した費用が差し引くことができます。 そして、「原状回復義務」とは、借りたものを元々あった状態に戻す義務のことをいい、敷金返還の際、この「原状回復義務の範囲」を巡ってトラブルになることがよくあります。賃貸人が、ハウスクリーニング等の費用が敷金以上にかかることから、敷金は返せず、むしろ、敷金を上回る分を賃借人に請求するケースがあります。 これについては、賃借人が通常の使用をしていたにもかかわらず、例えば、年数が経過して畳や壁紙が古くなったり黒ずんだりした際の、畳の取替え費用や壁の補修費用等については、自然の劣化や通常の消耗として原状回復義務の範囲外ですので、賃貸人は敷金から差し引くことはできません。 他方、例えば、賃借人がタバコの灰を落として畳が焦げ付いた場合、誤って壁やガラスに傷を付けた場合など、補修費用等の故意又は重大な誤りによる損傷については、原状回復義務の範囲内ですので、敷金から差し引かれることがあります。</p>

<p>立ち退き料とは何？</p>	<p>土地建物の賃借人が、賃貸人の要請に応じて賃借物件を明け渡す場合に、その代償として支払われる金銭のことです。 相当な立ち退き料が支払われることは、賃貸人側からの賃貸借契約の更新拒絶または解約申入れにおいて、正当の事由を判断する際の一要素となります。ただし、立ち退き料が法律で定められているわけでもなく、賃借人に請求権があるわけでもありません。</p>
<p>賃貸人から一方的に賃貸借契約を解約され、退去を求められている。退去しなければならないか？</p>	<p>賃貸人は、①家賃滞納や老朽化等の正当の事由がある場合に限り、②賃貸人は賃借人に対して通知を行い、③6ヶ月以上の期間を置くことで、賃貸借契約を解約することができます。賃貸人からの一方的な解約については正当の事由がある場合に限定されていますので、直ちに退去しなければならないというわけではありません。</p>
<p>更新時に緊急連絡先の確保が出来ずに、退去を求められている。退去しなければならないか？</p>	<p>賃貸人は、上記の賃貸借契約の一方的解約の場合と同様に、正当の事由がなければ賃貸借契約更新の拒絶はできません。 「緊急連絡先の確保」は正当の事由に当たらないと思われるため、契約更新できると考えられます。</p>
<p>家賃を滞納してしまったのですが、即時退去をしなければならないか？</p>	<p>賃貸人が直ちに退去を求められるかは、賃貸人との間の信頼関係が破壊されているかによります。 賃貸人と賃借人との間の信頼関係が破壊されているかについては①賃料の不払いの程度、②賃料不払いに至る事情、③過去の賃料支払い状況、④解除の意思表示後の賃借人の対応等を考慮して、総合的に判断されます。 そのため、家賃の滞納があったとしても、直ちに退去しなければならないというわけではありません。</p>
<p>賃貸借契約書にある連帯保証人はどの範囲まで責任がある？</p>	<p>主たる債務利息、違約金、損害賠償、その他債務に関わる従たるすべての債務に関して責任を負います。 ただし、R2年4月に民法が改正され、連帯保証人の責任限度額(極度額)の範囲での保証となるため賃借人(契約者)が負担する債務と全く同じわけではありません。 また、賃借人の住み方や退去等の行為を目的とする債務履行の担保は連帯保証人が責任を持つべきでない債務と考えられます。ただし、今後、家賃を滞納してしまう可能性が高い場合や損害賠償を求められそうな行為がある場合等においては、連帯保証人は賃借人と話し合うのが良いと思われます。</p>
<p>賃貸借契約書にある緊急連絡先はどの範囲まで責任がある？</p>	<p>賃借人と連絡がつかなくなった場合に近況等の確認連絡が入る可能性はありますが、法的責任はありません。</p>

<p>賃貸人が家賃の値上げを求めているが、納得できないためどうすればよいか？</p>	<p>賃貸人は、①租税などの負担の増加、②土地や建物の価格の上昇その他経済事情の変動、③近隣の同種の建物の家賃と比べて不相当となったときの各事情があれば、家賃の値上げを請求できます。</p> <p>反対に、上記各事情が無ければ、家賃の値上げはできません。そのため、賃借人としては、直ちに家賃の値上げに同意しなければ退去しないといけないというわけではありません。</p>
<p>賃貸人に対して退去通知の送付後の(退去の)撤回は可能？</p>	<p>原則、一度行った賃借人の解約の意思表示は一方的な撤回はできません。事情がある場合は賃貸人に相談することがよいと考えられます。</p>
<p>アパートを借りているが、雨漏りや、お風呂が壊れていて使えないといった場合、賃貸人に修理を依頼することができるか？</p>	<p>民法では、賃貸人には、賃借人が支障なく部屋を使用するために必要な修理をする義務があるとされています。ですから、賃借人の不注意で故障したようなときは別として、そうでなければ、賃貸人に修理を請求できるのが原則です。</p> <p>ただし、賃貸借契約の中に、「修理費用は賃借人の負担とする。」という特約が定められている場合には、賃借人が修理費用を負担する必要があります。修理費用を賃借人の負担とする代わりに、家賃が相場よりも相当安くなっている場合もあり、このようなときは特約に従い、賃借人が修理費用を負担することになるでしょう。逆に、通常の家賃なのに、大規模な修理の費用まで賃借人の負担とする特約は、公平に反するので無効とされる可能性があります。一般的には、電球・蛍光灯の取替え、障子やふすまの張替え、水道のパッキンの取替えなど、小規模な修理についてだけ賃借人の費用負担とする特約が多いようです。</p> <p>賃貸人に修理する義務があるのに、請求しても賃貸人が修理してくれないというようなときは、賃借人が自分で修理をして、その費用を賃貸人に請求し、あるいは、家賃から差し引くというということもできます。賃貸借契約の目的物である部屋を、使用に適した状態に維持・保存するのに必要な費用を「必要費」といい、賃借人が支出した「必要費」は、賃貸人は直ちに賃借人に返さなければならないことになっているからです。</p> <p>一方、防犯のために玄関にもう1つ鍵をつけたり、窓ガラスを防犯用の強化ガラスに換えたというように、必ずしも部屋を使用するのに必要な修理とはいえない場合には、賃貸人に費用請求することは難しいでしょう。このように部屋をより良い状態で使用するための改良、改装に支出された費用を「有益費」といいますが、有益費については、賃借人が有益費を支出した結果、契約が終了した時点で目的物の価格が高くなったといえる場合に、賃貸人は、賃借人が支出した金額か、目的物の増加額のどちらかを選択して、賃借人に支払わなければならないこととなります。</p>

よくある質問～法律編(賃貸人・不動産事業者編)～

注意:個別の事例に関しては、弁護士等に法律相談をしてください。

質問	回答
<p>賃貸人は、賃借人の迷惑行為を理由として、賃貸借契約を解除できるか？ 賃貸人が、他の入居者に対する賃借人の迷惑行為を放置した場合、賃貸人に何らかの責任が生じるか？</p>	<p>賃借人は、契約又は目的物の性質によって定まる用法に従い使用収益する義務を負っています。そのため、賃借人は、迷惑行為により建物や他の入居者等を害すことなく、建物等を利用しなければなりません。</p> <p>そして、そのような迷惑行為が著しい場合は、賃貸人は、用法遵守義務違反があるとして、賃貸借契約を解除することができます。</p> <p>他方、賃貸人は、賃借人に対し、賃借人から賃料を受け取る代わりに、その部屋を使用収益させる義務を負います。そのため、賃貸人としても、他の入居者が迷惑行為に及んだことにより賃借人が使用に耐えられないような場合、改善を求めたり、上記のように契約解除を行ったりして適切な措置を講じる義務があります。</p> <p>そして、適切な措置を講じることなく、放置した場合は、他の賃借人に対する債務不履行があったこととなりますので、慰謝料や支払われた賃料のうち相当額や転居費用等の損害賠償義務を負うことがあり得ます。</p>
<p>貸しているアパートに十分な耐震性があるかどうか不安がある。賃借人に被害が出たような場合に、どのような責任を負うか？</p>	<p>建物に瑕疵があった場合には、責任を負う可能性が高いといえます。賃貸人が建物の倒壊等によって賃借人に被害が発生した場合に責任を負う原因としては、①賃貸借契約上の債務不履行、②土地の工作物の所有者としての不法行為責任(土地工作物責任)が考えられます。</p> <p>①賃貸借契約上の債務不履行については、賃貸人が責任を負うのは、故意または過失があった場合に限られます。②土地工作物責任を一次的に負うのは、工作物の占有者(賃借人)ですが、賃借人は、損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは免責され、その際には所有者(賃貸人)が責任を負います。居住用の物件の場合、建物の構造的な部分について賃借人に注意義務違反を問うのは難しいでしょう。賃貸人の土地工作物責任は、債務不履行の場合と異なり、故意・過失がない場合も免責されません。</p>
<p>入居者死亡後の賃貸借契約の解除と残置物処分はどのようにすすめるのか？</p>	<p>入居者死亡後であっても、賃貸借契約を解除し、明渡しをしてもらうことが原則であり、一方的に残置物等を処分することはできません。なぜなら、入居者の死亡後、賃借権は相続人に相続されますし、残置物も、その入居者の相続人が引き継ぐことになるからです。</p> <p>そのため、賃貸借契約を解除する際には、相続人を探して、解除し、明渡しをしてもらう必要があります。入居者死亡後に相続人を探すことは困難が伴いますので、賃貸借契約時に、親族等の連絡先を把握しておくことが望ましいと考えられます。</p> <p>入居者の親族等の連絡先が不明な場合(身寄りが無い場合)には、あらかじめ存命中に死後の事務処理について第三者に委ねる契約(死後事務委任契約)を結んでおいたり、遺言を活用したりするなど、様々な方法があります。詳しくは、関係機関へお問い合わせください。</p>

<p>入居者が亡くなったが、相続人が残置物を取りに来ない。家財道具等は処分してよいか？</p>	<p>賃貸借契約において賃借人が死亡しても賃貸借契約は終了せず、建物を借りる権利＝借家権は、相続人に相続されます。そのため残置物は相続財産にあたると思われるため勝手に処分することはできません。連帯保証人や緊急連絡先に一度状況の確認をしてみてください。</p>
<p>入居者が亡くなり、相続人が家財道具等を取りに来るまでの間の家賃は請求できるか？</p>	<p>賃貸借契約は相続対象となるため、相続人からの契約解除などの申し出がない限り家賃は相続人へ請求できます。相続人が相続放棄をされた場合は誰に明渡しなどの請求を行ってよいか複雑になるため専門機関へ相談されると良いでしょう。</p>
<p>入居者がなくなった場合の相続順位は？</p>	<p>配偶者は常に相続人です。配偶者がいない場合、第一順位は子(死亡している場合は孫)、第二順位は親(死亡している場合は祖母)、第三順位はきょうだい(死亡している場合は姪・甥)という順位になります。</p>

愛知県あんしん賃貸支援事業 協力店情報(名古屋市内)

愛知県では、民間住宅市場において家賃等を適正に支払い、自立した日常生活を営むことができる高齢者、障害者、外国人などの世帯の入居を拒まない住宅等の登録制度である「愛知県あんしん賃貸支援事業」を行っており、その住宅等の仲介を行う事業者として協力店を登録しています。

なお、民間賃貸住宅への入居に際してはそれぞれ審査等があります。入居を確約するものではありませんのでご了承ください。

協力店名	住所	電話番号
(有)和合不動産	千種区春岡通七丁目 68 番地	052-733-8333
株式会社エイブル 池下店	千種区池下 1 丁目 11-12 池下安田ビル 1 階	052-751-3131
株式会社エイブル 千種店	千種区今池 1 丁目 4-1 千種駅前ビル 2 階	052-741-5388
株式会社エイブル 星ヶ丘店	千種区井上町 74-2 鈴幸西ビル 1 階	052-782-2511
株式会社 セレニール	千種区高見 2 丁目 10 番 13 号	052-751-7727
株式会社 東屋	千種区今地 4 丁目 7-4	052-733-3511
株式会社 エステート トーカー	千種区唐山町 1 丁目 68 番地	052-781-8181
株式会社 ニッショー 千種支店	千種区今池 1 丁目 2 番 5 号プラザフェニックス 村松苑 1F	052-733-6080
株式会社 ニッショー 池下支店	千種区春岡 1 丁目 4 番 8 号 ESSE 池下 1 階	052-763-3831
株式会社 ニッショー 本山支店	千種区四谷通 1 丁目 13 番地ノア四ツ谷 2F	052-783-6511
株式会社 ニッショー 星ヶ丘支店	千種区井上町 115 番地	052-782-1711
丸兼木材株式会社	東区古出来三丁目 1 番 10 号	052-739-5150
株式会社エイブル 黒川店	北区田幡 2 丁目 12-5 丸昌ビル 1 階	052-916-9155
株式会社エイブル 大曽根店	北区大曽根 3 丁目 14-5 小川の荘 1 階	052-981-3499
プリマヴェーラ・アイ 不動産株式会社	北区山田 4 丁目 17 番 3 号プリマヴェーラ大曽根 北 101 号室	052-982-7373
株式会社 ニッショー 黒川支店	北区田幡二丁目 12 番 12 号 Maison de Ruisseau 1F	052-912-1911
株式会社 ニッショー 大曽根支店	北区大曽根 3 丁目 5 番 15 号大曽根朝日マンシヨ ン 1 階	052-991-3711

株式会社 不二興産	西区南川町 227 番地	052-509-2460
株式会社エイブル 浄心店	西区上名古屋 2 丁目 5-7 茂里川ビル 1 階	052-521-1121
株式会社エイブル 上小田井店	西区八筋町 286-1	052-506-9488
株式会社 ふくろう不 動産	西区児玉二丁目 26 番 17 号	052-508-4911
株式会社 ニッショー 小田井支店	西区貴生町 3 番地 YGM マンション小田井 1 F	052-503-1861
株式会社 ニッショー 浄心支店	西区花の木 1 丁目 12 番 23 号エクセル花の木 1 F	052-523-0711
株式会社エイブル 名古屋本店	中村区椿町 15-19 学校法人秋田学園名駅ビル 1 階	052-452-0826
株式会社エイブル 中村公園店	中村区豊国通 1 丁目 18 第 5 村上ビル 1 階	052-412-7701
株式会社 ニッショー 名古屋駅前支店	中村区名駅 3 丁目 13 番 24 号第一はせ川ビル 1 階	052-569-0900
株式会社 ニッショー 中村支店	中村区豊国通 1 丁目 23 番地 3 ポニーランドビル 1 F	052-412-4455
株式会社エイブル 栄店	中区錦 3 丁目 24-鶴重ビル 2 階	052-971-8621
株式会社エイブル 矢場町店	中区栄 3 丁目 17-17 エイブルビル	052-259-0331
株式会社エイブル 広小路伏見店	中区 2 丁目 19-21 錦広小路 T N ビル 1 階	052-219-6226
株式会社エイブル 金山店	中区金山 4 丁目 6-27 金山共同ビル 3 階	052-324-0351
株式会社レナックス	中区錦 3 丁目 13 番 17 号田中ビル 3 階	052-962-5466
株式会社 ニッショー 栄支店	中区栄 2 丁目 4 番 10 号セントラル栄ビル 1 階	052-203-1681
シニアライフ不動産株 式会社	中区錦二丁目 17-30 河越ビル 403	052-209-9259
株式会社エポックメイ キング	中区大須 3 丁目 3 1 番 22 号 C フォレスト II 7 階	052-253-8734
株式会社エイブル 御器所店	昭和区御器所通 3 丁目 9 エスタシオン御器所 1 階	052-741-9011
株式会社エイブル 八事店	昭和区広路町字北石坂 102-148 パーク八事 1 階	052-839-3322
株式会社 ニッショー 御器所支店	昭和区阿由知通 3 丁目 23 番地ディーベス 23 2 F	052-735-6001

株式会社 ニッショー 枳中支店	昭和区隼人町 2 番地 4 パンプキンクラブ 1F	052-834-3311
株式会社 ニッショー 八事支店	昭和区八事本町 101 番地 2 森本ビル 1F	052-836-6100
株式会社イー・アール・エス	昭和区川名本町 4-19 コトブキハイツ 202 号	052-757-3011
株式会社エイブル 新瑞橋店	瑞穂区瑞穂通 8 丁目 16 第 2 小林ビル 1 階	052-851-6110
株式会社エイブル 桜山店	瑞穂区瑞穂通 1 丁目 34 サンマリーノ 1 階	052-852-8126
株式会社 ニッショー 新瑞支店	瑞穂区洲山町 2 丁目 25 番地寺本ビル 1F	052-853-0761
株式会社エイブル 熱田店	熱田区神宮 4 丁目 1-1	052-683-8251
株式会社 ニッショー 金山支店	熱田区金山町一丁目 5 番 2 号クマダ 77 ビル 2 階	052-683-7001
株式会社 ニッショー 熱田支店	熱田区神宮 4 丁目 6 番 25 号ナガツビル 1F	052-671-5200
株式会社エイブル 高畑店	中川区高畑 1 丁目 207 アーバンオクムラ 1 階	052-363-0933
株式会社 ニッショー 高畑支店	中川区高畑二丁目 101 番地高畑 101 ビル 1 F	052-351-1141
坂野不動産	中川区富田町大字千音寺 2809 番地	052-431-4855
株式会社 ニッショー 東海通支店	港区津金一丁目 2 番 1 号	052-654-9515
株式会社エイブル 小幡店	守山区中新 10-10 第 2 大島ビル 1 階	052-796-3006
株式会社 ニッショー 守山支店	守山区小幡中 1 丁目 28 番 2 号サンクチュアリ小幡 1F	052-792-8700
株式会社 ニッショー 徳重支店	緑区黒沢台 4 丁目 1511 番地鳴海プラザ 1F	052-848-6470
株式会社 ニッショー 緑支店	緑区鳴海町上汐田 18 番地エトワール 1F	052-622-6700
名東商事	名東区高針一丁目 1701 番地	052-703-0883
株式会社 けいアンド けい	名東区名東本通 5 丁目 23 番地けいアンドけいビル 2 階	052-701-0056
株式会社 サンヨーエ ステイト	名東区高社一丁目 248 番地	052-774-0005
株式会社エイブル 藤ヶ丘店	名東区藤ヶ丘 141 藤ヶ丘駅前ビル 2 階	052-775-1237

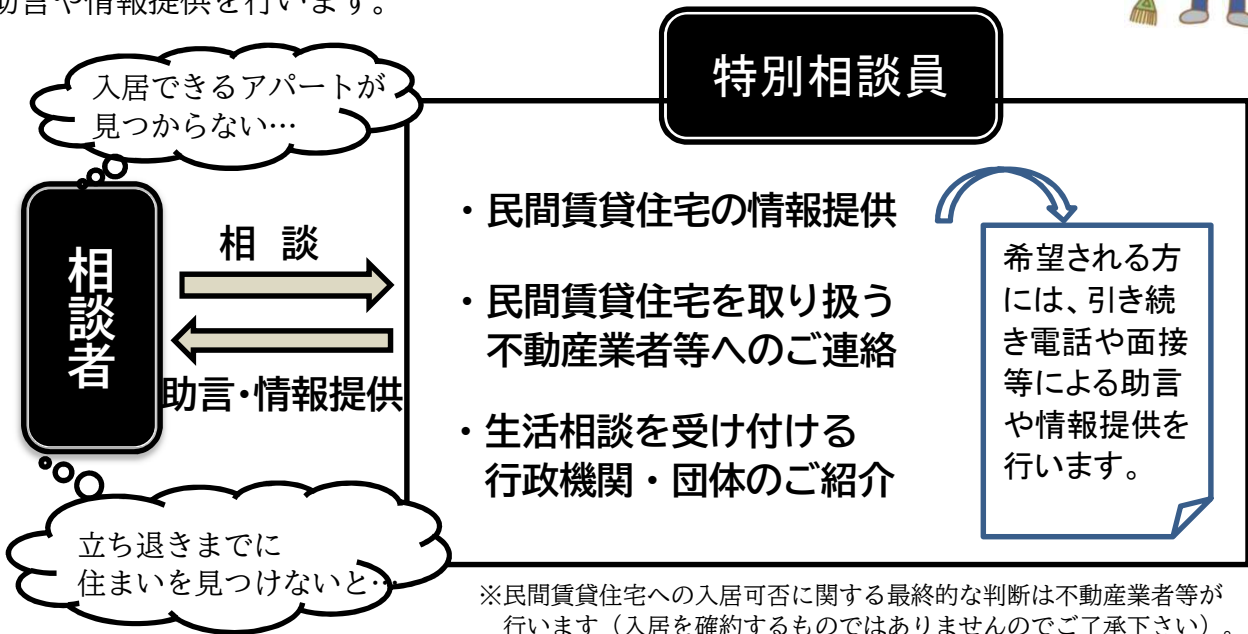
株式会社 ニッショー 本郷支店	名東区上社 2 丁目 74 番地 1 大裕本郷ビル 2F	052-775-4500
株式会社 ニッショー 藤ヶ丘支店	名東区藤が丘 138 番地 1 タイケンビル 1F	052-775-7311
株式会社ユニホー 本社管理事業部	名東区一社 3-7	052-703-1480
株式会社エイブル 塩釜口店	天白区塩釜口 1 丁目 713-1	052-837-3660
株式会社エイブル 天白店	天白区植田南 2 丁目 116 日映マンションⅡ 1 階	052-803-9911
株式会社エイブル 野並店	天白区野並 3 丁目 225-1 サーナ野並 1 階	052-896-3161
日徳ハウジング 株式 会社	天白区植田南二丁目 202 番地ニューエレガント 植田 1 階	052-803-0001
株式会社 ミニミニ 植田駅前店	天白区植田 3-1201	052-800-3215
株式会社 ニッショー 塩釜口支店	天白区塩釜口 1 丁目 855 番地 K-ROSS RORD (ク ロスロード) 1 階	052-834-7711
株式会社 ニッショー 植田支店	天白区植田 3 丁目 1206 番地サンシャインビル 1 F	052-800-5700
株式会社 ニッショー 平針支店	天白区平針 3 丁目 111 番地名東ビル 2F	052-804-1700
株式会社 ニッショー 野並支店	天白区野並三丁目 401 番地アサノビル 2F	052-896-5800
株式会社ユニホー 天白 営業所	天白区原 1 丁目 2214 番地ユニーブル原央 1F	052-803-9521

参考資料

- ① 民間賃貸住宅入居相談
- ② 住まい探しでお困りの方へ「住宅セーフティネット制度のご案内」
- ③ 民間賃貸住宅「補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」の入居のご案内
- ④ 大屋さん・不動産事業者向け「住宅セーフティネット制度のご案内」
- ⑤ 居住支援ガイドブックなごや
- ⑥ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)登録制度のご案内
- ⑦ 愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人一覧
- ⑧ 愛知県あんしん賃貸支援事業のご案内
- ⑨ 名古屋市「住まいの相談コーナー」
- ⑩ 名古屋市市営住宅・定住促進住宅 入居者募集総合案内
- ⑪ 高齢者向け優良賃貸住宅のご案内

民間賃貸住宅入居相談

- 名古屋市の「住まいの相談コーナー」で、毎月4回（原則第1月曜、第2土曜、第3・第4金曜）、高齢者・障害者・所得が少ない方など住まいの確保に配慮を要する方々を対象に、民間賃貸住宅への入居に関する特別相談を受け付けます。
- 相談当日は、住まいの希望や条件をお聞きしながら、インターネットの賃貸住宅サイトなどを利用して、住まい探しについての助言や情報提供を行います。
- 引き続き入居支援の相談を希望される方には、継続して電話や面接等による助言や情報提供を行います。



相談員	名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会から派遣された特別相談員
実施場所	栄市民サービスコーナー 住まいの窓口 名古屋市「住まいの相談コーナー」 （名古屋市中区栄三丁目5番12号先 栄・森の地下街南四番街 南側） <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">裏面の案内図をご覧ください</div>
相談日時	月4回（原則 第1月曜、第2土曜、第3・第4金曜） 午後1時～午後4時 [令和4年] 4/4(月)・ 9(土)・15(金)・22(金) 5/2(月)・14(土)・20(金)・27(金) 6/6(月)・11(土)・17(金)・24(金) 7/4(月)・ 9(土)・15(金)・22(金) 8/1(月)・13(土)・19(金)・26(金) 9/5(月)・10(土)・16(金)・30(金)
予約受付	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 名古屋市「住まいの相談コーナー」 電話:052(242)4555 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談を希望される月の前月1日（定休日の場合は1日以降の営業日）から、ご予約を受け付けています。 ・ 市内に在住、在勤又は在学の方（予定を含む）が対象です。

名古屋市「住まいの相談コーナー」

栄地下街にある栄市民サービスコーナー「住まいの窓口」で、住まい・空き家利活用に関する情報の提供・相談の予約受付を行っています。

営業時間

午前10時～午後7時

定休日

毎週木曜日、第2・4水曜日
年末年始

所在地

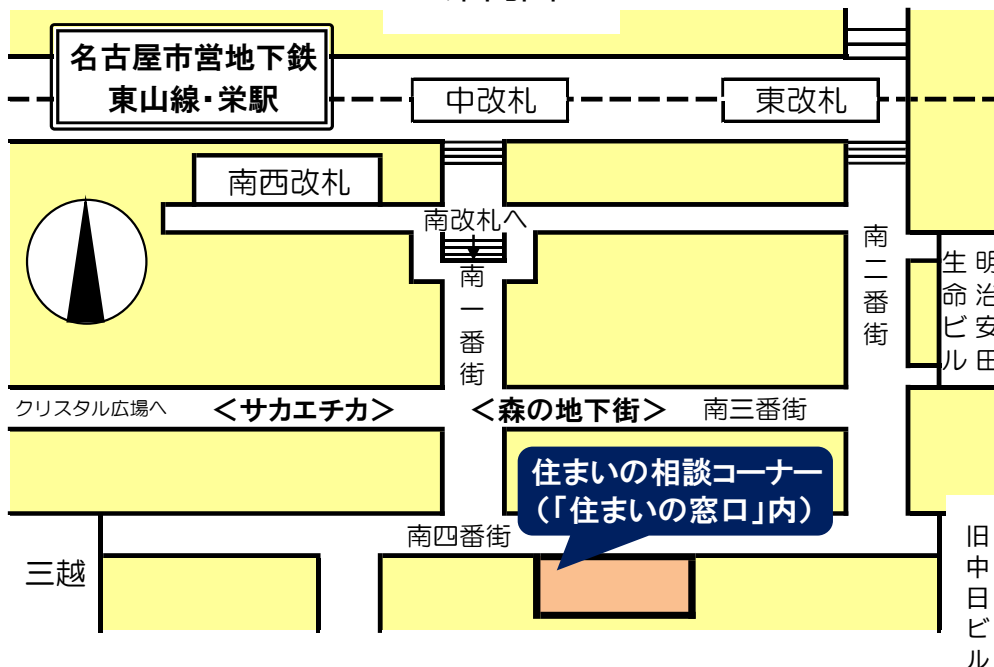
中区栄三丁目5番12号先
栄・森の地下街 南四番街 南側

電話番号

052(242)4555



<案内図>

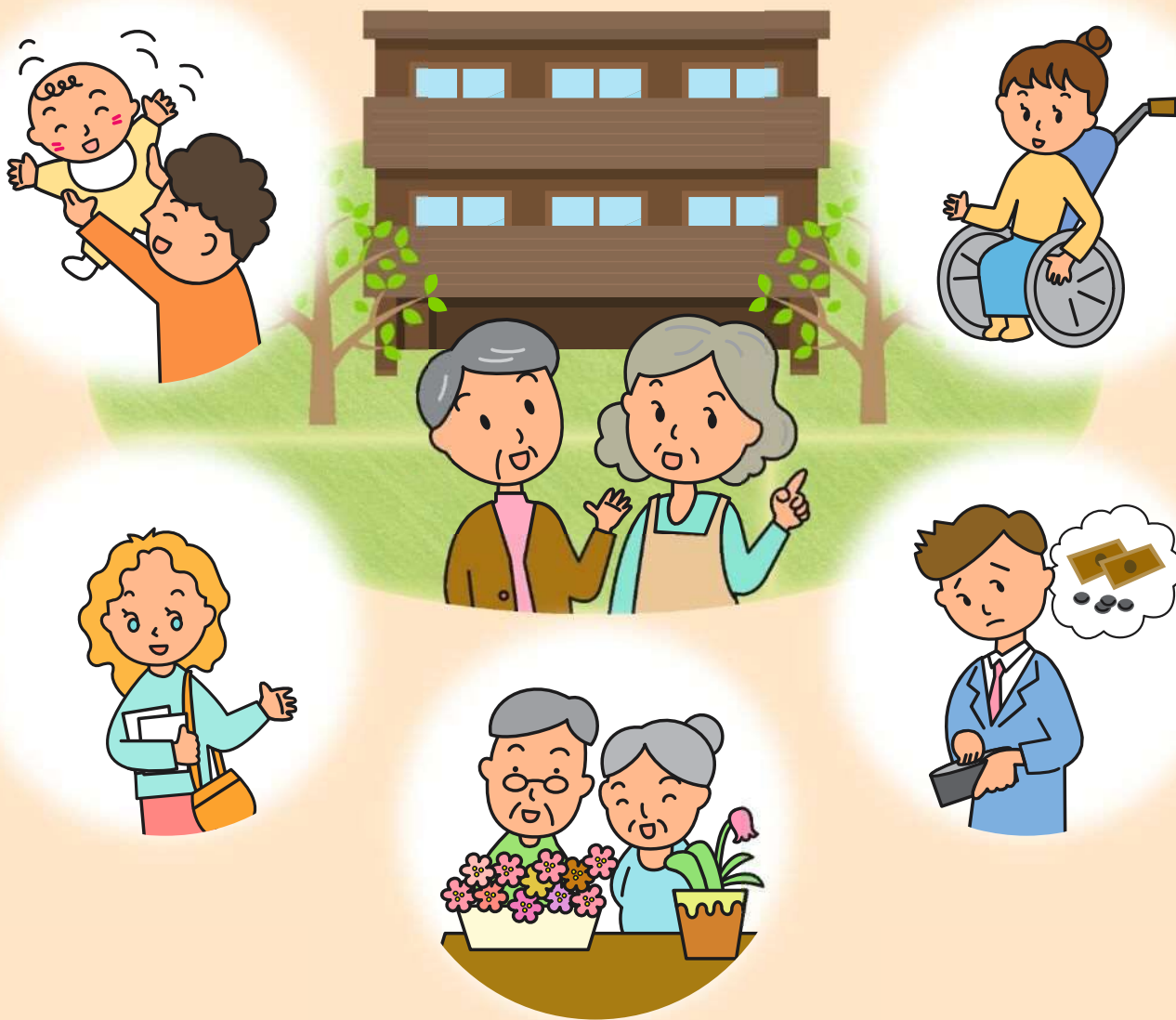


市営住宅、定住促進住宅、市公社住宅、県営住宅、県公社住宅及びUR賃貸住宅への入居に関する案内窓口も設置されていますので、併せてご利用ください。

住まい探しでお困りの方へ

住宅セーフティネット 制度のご案内

高齢者、障害者、低額所得者、外国人、子育て世帯など
住宅の確保にお困りの皆様へ、
住まい探しのお手伝いをさせていただきます。



名古屋市

2022年1月

1 居住支援の実施

住まい探しなどでお困りの方へ

名古屋市住まいサポートなごやによる「民間賃貸住宅の住まい探しのサポート」をはじめ、**住宅確保要配慮者居住支援法人**による入居相談・入居中の見守りや生活相談など、住まいに関する支援を利用することができます。

(1) 名古屋市住まいサポートなごやによる「民間賃貸住宅の住まい探しのサポート」

「住まいサポートなごや」では、居住支援コーディネーターと住宅相談員が住宅の確保にお困りの方へ民間賃貸住宅の入居のサポートや福祉等の関係者・関係機関と連携しながら入居後の居住の安定確保に向けた支援のコーディネート（調整）を行うとともに、セーフティネット住宅の大家さん等からの入居トラブルに関する相談に対応し、居住支援活動のネットワークづくりを進めます。

民間賃貸住宅の住まい探しのサポート

相談
無料

原則
予約制

住まい探しでお困りの方は、「民間賃貸住宅入居相談」にて初回相談を行います。相談は、予約制による面談になります。名古屋市「住まいの相談コーナー」へ電話により予約をお願いします。民間賃貸住宅への入居に向けて、物件情報の提供や継続した支援のコーディネート（調整）を行います。

栄市民サービスコーナー住まいの窓口

名古屋市「住まいの相談コーナー」民間賃貸住宅入居相談（月3回・予約制）

予約電話 TEL:052-242-4555

予約受付

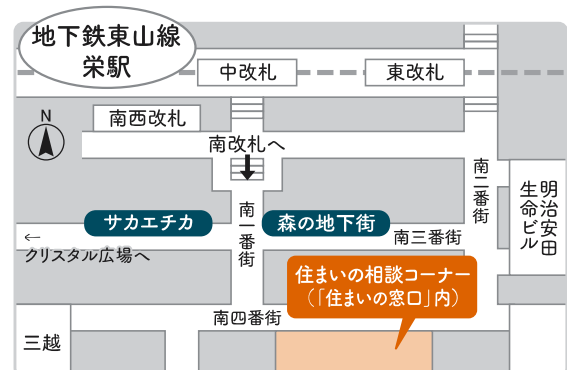
- 相談を希望される月の前月1日（定休日の場合は1日以降の営業日）から、ご予約を受け付けています。
- 市内に在住、在勤又は在学（予定者を含む）の方が対象です。

【営業時間】 午前10時～午後7時

【定休日】 毎週木曜日、第2・4水曜日
年末年始

【所在地】 中区栄三丁目5番12号先
栄・森の地下街 南四番街 南側

市営住宅、定住促進住宅、市公社住宅、県営住宅、県公社住宅及びUR賃貸住宅への入居に関する案内窓口も設置されていますので、併せてご利用ください！



「住まいサポートなごや」は、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会と公益社団法人愛知共同住宅協会による「なごや居住支援コンソーシアム」が名古屋市からの委託を受けて実施しています。

(2) 住宅確保要配慮者居住支援法人一覧（名古屋市内在支援業務区域とする法人）

住宅確保要配慮者居住支援法人とは

居住支援法人とは、都道府県知事の指定を受け、住宅確保要配慮者の方を対象に、主に以下の支援を行うNPO法人などの民間団体となります。

- ①賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、相談
- ②見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
- ③セーフティネット住宅の家賃債務保証に関する業務 など

※支援の対象や内容・費用負担の有無などは、法人により異なりますのでご注意ください。

サポート内容などの詳細は直接各法人へお問い合わせください。

[支援対象者:★=主たる対象者]

【指定番号】愛知第01号 特定非営利活動法人 たすけあい名古屋 居住支援担当 	住 所	名古屋市緑区鳴子町1-6 鳴子団地80号棟001号室	連絡先	TEL:052-892-0281
	団体概要	地域の福祉拠点として、27年間の障害介護福祉サービスの実績がございます。中でも「住まい」の困り事解決は、「生活」とワンセットで解決しなければなりません。「住まい・生活」をワンセットとして、問題解決を図って参ります。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証（提携先紹介） その他（保証人・緊急連絡先の引き受け支援）		
	支援対象者	★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者		
【指定番号】愛知第02号 公益社団法人 愛知共同住宅協会 見守り大家さん ヘルプライン 	住 所	①名古屋市中区橋一丁目26-18 ②豊田市西町1-4（豊田支部）	連絡先	TEL:0120-279-083
	団体概要	「見守り大家さんヘルプライン」（無料電話相談）を実施。住宅確保要配慮者、賃貸人、支援者（行政、福祉、医療、司法等）から寄せられる「転居先がない」「家を失いそう」「入居者が心配」などの相談に、関係機関と連携して対応します。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日を除く） 10:00～16:00		
	相談方法	電話		
	サポート内容	入居相談		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他		
【指定番号】愛知第03号 ホームネット株式会社 居住支援担当 	住 所	東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11F	連絡先	TEL:0120-460-560
	団体概要	フリーダイヤルによる入居相談（不動産事業者の紹介）と電話による安否確認、万一の場合の費用補償（原状回復・遺品整理費用）を活用した支援を行っています。		
	相談日時	月曜日・木曜日（祝日を除く） 9:00～18:00		
	相談方法	電話		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証（提携先紹介）		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 生活困窮者		
【指定番号】愛知第04号 特定非営利活動法人 あたたかい心 居住支援担当 	住 所	名古屋市瑞穂区堀田通8-7	連絡先	TEL:052-883-8505
	団体概要	2002年設立。障がい者や高齢者のための事業所を名古屋市を中心に25か所運営しています。お家を探すことが困難な方に寄り添い、親身になってお手伝いします。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日も可） 10:00～16:00		
	相談方法	電話 面接 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証（提携先紹介）		
	支援対象者	被災者 ★高齢者 ★障害者 子育て世帯 DV被害者 生活困窮者		

【指定番号】愛知第05号 特定非営利活動法人 介護サービスくら 居住支援担当 	住 所	名古屋市名東区高針荒田1011	連絡先	TEL:052-753-9982
	団体概要	「住み慣れた街で、いつまでも安心して暮らしたい」という思いを実現するため、そこに住むだけでなく、定住するために必要な支援の提供や高齢者向けの有料老人ホーム等の運営をしています。		
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 10:00～16:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(退去相談)		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 障害者 子育て世帯 DV被害者 生活困窮者		
【指定番号】愛知第07号 特定非営利活動法人 ノッポの会 居住支援担当 	住 所	名古屋市西区平出町28	連絡先	TEL:052-509-5621
	団体概要	デイサービス事業をはじめ、有料老人ホーム、訪問介護など高齢者に向けたサービスを提供しています。介護保険では対応できない問題に長年対応してきたノウハウを活かした支援を行っています。		
	相談日時	月曜日～土曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	低額所得者 ★高齢者 障害者 子育て世帯		
【指定番号】愛知第08号 社会福祉法人 共生福祉会 ソーネ居住支援センター	住 所	名古屋市北区山田二丁目11-62 大曾根住宅1棟1F ソーネおおぞね内	連絡先	TEL:052-910-9101
	団体概要	仕事・暮らし自立サポートセンター、障がい者基幹相談支援センター、障がい者就業・生活支援センターなど障がい者、生活困窮者の相談支援機関として、あらゆる人々の相談に対応しています。緊急連絡先や様々な生活保証業務、サブリース賃貸物件の拡大により住居の提供も行っています。		
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日も可) 10:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 家賃債務保証(賃貸保証会社との協定による家賃債務保証の確保) 見守り・生活支援 その他【保証業務(緊急連絡先)・財産管理・死後事務】		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他刑余者など		
【指定番号】愛知第14号 一般社団法人 家財整理相談窓口 	住 所	東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11F	連絡先	TEL:03-5287-4387
	団体概要	住まい探し、見守り支援の他、住み替えや退去に伴う家財整理や活用していない家屋の残置物についての相談に対応し、具体的な家財整理については直接訪問し、状況を確認の上見積を実施します。		
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	相談方法	電話 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(転居等に伴う家財整理)		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 障害者 子育て世帯 外国人 生活困窮者 その他		
【指定番号】愛知第16号 株式会社リンクリンク 居住支援担当 	住 所	名古屋市中村区名駅南一丁目19-27 オルバースビルディング名古屋5F	連絡先	TEL:052-414-7275
	団体概要	お子さんのいる家庭、ひとり親家庭、DVでお困りの方などで、住まいを必要としている方に住まい探しと安心できる暮らしをサポートしています。就業支援やシェアハウスの運営等も行っています。		
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援		
	支援対象者	★子育て世帯 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★児童虐待を受けたもの		

住宅確保要配慮者居住支援法人一覧（名古屋市内を支援業務区域とする法人）

サポート内容などの詳細は直接各法人へお問い合わせください。

[支援対象者:★=主たる対象者]

【指定番号】愛知第17号 NPO法人 ファミリーステーションRin 居住支援Smairin 	住 所	日進市岩藤町陸見63	連絡先	TEL:080-2626-4380
	団体概要	お子さんのいる家庭、ひとり親家庭、DVでお困りの方などで住まいを必要としている方に住まい探しと安心できる暮らしをサポートしています。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	低額所得者 ★子育て世帯 ★DV被害者 ★その他(ひとり親家庭)		
【指定番号】愛知第18号 株式会社くらしケア 居住支援担当 	住 所	名古屋市千種区小松町6-11-3 OS・SKYマンション レスカール大久手201	連絡先	TEL:0120-7070-39
	団体概要	2011年創業。メンタルヘルスに特化したサービスを提供する団体。愛知岐阜で活動中です。精神科訪問看護・相談支援・宅地建物取引の専門スタッフが相談者の暮らしや住まい、健康についてのご相談に応じています。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～18:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール LINE		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(サブリース、医療福祉サービス紹介、建物取壊し等による転居相談)		
	支援対象者	★障害者 ★高齢者 その他		
【指定番号】愛知第20号 社会福祉法人 名古屋市 社会福祉協議会 居住支援担当 	住 所	名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5F	連絡先	TEL:052-911-3193
	団体概要	地域住民やボランティア、福祉関係者の皆さんと協力し、「住まい」をはじめとした様々な地域生活課題の解決を通じて、「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち」をめざしています。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他		
【指定番号】愛知第21号 特定非営利活動法人 くらし応援ネットワーク 居住支援担当 	住 所	名古屋市熱田区金山町一丁目7-20 SH SQUARE Kanayama 1F	連絡先	TEL:052-253-9071
	団体概要	身寄りが無い、その日から行き場がない、矯正施設を退所した等の事情のある人や、障がいをお持ちの方1,000名を支援してまいりました。不動産会社や福祉機関と連携し、住まい探しをお手伝いします。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～18:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介) その他(サブリース、保証人・緊急連絡先の引き受け支援)		
	支援対象者	高齢者 ★障害者 ★矯正施設退所者		
【指定番号】愛知第24号 有限会社 NewsAgentHosokawa 居住支援法人担当 	住 所	長久手市作田二丁目809	連絡先	TEL:0561-63-6554
	団体概要	平成25年より長久手市を中心に地域見守り活動や食の自立支援事業を受託し、そこで関わる高齢者や障害をお持ちの方を対象とした見守り事業や賃貸住宅への入居援助事業を実施しております。		
	相談日時	月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00		
	相談方法	電話 面接 訪問 メール・FAX		
	サポート内容	入居相談 見守り・生活支援 家賃債務保証(提携先紹介)		
	支援対象者	★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★DV被害者		

(令和3年12月1日現在)

2 セーフティネット住宅の情報提供

ご自身で住まいを探したい方へ

住宅の確保に配慮を要する方々の入居を受け入れる民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の情報提供をホームページで行っています。

国土交通省「セーフティネット住宅情報提供システム」をご覧ください。



セーフティネット住宅 検索

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



「補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」のご案内

セーフティネット住宅のうち、「家賃減額補助」などが実施されている低額所得者の方（世帯月収15万8千円以下の方）向けの住宅があります。詳しくは、名古屋市ホームページでご確認いただくか、名古屋市住宅都市局住宅企画課（TEL:052-972-2772）にお問い合わせください。



<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000098535.html>

名古屋市ホームページ > 暮らしの情報 > 生活と住まい > 住宅 > 住まいを借りる > 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人の方で住まいをお探しの方へ > 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）

住宅セーフティネット制度とは

高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者）に対して、その入居を受け入れることとして名古屋市に登録された民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の情報提供を行うとともに、大家さん等が実施する住宅改修や家賃減額等への経済的支援や住宅確保要配慮者の方々への相談・見守り等の居住支援をあわせて行うものです。



住宅の確保に配慮を要する方々

- 高齢者
- 障害者
- 低額所得者（概ね月収15万8千円以下）
- 被災者（被災後3年以内）
- 子育て世帯（高校生相当までの子どもを養育する世帯）
- 外国人
- 児童虐待を受けた者
- DV被害者
- 犯罪被害者
- 矯正施設退所者
- 生活困窮者
- 東日本大震災の被災者 など

補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅とは

- ①高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者※の入居を受け入れる住宅として名古屋市に登録された民間の賃貸住宅で、入居者を住宅確保要配慮者とその配偶者等の親族に限定した住宅です。
- ②名古屋市による家賃減額補助や家賃債務保証料減額補助のある住宅となります。
- ③入居募集の時期や入居手続きについては、それぞれの住宅の事業者又は管理会社等へ直接お問い合わせください。なお、住宅によっては、改修工事後の入居開始となる場合があります。

※法令等に定める住宅確保要配慮者の詳細は、名古屋市ウェブサイトをご覧ください（名古屋市トップページからサイト内検索をしてください）。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）

🔍 サイト内検索

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000098535.html>

1. 入居できる方 ※物件により異なりますので、住宅一覧表の「受け入れ対象世帯」でご確認ください。

次の①から⑥までのいずれかに該当する世帯で世帯の所得月額が158,000円以下であること。

①高齢者世帯（次の①②いずれかに該当する世帯）

①60歳以上の単身世帯 ②60歳以上の方とその同居者が配偶者（60歳未満可）又は生計を一にする60歳以上の親族である世帯

②障害者等世帯（入居者又は同居する配偶者その他生計を一にする親族に、次の①から⑦のいずれかに該当する方がいる世帯）

①身体障害者手帳（1級から4級）所持者 ②精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）所持者 ③愛護手帳（1度から3度）所持者・療育手帳（A又はB）所持者 ④戦傷病者 ⑤原子爆弾被爆者 ⑥海外引揚者 ⑦ハンセン病療養所入所者等

③被災者世帯

災害（発生した日から起算して3年以内）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた方又は災害に際し災害救助法が適用された同法第2条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた世帯

④子育て世帯

子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方）を養育している世帯

⑤新婚世帯

配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）を得て5年以内の方

⑥低額所得（世帯の所得月額158,000円以下）世帯

2. 家賃減額補助

- ・入居世帯の所得によって、名古屋市と国の補助により家賃が減額されます。補助の期間は専用住宅としての管理開始から原則10年（家賃減額補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合は20年）以内です。ただし、上記1の③④世帯は管理期間内かつ6年以内、⑤世帯は管理期間内かつ3年以内。

※実際の入居日が月の初日以外である場合、家賃減額補助は翌月からとなりますのでご注意ください。

※同一世帯が3年を超えて家賃減額補助を受ける場合、3年ごとに当該世帯の家賃減額補助の継続必要性の審査を行います。

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が概ね20%以上減少された方は、家賃減額補助の限度額引上げの適用を受けられる場合があります。適用条件など詳細は、住宅企画課までお問い合わせください。

3. 家賃債務保証料減額補助

家賃債務保証料減額補助は、初回の家賃債務保証料の2分の1（一住戸あたり同一年度内上限6万円）になります。

※補助額に上限がありますので、年度途中での入居等の場合には、事業者又は管理会社等へお問い合わせください。

4. その他

- ・生活保護法に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法に規定する住居確保給付金を受給している方は、家賃減額補助、家賃債務保証料減額補助のいずれも受けることはできません。
- ・夫婦を分割した世帯や不自然な寄り合い世帯など、不自然な世帯構成とみなされる場合には入居をしていただくことはできません。
- ・補助の内容など詳細は、住宅一覧表の連絡先(事業者・管理会社等)又は住宅企画課までお問い合わせください。

5. 住宅一覧表（令和3年度新規）

No.	受け入れ対象世帯 (○が受入対象)						補助の種類		賃貸住宅情報							募集情報			
	高齢者	障害者等	被災者	子育て	新婚	低額所得	家賃減額	家賃債務減額	住宅名	所在地 (最寄公共交通機関)	戸数 (戸)	竣工年月	住宅タイプ	広さ(m ²)	家賃減額補助後家賃 (円)	本来家賃 (円)	共益費 (円)	連絡先 (事業者または管理会社等)	入居開始 (予定)日 【管理開始 年月】
1	○	○	○	○	○	○	○	○	レスポアール城北	北区域見通三丁目1-1 (地下鉄黒川 約250m)	5	S59.7	1K	20.67 ~21.70	10,000 ~ 21,000	47,000	4,000	(社福)共生福祉会 Tel 910-9101	8/1 【R3年7月】
2	○	○	○	○	○	○	○	—	オリエントビル	名東区牧の里一丁目507 (市バス高針 約300m)	2	S60.3	1K	25.55 ~30.74	10,000 ~ 21,000	41,000	4,000	(株)Ts PLUS Tel 715-8111	8/1 【R3年7月】
3	○	○	○	○	○	○	○	—	中駒九番団地 1号棟	港区九番町1丁目1番地の1 (地下鉄東海通 約400m)	3	S49.12	1LDK	46.20	20,000 ~ 21,000	60,000	4,500	中駒産業(株) Tel 451-8111	11/1 【R3年7月】
											3								12/1 【R3年7月】
											3								1/1 【R3年7月】
											6								2/1 【R3年7月】

6. 住宅一覧表（令和3年度継続）

No.	高齢	障害	被災	子	新婚	低額	家賃	家賃債務	住宅名	所在地	戸数	竣工年月	住宅タイプ	広さ	家賃減額補助後家賃	本来家賃	共益費	連絡先	管理開始 年月日
4 ※	—	○ ※	—	○	—	○	○	—	アルト千種	千種区今池二丁目7番12号 (地下鉄千種 約400m)	1	S63.10	4K	65.40	36,000	76,000	5,000	(株)ニッショー千種支店 Tel 733-6080	H30.8.9
											3				34,000	74,000			
5	○	○	○	○	○	—	○	○	コミュニティ ハウス神南	港区木場町6番地の18 (市バス南陽通五丁目 約300m)	20	S63.12	3DK	62.52	20,000 ~ 21,000 24,000	60,000 64,000	5,000	(株)コミュニティネット Tel 602-5788	H30.8.9 R1.7.29
6	○	○	○	○	○	○	○	—	中駒九番団地 2, 4, 5, 6, 7号棟	港区九番町1丁目1番地の1 港区七番町2丁目11番地の1 (地下鉄東海通 約400m)	33	S50.2 ~ S53.7	1LDK ~3DK	45.36 ~63.22	11,000 ~ 32,000	51,000 ~ 72,000	4,500	中駒産業(株) Tel 451-8111	H30.9.6 R1.7.10 R2.7.22
7	○	○	○	○	○	○	○	—	福洋マンション	熱田区四番二丁目1番15号 (地下鉄六番町 約200m)	1	H4.2	2LDK	50.00	35,000	75,000	—	(株)エイブル栄店 Tel 971-8621 (株)ミニミニ金山店 Tel 322-6291	R1.7.17
											1								
8	○	○	○	○	○	○	○	○	サンビック SUNVICC大曽根	東区東大曽根町41-10 (地下鉄大曽根 約300m)	3	H14.2	1K	34.51 ~35.60	25,000	65,000	6,550	(社福)共生福祉会 Tel 910-9101	R2.7.14
9	○	○	○	○	○	○	○	—	オリエントビル	名東区牧の里一丁目507 (市バス高針 約300m)	5	S60.3	1K・ 1DK	25.39 ~35.51	10,000 ~ 21,000	41,000	4,000	(株)Ts PLUS Tel 715-8111	R2.7.14

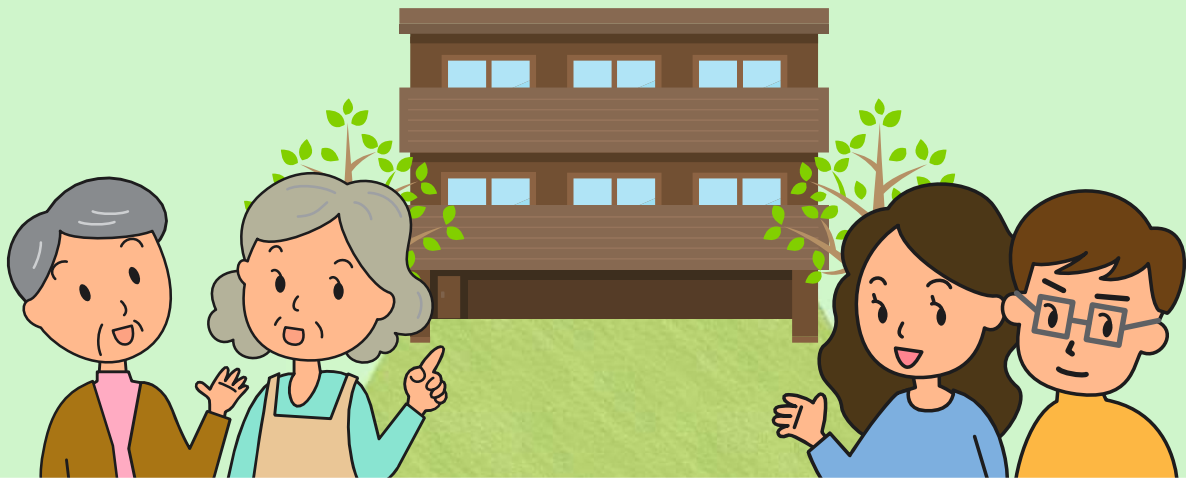
※No.4の住宅は同居者がいること。「障害者等世帯」の範囲は「身体障害者1級から4級」。

住宅セーフティネット

制度のご案内

大家さん・
不動産事業者向け

住宅の確保にお困りの高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯などの方々と、
賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの大家さんをつなぐ制度です。



制度の概要 … 制度は3つの柱から構成されています。

1

セーフティネット住宅の
登録制度

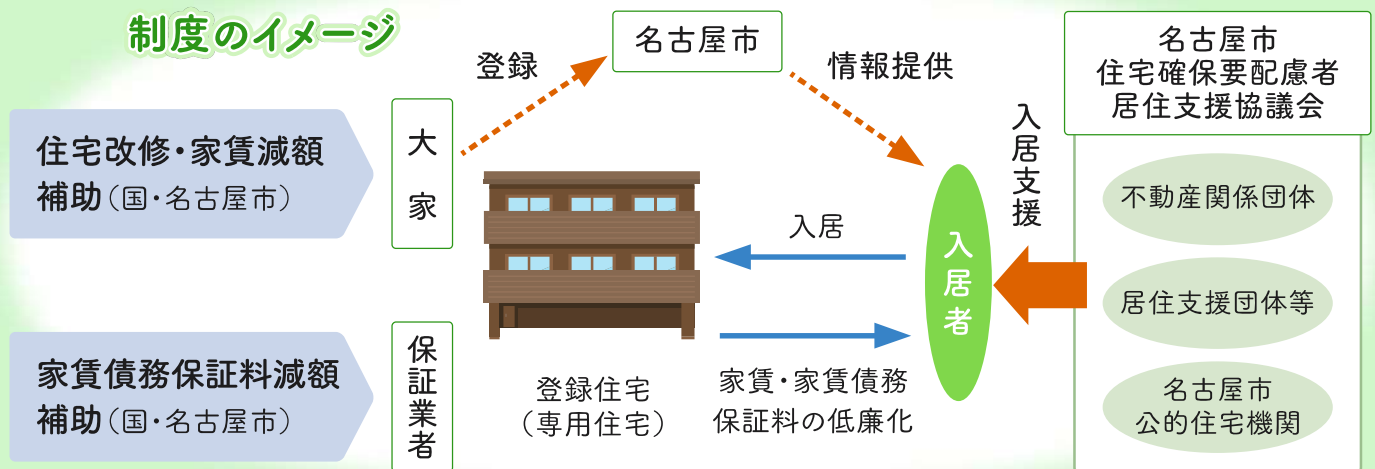
2

登録住宅の改修・
入居への経済的支援

3

住宅確保要配慮者の
マッチング・入居支援

制度のイメージ



名古屋市

2022年1月

1 セーフティネット住宅の登録制度

大家さん等が住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅として名古屋市に住宅の登録を行う仕組みです。

登録された住宅は、国土交通省の専用ホームページや名古屋市ホームページなどを通して、広く情報提供されます。



国土交通省専用ホームページ「セーフティネット住宅情報提供システム」
<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

主な登録要件

- 住戸の床面積は原則として25㎡以上
- 住宅設備を有すること(台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室)
- 耐震性を有すること
- 建築基準法、消防法に反しないこと

入居対象者

住宅確保要配慮者及び一般の方

家賃

近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないものであること

登録の際には、住宅確保要配慮者の範囲を限定することが可能です。

例えば、「障害者の入居を受け入れる」住宅として登録したり、「高齢者、低額所得者、外国人の入居を受け入れる」住宅として登録したりすることができます。なお、集合住宅などについては、住戸単位での登録が可能です。

「住宅確保要配慮者」とは、住宅の確保に配慮を要するものとして、以下の方が法律や省令で定められています。

- 低額所得者(月収15万8千円以下)
- 高齢者
- 子育て世帯(高校生までの子を養育する世帯)
- 被災者(震災後3年以内)
- 障害者
- 外国人
- など

登録住宅の申請手続きの流れ

① 登録窓口への事前確認

登録基準や登録申請の提出物等について、登録窓口へ詳細を事前確認してください。

② 大家さん等がアカウント登録(ログインパスワードの取得)

セーフティネット住宅情報提供システムよりご登録ください。

③ 申請書の作成

申請書の作成は、セーフティネット住宅情報提供システムをご利用ください。

④ 登録申請書等の提出

申請書を添付書類等とともに、登録窓口にご提出ください。

登録をご検討される際には、登録方法などの詳細について、以下の登録窓口へお問い合わせいただくか、名古屋市ホームページでご確認ください。

登録窓口 名古屋市住宅都市局住宅企画課(TEL:052-972-2772)

セーフティネット住宅 名古屋市 登録方法 ▶ 名古屋市ホームページ



名古屋市トップページ > 事業向け情報 > 都市計画・建築 > 住宅に関する事業・制度のお知らせ > 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)登録制度
<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000098536.html>

2 登録住宅の改修・入居への経済的支援

セーフティネット住宅の登録の促進を図るため、名古屋市では、大家さん等に対する経済的支援として、登録住宅の改修や家賃等低廉化に係る補助制度を実施しています。

補助金を活用するには、市で行う事業者公募の手続きにより選定され、かつ住宅確保要配慮者及びその親族等のみを受入れる「専用住宅」としての登録が必要になります。

住宅改修費補助

補助対象者	セーフティネット住宅の登録事業者(大家さん等)
補助対象工事	バリアフリー改修、共同居住用住居への用途変更、間取り変更工事など
補助率・補助限度額	国1/3 + 市1/3・100万円/戸 ※工事内容によっては、200万円/戸 バリアフリー改修としてエレベーターを設置する工事は230万円/戸
入居対象者	世帯月収38.7万円以下の住宅確保要配慮者及びその同居親族
その他の主な要件	住宅確保要配慮者向け専用住宅としての管理期間が10年以上

家賃減額補助



補助対象者	セーフティネット住宅の登録事業者(大家さん等)
補助率・補助限度額	国1/2 + 市1/2・月額4万円/戸 (ただし、一定の入居者負担を設定)
入居対象者	世帯月収15.8万円以下の住宅確保要配慮者及びその同居親族
その他の主な要件	● 管理を開始してから原則10年以内 ● 同一世帯について、3年を超えて補助を行う場合には、審査あり


家賃債務保証料減額補助

補助対象者	登録家賃債務保証会社及び家賃債務保証を行う居住支援法人
補助率・補助限度額	国1/2 + 市1/2・年額6万円/戸 (ただし、入居時の家賃債務保証料の2分の1)
入居対象者	世帯月収15.8万円以下の住宅確保要配慮者及びその同居親族

「専用住宅」の募集時期や手続きなどの詳細については、以下の補助制度問合せ窓口にお問い合わせいただくか名古屋市ホームページでご確認ください。

補助制度問合せ窓口 名古屋市住宅都市局住宅企画課 (TEL:052-972-2772)

セーフティネット住宅 名古屋市 補助制度  検索  名古屋市ホームページ

 名古屋市トップページ > 事業向け情報 > 募集情報 > その他の募集 > 住宅都市局からのお知らせ
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅所有者向けの募集・説明会
<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000104870.html>

※住宅の改修については、上記補助以外に独立行政法人住宅金融支援機構(JHF)の融資制度があります。詳細については、JHFのホームページ(<https://www.jhf.go.jp>)でご確認いただくか、以下の窓口にお問い合わせください。

(独)住宅金融支援機構 東海支店まちづくり業務グループ

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号 HF桜通ビルディング7階 (TEL:052-971-6903)

3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

(1) 住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置

名古屋市では、不動産関係団体や居住支援団体などと連携して、「名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会」を設置し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等に向けて、居住支援の活動に取り組んでいます。

名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会 構成団体


区分	団体名
不動産関係団体	公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会愛知県本部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会東海ブロック
居住支援団体等	公益社団法人 愛知共同住宅協会 名古屋市内いきいき支援センター 公益財団法人 名古屋国際センター 名古屋市内仕事・暮らし自立サポートセンター 社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会 名古屋市自立支援連絡会 社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
公的住宅機関	名古屋市住宅供給公社 独立行政法人 都市再生機構中部支社 独立行政法人 住宅金融支援機構東海支店
行政機関	法務省名古屋保護観察所
名古屋市	スポーツ市民局、観光文化交流局、健康福祉局、子ども青少年局、住宅都市局 計16課室

【事務局】名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課 TEL:052-972-2772

不動産事業者・大家さんのための 居住支援ガイドブックなごや

名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会では、住宅確保要配慮者の受入れにあたって、大家さんや不動産事業者の皆様のご理解やご不安の軽減が少しでも図られるよう、支援制度や相談窓口の情報、対応策などをまとめたガイドブックを作成・公表しています。





[名古屋市トップページ > 事業向け情報 > 都市計画・建築 > 住宅に関する事業・制度のお知らせ > 名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会](https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000113055.html)
<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000113055.html>

(2) 住宅確保要配慮者居住支援法人の活動

愛知県から指定を受けたNPO法人や社会福祉法人などの民間団体が、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や見守りなどの生活支援に取り組んでいます。

愛知県 指定 居住支援法人  検索  愛知県ホームページ


[愛知県トップページ > 組織でさがす > 本庁機関の組織表\(各部局・行政委員会等\) > 建設部 > 住宅計画課 > 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定](https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000051614.html)
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000051614.html>

(3) 住まいサポートなごや(居住支援コーディネートモデル事業)の実施

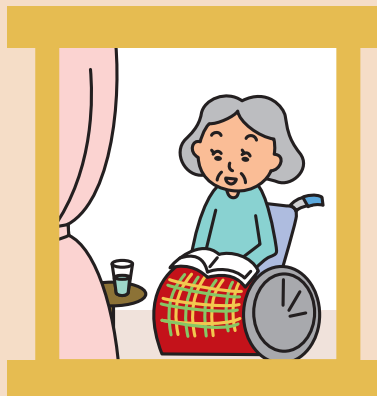
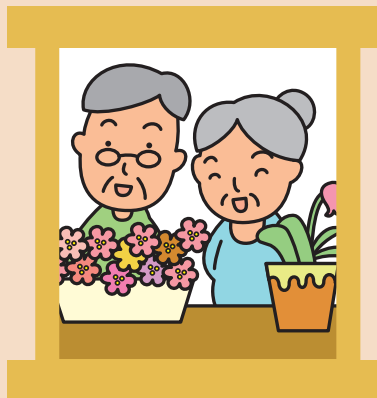
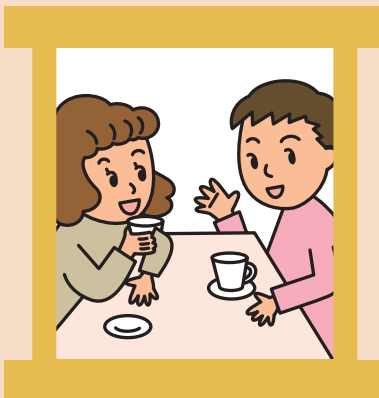
住宅の確保にお困りの方へ民間賃貸住宅への入居のサポートを行うとともに、セーフティネット住宅の大家さん等からの入居トラブルの相談に対応し、居住支援活動のネットワークづくりを進めていきます。

不動産事業者・
大家さんのための

居住支援ガイドブックなごや

住宅確保要配慮者の入居支援情報

2022年1月発行



名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会

ま え が き

名古屋市における65歳以上の高齢者人口の比率は、平成12年の15.8%から、令和元年には25.0%に増加しており、今後も増加が見込まれます。また、障害のある方が施設や病院から地域の中で生活ができるよう「地域移行」の取組が進められるとともに、就労・就学などのために滞在する外国人が増加傾向にあるなど、賃貸住宅経営において、住宅確保要配慮者^(注1)の入居に関わる機会が増えています。

一方で、家賃滞納や孤独死等の心配から、住宅確保要配慮者の受入れに対して不安を感じる大家さんや不動産事業者さんも少なくありません。

こうした中で、平成29年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(住宅セーフティネット法)の改正法が施行されたことを受けて、名古屋市では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への受入れが進むよう、行政や不動産関係団体、居住支援に関わる団体などが連携して居住支援に取り組むため、平成30年5月に「名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会」^(注2)が設立されました。

このたび、同協議会の活動の第一歩として、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や居住の安定の確保に向け、大家さんや不動産事業者の皆様のご理解やご不安の軽減が少しでも図られるよう、住宅確保要配慮者に対する支援制度や相談窓口の情報、受入れにあたっての対応などをまとめた「居住支援ガイドブックなごや」を作成しました。

大家さんをはじめ、仲介事業者の皆様、管理事業者の皆様などによる住宅確保要配慮者への住宅提供の取組に、是非ご活用ください。

注1 住宅確保要配慮者とは、低額所得者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、被災者、その他住宅の確保に特に配慮を要する方で、住宅を自力で確保することが難しい方やその確保に支援が必要な方々です。

注2 住宅確保要配慮者居住支援協議会とは、法律では、「住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため」組織することができることとされています。

名古屋市では、不動産関係団体や居住支援団体などと連携して「名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会」を設置し、住宅確保要配慮者及び大家さん等への情報の提供、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の円滑な入居の促進等の取組を進めています。

名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会 構成団体

区 分	団 体 名
不動産関係団体	公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
	公益社団法人 全日本不動産協会愛知県本部
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会東海ブロック
居住支援団体等	公益社団法人 愛知共同住宅協会
	名古屋市内いきいき支援センター
	公益財団法人 名古屋国際センター
	名古屋市内仕事・暮らし自立サポートセンター
公的住宅機関	名古屋市住宅供給公社
	独立行政法人 都市再生機構中部支社
	独立行政法人 住宅金融支援機構東海支店
行政機関	法務省名古屋保護観察所
名古屋市	スポーツ市民局、観光文化交流局、健康福祉局、子ども青少年局、住宅都市局 計16課室

【事務局】名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課 TEL:052-972-2772

も く じ

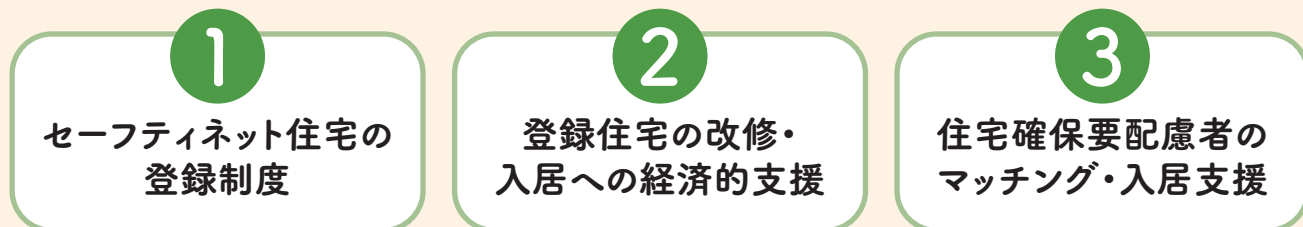
住宅セーフティネット制度のご紹介	3
住まいサポートなごや(名古屋市居住支援コーディネートモデル事業)	5
住宅確保要配慮者に関する主な相談窓口	7
居室内での転倒などの事故が心配(バリアフリー化が必要)	9
家賃の支払いに関する心配	11
入居者の日頃と違う様子が心配	13
入居者の安否が心配	15
もし、入居者が死亡してしまったら(入居者死亡時の主な対応フロー)	19
外国人の受入れには不安	21
ひとり親家庭の受入れには不安	22
各区役所・支所の問合せ先	23
高齢者福祉	23
障害者福祉	23
精神保健福祉・難病等に関する相談	24
生活保護	24
子ども・子育て(ひとり親家庭の福祉に関する相談)	25
子育て(妊娠・出産・子育てに関する各種の相談)	25
環境事業所(なごやか収集)	25
いきいき支援センター(地域包括支援センター)	26
障害者基幹相談支援センター	27
仕事・暮らし自立サポートセンター	28
母子・父子福祉センター(ひとり親家庭等の生活全般にわたる各種相談)	28
児童相談所	28
障害者・高齢者権利擁護センター	28
名古屋市成年後見あんしんセンター	28
愛知県弁護士会名古屋法律相談センター	28
住宅確保要配慮者居住支援法人	29



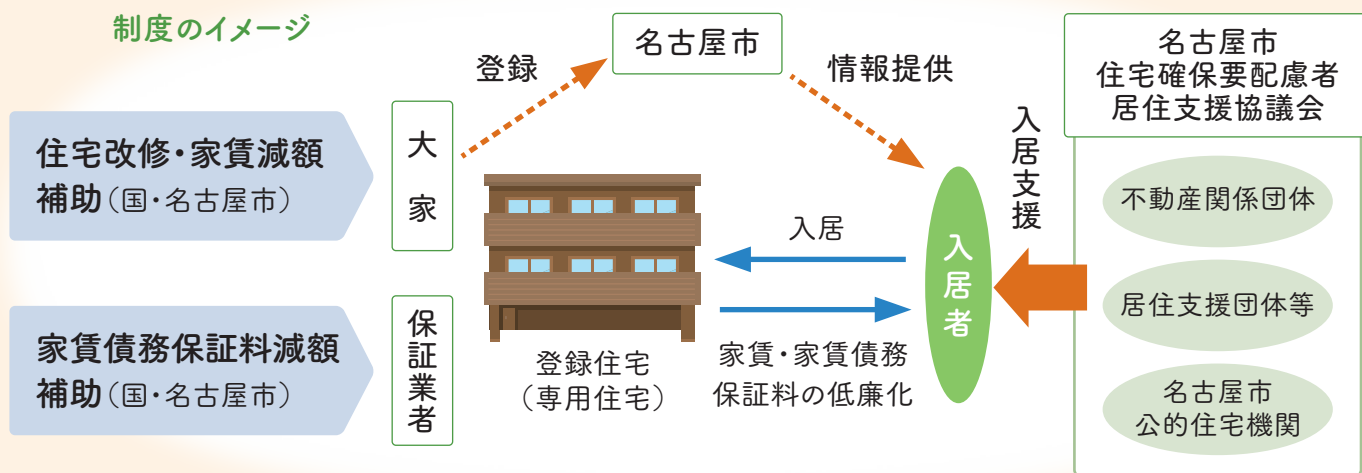
住宅セーフティネット制度のご紹介

住宅の確保にお困りの高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯などの方々と、賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの大家さんをつなぐ制度です。

制度の概要 … 制度は3つの柱から構成されています。



制度のイメージ



1 セーフティネット住宅の登録制度

大家さんが住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録を行う仕組みです。

主な登録要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 住戸の床面積は原則として25㎡以上 ● 住宅設備を有すること(台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室) ● 耐震性を有すること ● 建築基準法、消防法に反しないこと
入居対象者	住宅確保要配慮者及び一般の方
家賃	近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないものであること

登録をお考えの場合には、登録方法などの詳細は名古屋市住宅都市局住宅企画課(TEL:052-972-2772)にお問い合わせください。

セーフティネット住宅 名古屋市 登録方法

▶ [名古屋市ホームページ](#)

[名古屋市トップページ](#) > [事業向け情報](#) > [都市計画・建築](#) > [住宅に関する事業・制度のお知らせ](#) > [住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅\(セーフティネット住宅\)登録制度](#)
<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000098536.html>

登録された住宅の情報は、
専用ホームページで広く提供

国土交通省専用ホームページ「セーフティネット住宅情報提供システム」
<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

2 登録住宅の改修・入居への経済的支援

セーフティネット住宅の登録の促進を図るため、名古屋市では、大家さん等に対する経済的支援として、登録住宅の改修や家賃等低廉化に係る補助制度を実施しています（補助の有無は、住宅ごとに異なります）。

住宅 改修費補助	補助対象者	セーフティネット住宅の登録事業者（大家さん等）
	補助対象工事	バリアフリー改修、共同居住用住居への用途変更、間取り変更工事など
	補助率・補助限度額	国1/3 + 市1/3・100万円/戸 ※工事内容によっては、200万円/戸 （バリアフリー改修としてエレベーターを設置する工事は230万円/戸）
	入居対象者	世帯月収38.7万円以下の住宅確保要配慮者及びその同居親族
	その他の主な要件	住宅確保要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上

家賃減額 補助	補助対象者	セーフティネット住宅の登録事業者（大家さん等）
	補助率・補助限度額	国1/2 + 市1/2・4万円/戸・月（ただし、一定の入居者負担を設定）
	入居対象者	世帯月収15.8万円以下の住宅確保要配慮者及びその同居親族
	その他の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理を開始してから原則10年以内 ● 同一世帯について、3年を超えて補助を行う場合には、審査あり

家賃債務 保証料 減額補助	補助対象者	登録家賃債務保証会社及び家賃債務保証を行う居住支援法人
	補助率・補助限度額	国1/2 + 市1/2・6万円/戸・年（ただし、入居時の家賃債務保証料の2分の1）
	入居対象者	世帯月収15.8万円以下の住宅確保要配慮者及びその同居親族

※補助事業の募集時期や手続などの詳細については、名古屋市住宅都市局住宅企画課（TEL:052-972-2772）にお問い合わせください。

※住宅の改修については、補助以外に住宅金融支援機構による融資制度があります（関連 P.10参照）。


3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

(1) 住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置

名古屋市では、不動産関係団体や居住支援団体などと連携して、「名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会」を設置し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等に向けて、居住支援の活動に取り組んでいます。


(2) 住宅確保要配慮者居住支援法人の活動

愛知県から指定を受けたNPO法人や社会福祉法人などの民間団体が、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や見守りなどの生活支援に取り組んでいます。

 お問い合わせ先は、住宅確保要配慮者居住支援法人（名古屋市内を支援業務区域とする法人）
（連絡先一覧 P.29・30）

愛知県 指定 居住支援法人

▶ 愛知県ホームページ

 愛知県トップページ > 組織でさがす > 本庁機関の組織表（各部局・行政委員会等） > 建設部 > 住宅計画課 > 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000051614.html>

(3) 住まいサポートなごや

住宅の確保にお困りの方へ民間賃貸住宅への入居のサポートを行うとともに、セーフティネット住宅の大家さん等からの入居トラブルの相談に対応し、居住支援活動のネットワークづくりを進めていきます。（関連 P.5・6参照）

住まい探しでお困りの方



名古屋市 住まいサポートなごや



入居者のことが心配な
不動産事業者さん・大家さん



(名古屋市居住支援コーディネーターモデル事業)

令和2年12月開始

「住まいサポートなごや」では、居住支援コーディネーターと住宅相談員が関係者と連携し、住宅の確保にお困りの方に民間賃貸住宅への入居をサポートするとともに、セーフティネット住宅※の大家さん等からの入居トラブルの相談に対応し、居住支援活動のネットワークづくりを進めます。

※セーフティネット住宅：大家さんが住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅として名古屋市に登録を行う住宅

民間賃貸住宅の住まい探しのサポート

相談・支援の例①

住まい探しでお困りの方は、「民間賃貸住宅入居相談」にて初回相談を行います。相談は、予約制による面談になります。名古屋市「住まいの相談コーナー」へ電話により予約をお願いします。民間賃貸住宅への入居に向けて、物件情報の提供や継続した支援のコーディネート(調整)を行います。

名古屋市「住まいの相談コーナー」民間賃貸住宅入居相談(月3回・予約制)
予約電話 TEL:052-242-4555

栄市民サービスコーナー 住まいの窓口 名古屋市「住まいの相談コーナー」
(中区栄三丁目5番12号先 栄・森の地下街南四番街 南側)
開設時間：10時～19時 定休日：毎週木曜日、第2・4水曜日及び年末年始

福祉等の関係者・関係機関と連携した 入居等のサポート

相談・支援の例②

住まいサポートなごやと連携した支援が必要な場合には、「関係者専用電話」へ当該機関の担当者等から直接ご連絡ください。民間賃貸住宅の住まい探しや入居後の居住の安定確保に向けて、支援のコーディネート(調整)を行います。

セーフティネット住宅の 不動産事業者さん・大家さんのサポート

相談・支援の例③④

セーフティネット住宅に入居する住宅確保要配慮者の入居トラブル等でお困りの場合やセーフティネット住宅への登録のご希望がある場合は、「関係者専用電話」へご連絡ください。

住まいサポートなごや 関係者専用電話
TEL:052-684-8597

相談時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時

住まいサポートなごやでの相談・支援の例

① 住まい探しの支援例

夫と死別し、持ち家（戸建て）に暮らす70代のAさん。転倒による怪我のため、階段の昇降が負担で長女の近くへ転居を考えている。不動産会社をまわすが、物件が見つからず、困っていた。

「民間賃貸住宅入居相談」を利用。入居可能な物件を仲介できそうな不動産会社を探し、紹介。長女が単身生活を心配したため、活用可能な福祉制度の利用調整をあわせて行い、入居契約。

② 関係機関と連携した支援例

障害者の就労支援事業を利用する単身生活（借家）のBさん。大家から老朽化による取壊しのため退去を求められていた。

Bさんから相談を受けた事業所から「住まいサポートなごや」へ相談。不動産店への同行などの本人支援は事業所で対応し、「住まいサポートなごや」が物件情報の提供や安否確認のサービス等を調整し、入居契約。

③ 大家さんからの相談例

アパートの大家さんからの相談。入居者は高齢夫婦。3か月前、妻が入院。その後、夫が家賃の支払いやゴミ出しを忘れて、外で顔を見かけることも減り、様子を心配した大家さんから「住まいサポートなごや」へ相談。

大家さん立ち合いのもと、居住支援コーディネーターが入居者を訪問し、活用可能な福祉制度の利用を調整。

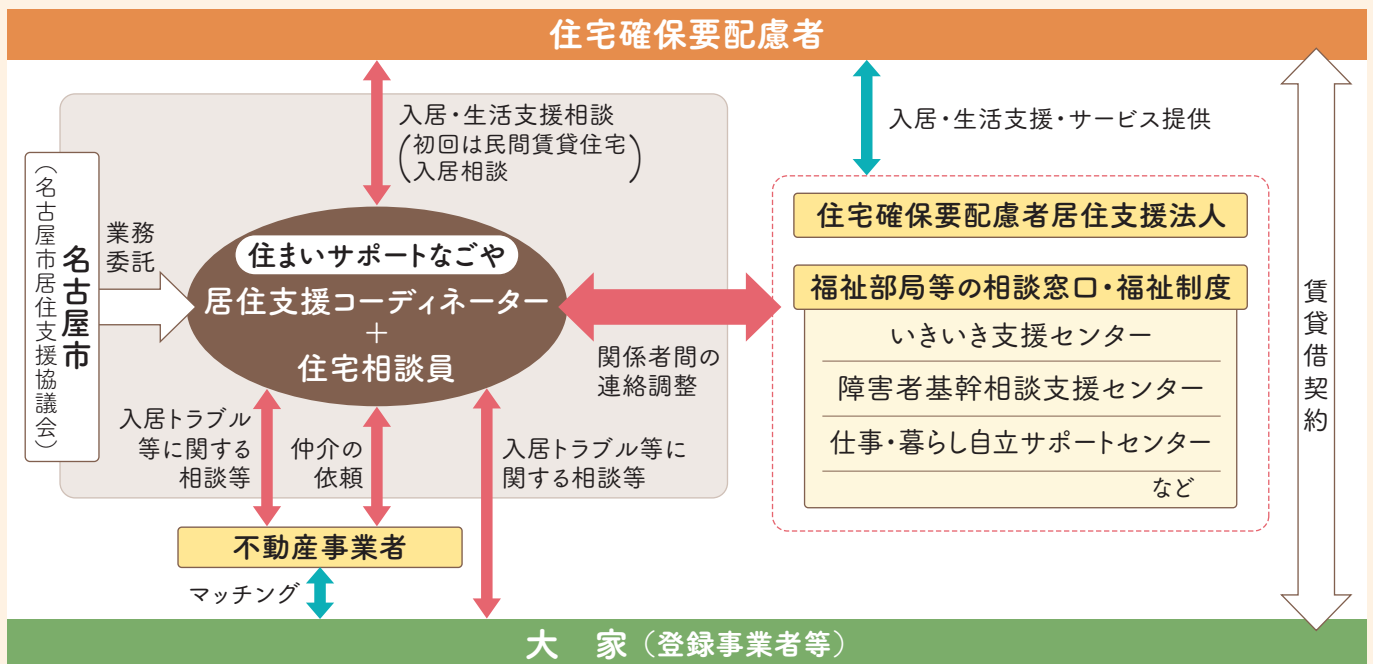
④ 管理会社からの相談例

家賃の収納代行も行う民間賃貸住宅の管理会社からの相談。

入居者は支払遅延のある40代単身。先日、会社が倒産し離職。求職中で、家賃支払を待ってほしいと相談を受けた。何か利用できる制度はないかと管理会社より「住まいサポートなごや」へ相談。

活用可能な制度の情報を提供し、申請などを勧奨していただくよう依頼。

住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネートモデル事業）イメージ図



住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネートモデル事業）

住所：名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階（名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山内）

TEL：052-684-8597 / FAX：052-684-8132 相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

住まいサポートなごやは、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会と公益社団法人愛知共同住宅協会による「なごや居住支援コンソーシアム」が名古屋市から委託を受けて実施しています。

住宅確保要配慮者に関する主な相談窓口

いきいき支援センター（地域包括支援センター）

いきいき支援センターは、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護など様々な面から高齢者の方を支える機関で、名古屋市より委託を受けた民間の社会福祉法人等が運営する公的な機関です。

健康・福祉・介護など、生活の中でお困りのことやご心配なことがありましたら、担当のいきいき支援センターへご相談ください。相談費用は無料です。

【開設時間】月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時

**いつまでも元気に！
介護予防をすすめます**

- 事業対象者の方への支援
- 要支援1・2と認定された方への支援



**高齢者の方々の権利を
守ります**

- 高齢者虐待・権利擁護・消費者被害の相談

主任
介護支援
専門員



社会
福祉士



**さまざまな問題について
相談に応じます**

- 健康・福祉・介護などの総合的な相談
- 認知症に関する相談


**「認知症の方を介護する
ご家族」を支援します**

- 家族教室
- 家族サロン
- 医師（もの忘れ相談医）の専門相談
- 認知症サポーター養成講座の開催

孤立しがちな方への見守り支援を行います


- 孤立しがちな方への個別支援
- 見守り電話

名古屋市では、高齢者の方の身近な相談窓口である「地域包括支援センター」を、いきいき支援センターという名称で運営しています。

 お住まいの地域ごとに担当のいきいき支援センターが設置されています。お問合せ先は、P. 26・27のいきいき支援センターの一覧をご覧ください。

各区役所福祉課（介護・保健・福祉相談窓口）／支所区民福祉課福祉係

介護保険制度の利用や各種高齢者福祉制度の利用に関する窓口です。

 お問合せ先は、P. 23の区役所・支所の一覧をご覧ください。

障害者基幹相談支援センター

障害者基幹相談支援センターは、障害者（児）とその家族の方、また手帳類をお持ちでない方や難病の方などで、お困りごとのある方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じる身近な相談窓口です。名古屋市から委託を受けた民間の社会福祉法人等が運営する公的な機関で、相談費用は無料です。

【開設時間】各センターにより異なりますが、月～金曜日（祝日・年末年始等を除く）の午前9時～午後5時の時間帯は概ね共通して開所しています。



市内23か所に設置されています。

お問合せ先は、P. 27の障害者基幹相談支援センターの一覧をご覧ください。

各区役所福祉課障害福祉係／支所区民福祉課（障害担当）

障害福祉サービスの利用や各種障害福祉制度の利用に関する窓口です。



お問合せ先は、P. 23の区役所・支所の一覧をご覧ください。

各保健センター保健予防課保健感染症係

精神保健福祉、難病等に関する相談窓口です。



お問い合わせ先は、P. 24の各保健センターの一覧をご覧ください。

仕事・暮らし自立サポートセンター

生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援機関で、市内3か所に設置されています。生活のこと、仕事のこと、家計や住まいなど、様々な悩みや困りごとを抱えた方（生活保護受給中の方は除く）の無料の相談窓口です。名古屋市から委託を受けた民間の社会福祉法人等が運営する公的な機関で、相談費用は無料です。

センターでは、様々な相談を広く受け付け、一人ひとりの悩みや課題に寄り添いながら、解決に向けて就労や家計などのサポートを行います。また、センターで対応できない課題については、適切な機関につながります。どこへ相談したらよいか困っているときにもご相談ください。

【開設時間】月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時 ※20時までの時間延長や土曜日開設も行っています。



お問合せ先は、P. 28の仕事・暮らし自立サポートセンターの一覧をご覧ください。

各区役所民生子ども課保護係／支所区民福祉課保護・子ども係

生活保護制度に関する窓口です。



お問合せ先は、P. 24の区役所・支所の一覧をご覧ください。

各区役所民生子ども課民生子ども係／支所区民福祉課保護・子ども係

児童福祉、子育て支援、ひとり親家庭の支援制度に関する窓口です。

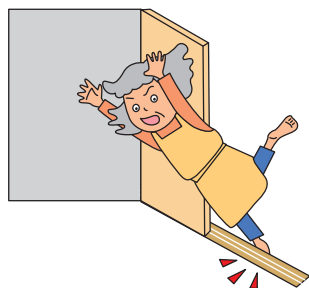


お問合せ先は、P. 25の区役所・支所の一覧をご覧ください。

居室での転倒などの事故が心配

(バリアフリー化が必要)

事例



部屋の段差で
何度もつまずきそうに
なった



手すりがないと
身体を支えるのが
大変になった



膝が悪く、
和式便所の利用や
入浴時に手助けがいる

今後、単身高齢者の方が増加する状況の中、バリアフリー化された住宅の需要が高まることが予想されます。介護の必要性や障害の状況に応じて、入居者からの申請に基づく住宅改修費の助成制度があります。入居者から住宅のバリアフリー改修工事についての相談があった際には、工事の同意・許可などについて、是非検討してみてください。

入居者への支援制度

介護保険制度における住宅改修費の支給

介護のための小規模な住宅改修について、その費用の一部を支給します。

※集合住宅にお住まいの方でも利用できる場合がありますので、下記の区役所・支所担当課までご相談ください。

対象者 介護保険制度による要介護・要支援として認定された方

対象工事 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
④引き戸などへの扉の取替え ⑤洋式便器などへの便器の取替え
⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

利用限度額 要介護・要支援者の方一人あたり20万円

改修工事に着工する前に、事前申請が必要となりますのでご注意ください。



区役所福祉課(介護・保健・福祉相談窓口) / 支所区民福祉課福祉係(連絡先一覧 P.23)
いきいき支援センター(連絡先一覧 P.26・27)
若しくは担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)へご相談ください。

対応策

手すりの設置

段差の解消、段差を小さくする

引き戸などへの扉の取替え

洋式便器などへの便所の改良

床材を滑りにくい仕上材へ改良

大家さんに対する補助制度・融資制度を利用する

名古屋市では、セーフティネット住宅に対して、バリアフリー改修工事などの住宅改修費の補助制度があります（関連 P.4参照）。また、住宅金融支援機構から、セーフティネット住宅に係るリフォーム工事に対して融資を受けることができます。

居室内での事故などが起こりにくく、高齢者や障害者の方などの住宅確保要配慮者が生活しやすい部屋づくりをお考えの際には、これらの補助・融資制度の活用もご検討ください。

独立行政法人 住宅金融支援機構（JHF）の融資

登録住宅の リフォーム資金融資

【融資額の上限】 融資対象工事費用の8割（10万円単位）
【返済期間】 20年以内（1年単位）
【融資金利】 全期間固定金利
※金利については、JHFのホームページでご確認ください。

融資の対象となる リフォーム工事

次のいずれかの工事
①名古屋市及び国土交通省による住宅改修費補助の対象工事となり得る
リフォーム工事
②JHFが定める技術基準に適合する工事

リフォーム融資制度の詳細については、JHFのホームページ（<https://www.jhf.go.jp>）でご確認いただくか、以下の窓口にお問い合わせください。

（独）住宅金融支援機構 東海支店まちづくり業務グループ

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号 HF桜通ビルディング7階（TEL:052-971-6903）

障害者住宅改造補助金の支給

障害のある方の住宅環境を改善するため、訪問による住宅改造相談を通じて専門的な助言・指導を行うとともに住宅の改造に必要な経費の一部を助成します。

対象者

身体障害者手帳の肢体不自由の障害の程度が1級から3級の方
身体障害者手帳の視覚障害の障害の程度が1級から3級の方
愛護手帳1度から3度の方、または医師に自閉症状群と診断された方
精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方

対象工事

居室の改造及び浴室、便所の増改築など、障害者の身体状況に即応した工事で、日常生活の利便性の向上、安全性の確保あるいは介護者の負担軽減に効果があると認められる工事に限ります。

支給限度額

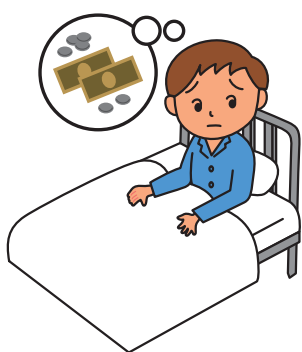
80万円 ※工事内容や所得により補助額が異なります。



お問合せ先は、区役所福祉課（障害福祉係）／支所区民福祉課（障害担当）（連絡先一覧 P.23）

家賃の支払いに関する心配

事例



長期入院などのため
家賃の振込みが
遅れてしまった



離職などにより、
収入が減り
家賃が
支払えなくなりそう



急な出費など
生活費が不足し、
家賃の支払いができない

家賃滞納は入居者の「SOSサイン」です。早め(1か月目)に声かけをしましょう。

対応策

家賃の集金を安定化する。

①管理業務としての家賃管理(管理業者)を利用する。

家賃集金を管理業者に代行してもらうことによって、未入金の際の督促なども含めて入金確認などの煩雑な作業を行わなくてもよくなります。



適正な業務を行う賃貸住宅管理業者については、国土交通省の「賃貸住宅管理業者登録制度」があり、登録された情報は、国土交通省のホームページで確認ができます。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/tintai>

②家賃の口座引落(自動送金)を利用する。

入居者の銀行口座から自動的に引落とされれば、入金忘れなどによる遅延や滞納を回避できます。




入居者に自ら利用している金融機関等で手続きをしてもらいましょう。

③家賃債務保証会社を利用する。

入居者が保証会社へ保証料を支払うことで、家賃滞納があった場合に連帯保証人に代わって大家さんに立替払いを一定期間行うなどの金銭的な保証をします。


🚨滞納家賃のほかに、残置物の処理費用や原状回復費用などまで保証される場合もありますが、その対象や保証料等は商品によって異なりますのでご注意ください。

 適正な業務を行う家賃債務保証会社については、国土交通省の「家賃債務保証業者登録制度」があり、登録された情報は、国土交通省のホームページで確認ができます。
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000024.html

セーフティネット住宅で、国土交通省に登録された家賃債務保証会社を利用する場合には、名古屋市から保証料を減額する補助が受けられる場合があります。詳しくは、名古屋市住宅都市局住宅企画課（TEL：052-972-2772）へお尋ねください（関連 P.4参照）。

生活保護受給者の場合には、「代理納付制度」を利用する。

賃貸住宅に入居する生活保護受給者に対しては、家賃相当額の住宅扶助費、共益費相当額を含む生活保護費の支給があります。これらの住宅扶助費等は、原則として、受給者本人に給付されますが、福祉事務所の判断によって、住宅扶助費を直接大家さんなどに支払うことにする代理納付制度が活用できます。

 代理納付制度については、区役所民生子ども課保護係／支所区民福祉課保護・子ども係（連絡先一覧 P.24）へご相談ください。

入居者への支援制度

仕事・暮らし自立サポートセンター（連絡先一覧 P.28）

生活のこと、仕事のこと、家計や住まいなど様々な悩みや困りごとを抱えた方の無料の相談窓口です。

住居確保給付金

離職等により住居を失うおそれの高い方で、一定の要件（年齢や収入など）を満たしている場合には、就職活動を条件として、一定期間、家賃相当額（上限あり・共益費は除く）を支給する制度です。

支給される給付金は、名古屋市の担当部署から直接、大家さん等へ支払われます。

入居者の家賃滞納が起き、入居者に経済的な困窮状態が窺われる場合には、仕事・暮らし自立サポートセンター（生活困窮者自立支援制度）をご紹介します。

障害者・高齢者権利擁護センター（連絡先一覧 P.28）

日常的な金銭管理などについて、判断能力の不十分な知的障害者、精神障害者、認知症の方が、地域で安心して生活できるよう相談や金銭管理サービスを行っています。

金銭管理サービス

自分の預貯金を金融機関から出金したり、計画的に活用できないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約にもとづき、入出金のお手伝いや公共料金・福祉サービスの利用料などの支払を支援します。

名古屋市成年後見あんしんセンター（連絡先一覧 P.28）

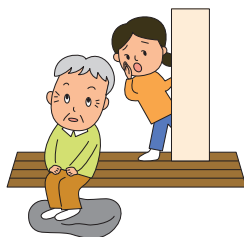
認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理をすることが難しい場合などの「成年後見制度」の利用に関する相談は、成年後見あんしんセンターや各区役所福祉課・支所区民福祉課が窓口となります。

入居者の日頃と違う様子が心配

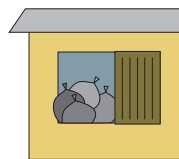
事例



何度も同じ内容を
確認してくる



ぼんやりして、
返事をしないことがある



居室にごみが
溜まっている



お風呂に入っていない
様子である

対応策

事前に親族や関係者などの連絡先を把握しておく。

早めに行政や支援機関などへの相談を勧める。

入居者の様子がいつもと違うなど、心配な場合には、親族や関係者など（いわゆる緊急連絡先）に連絡して対応をお願いし、認知症や何らかの病気が疑われる際は、早めに行政や支援機関などへの相談を勧めてください（連絡先一覧 P. 23～30）。

高齢者の方で介護保険サービスを利用している場合には、担当のケアマネジャーがいます。また、障害のある方で障害福祉サービスなどを利用している場合には、相談支援事業所などの担当の相談員がいます。こうしたケアマネジャーや相談員は、入居者の健康状態や生活状態を定期的に把握している場合がありますので、事前にこれらの関係者の連絡先等を把握しておくことが有効です。

入居者への支援制度

介護保険サービス

①要介護・要支援認定の申請

介護サービスなどの利用を希望される方は、要介護・要支援認定を受けていただく必要があります。

●**新規申請、区分変更申請**：お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口にて手続きをしてください（連絡先一覧 P. 23）。

●**更新申請**：名古屋市介護認定事務センターへ郵送してください。

※本人等が申請できない場合は、いきいき支援センターなどへ申請の依頼ができます。

②要介護・要支援認定の審査・判定

申請をすると、認定調査（認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態などを調査）の後に審査・判定が行われ、介護や支援の必要な度合い（要介護度）が決まります。

③介護保険サービスの利用

要介護1～5と認定された方は介護サービスを、要支援1・2と認定された方は介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

在宅でサービスを利用したい場合は、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）等にケアプランの作成を依頼します。

利用できる主な在宅の介護サービス

- 訪問介護…ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を受けるサービス
- 通所介護(デイサービス)…デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けるサービス
- 福祉用具貸与…自立した生活を送るための福祉用具(歩行器・車イス・電動ベッド等)を借りるサービス

④その他

P. 13の要介護・要支援認定が非該当の方であっても、介護予防や生活支援が必要な方(介護予防・生活支援サービス事業対象者)と判定された場合に利用できるサービスもあります。

詳しくはお住まいの区の区役所福祉課又は支所区民福祉課へお尋ねください(連絡先一覧 P. 23)。

障害福祉サービス

①主な福祉サービス

- 居宅介護…自宅で、食事の用意、掃除や買い物、洗濯のお手伝いなどの家事援助、入浴、排せつ、食事の身体介護等を行うサービス
- 就労継続支援(A型・B型)…一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、通所によるサービス
- 就労定着支援…就労移行支援等から一般企業等へ就労した方に、一定期間、企業や家族との連絡調整や相談・助言など、就労の継続のために必要な支援を行います。
- 地域移行支援…施設に入所または長期間精神科に入院している方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。
- 地域定着支援…居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因する緊急の事態等が生じた場合に相談に応じるなど、必要な便宜を図ります。

②福祉サービスの利用申請

お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口にて申請手続きをしてください(連絡先一覧 P. 23)。利用を希望するサービスの種類によっては、障害支援区分の審査・判定が必要になります。

※本人等が申請できない場合は、障害者基幹相談支援センターなどへ申請の依頼ができます。

障害者賃貸住宅入居等サポート事業(利用無料)

賃貸住宅への入居等の支援について、障害福祉サービスによる地域移行支援・地域定着支援のほか、名古屋市では、賃貸住宅への入居を希望しているが、入居が困難なために入居に必要な調整等の支援を希望する障害のある方へ、障害者基幹相談支援センターにおいて以下の支援を行います(ただし、施設に入所・精神科病院に入院している方等を除く)。

- 不動産業者に対する物件の斡旋を依頼すること。
- 家主等との入居契約手続きを支援すること。
- 入居後の利用者の状況を把握し、必要な支援を行うこと。

※申込・問合せは障害者基幹相談支援センター(連絡先一覧 P. 27)

なごやか収集(ごみ・資源の排出が困難な方への市民サービス)

名古屋市が収集する家庭ごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な方々を対象に、原則として市がご自宅の前に出されたごみや資源を直接収集します。

対象者

下記①②のいずれかに該当し、親族や近くの人達の協力を得ることが困難で、一人でごみや資源を持ち出すことができない方が対象となります。

- ①要介護認定を受けている、65歳以上の一人暮らしをしている方
- ②身体障害者(身体障害者手帳所持者)で一人暮らしの方
精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)で一人暮らしの方
知的障害者(愛護手帳所持者)で一人暮らしの方

※同居している人がいても、同居者が高齢者や年少者などで排出が困難な世帯は、対象となる場合があります。

※申込・問合せはお住まいの区の環境事業所(連絡先一覧 P. 25)

入居者の安否が心配

事例



入居者としてしばらく
連絡がとれない、
所在が分からない

新聞や郵便物が
溜まっており、
しばらく顔を見ない



夜になっても
電気がつかない日が
続いている

対応策

最初に行うこと

- ①入居者への連絡が取れずに、長期不在や安否が気掛かりな場合などには、まずは親族や関係者などへご連絡ください。
- ②安否確認など早急な対応が必要と思われるときには、警察にご連絡ください。

注意!

居室内に
入る場合

居室内での死亡が疑われるような場合でも、入居者の許可がなければ、原則として室内の確認ができません。住居侵入等の違法行為になる可能性がありますので、室内の確認を行う場合には必ず警察の立会いのもと行いましょう。

やっておきたい事前準備

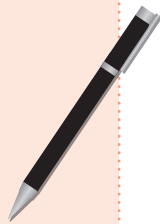
(1) 事前の情報把握が有効な場合もあります。

- ①入居者が長期不在にするときには、大家さんや管理会社に事前に連絡するよう、契約書に定められている場合もありますが、別に文書を交わしておくことも有効です。
- ②「入居者情報あんしんシート」を活用して、入居者が利用している医療・福祉制度の公的サービスや親族、支援を受けている団体などの関係者情報、見守り体制や福祉サービス等の利用状況を事前に把握しておくことも有効です。

入居者情報 あんしん シートとは？

入居中や退去時には様々なことが起こる可能性があります。「入居者情報あんしんシート」は、万一の際に必要な手順をスムーズに進めるために、大家さんや不動産事業者さんが事前に把握しておくことが望ましい入居者に関する情報を、入居者ご本人に記入してもらうものです。入居申込書の補助シートとして、または契約時の添付書類としてご活用ください。

記入は任意となります。大家さんと入居者が安心できる情報共有のツールとしてご活用ください。



入居者情報あんしんシート									
※記載した情報に変更があった場合には、本シートを提出した物件の大家さん又は不動産事業者へお申し出ください。			作成日	年 月 日					
			更新	年 月 日					
基本情報	ふりがな		【外国人の場合】						
	氏名		国籍	()					
	入居物件		言語	()					
			対応可能な言語	()					
○連帯保証人や緊急連絡先、その他親族などの関係者の連絡先を記入してください。									
連絡先情報	①	氏名	電話番号						
		住所	間柄	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> その他()					
	②	氏名	電話番号						
		住所	間柄	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> その他()					
	③	氏名	電話番号						
		住所	間柄	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> その他()					
○通院先や利用している福祉制度（介護保険サービス・障害福祉サービス等）を記入してください。									
医療・福祉制度に関する情報	医療機関 (かかりつけ医)	名称	診療科						
		住所	電話番号						
	利用中の制度	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス <input type="checkbox"/> その他()							
	障害者手帳	手帳種別	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害	等級 級					
	介護保険	◎ケアマネージャー		担当者名					
	サービス情報	事業所名		電話番号					
	障害福祉	◎指定相談支援事業所などの支援機関		担当者名					
サービス情報	事業所名		電話番号						
生活保護制度	実施機関	区・支所	担当者名						
			電話番号						
○福祉制度に関する情報以外に支援を受けている団体等がある場合に記入してください。									
その他支援に関する情報	機関・団体①	名称	担当者名						
		電話番号	支援内容						
	機関・団体②	名称	担当者名						
		電話番号	支援内容						
○見守り体制や福祉サービス等の利用状況を記入してください。									
月	火	水	木	金	土	日	利用サービス	電話番号	担当者名
<同意欄>									
記入した個人情報等については、私の居住支援を実施する目的の範囲で、物件の大家さん・不動産事業者のほか、本シートに記載されている関係者の間で共有されることに同意します。									
名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会 2019.1 Ver.1.0				本人署名 _____					

「入居者情報あんしんシート」の様式は、名古屋市ホームページよりダウンロードいただくか、名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会事務局（TEL:052-972-2772）までお問い合わせください。

名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会 入居者情報あんしんシート ▶ 名古屋市ホームページ

名古屋トップページ > 事業向け情報 > 都市計画・建築 > 住宅に関する事業・制度のお知らせ > 名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000113055.html>

(2) 入居者の死亡事故に備えた保険の活用

入居者の死亡を原因とする原状回復費用や空室発生による家賃損失を補償する保険商品、家財整理を行う民間サービスなどを活用することも有効です。

家財保険 商品の 情報

窓 口	連 絡 先
一般社団法人 日本少額短期保険協会	所在地:東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2階 TEL:03-6222-4422 URL:https://www.shougakutanki.jp/general/
一般社団法人 日本損害保険協会	所在地:東京都千代田区神田淡路町2-9 TEL:03-3255-1844 URL:https://www.sonpo.or.jp/

残置物の処理等に関する契約の活用

賃借人の死亡時に契約関係及び残置物を円滑に処理することができるように、賃貸借契約の締結にあたり、単身の高齢者の賃借人と推定相続人など賃貸人とは異なる第三者との間で「賃貸借契約の解除」と「残置物の処理」に関する死後事務委任契約を締結しておく方法もあります。

国土交通省及び法務省において、単身の高齢者の居住の安定確保を図るため、「残置物の処理等に関するモデル契約条項」が策定されています。

※「残置物の処理等に関するモデル契約条項」は国土交通省のホームページで閲覧やダウンロードが可能です。

残置物の処理等に関するモデル契約条項 [検索](#)

入居者への支援制度

ひとり暮らし高齢者緊急通報事業(あんしん電話)

対象者

(次のいずれかの条件を満たす方)


- ①65歳以上の方で、高血圧・心臓病等の慢性疾患のあるひとり暮らしの方(他の世帯員がねたきり状態の場合を含む)
- ②75歳以上からなる世帯に属する方のうち、世帯内にねたきり状態等の方がいる方
- ③同居人がやむを得ない理由により長時間かつ継続的に不在にするため、ひとり暮らし状態となる65歳以上の方で、高血圧・心臓病等の慢性疾患のある方(他の世帯員がねたきり状態の場合を含む)

内 容

心臓発作や火災などの緊急事態が発生したときに、「緊急」ボタンを押すことにより、すみやかに緊急通報先に通報できる緊急通報装置、ペンダント等を貸与します。

また、緊急通報装置の「相談」ボタンを押すことで、24時間365日、看護師などが常駐する民間コールセンターへつながり、生活等に関する相談ができます。

さらに、利用条件により安否センサーの設置や駆け付けサービスの利用も可能です。

 お問い合わせ先は、区役所福祉課高齢福祉係/支所区民福祉課福祉係(連絡先一覧 P. 23)


配食サービス(①生活援助型配食サービス等、②障害者自立支援配食サービス)

対象者

- ①介護保険制度における要介護・要支援の認定を受けた方または介護予防・日常生活支援サービス事業対象者の判定を受けた方
- ②障害者(身体・知的・精神・難病患者)のみの世帯の方 ※そのほか左記の世帯に準ずると認められる世帯の方についても利用できる場合があります。

内 容

利用者の居宅に食事を配達するとともに、本人の安否確認を行い、必要な場合には関係機関等へ連絡します。

 お問い合わせ先は、

- ①区役所福祉課(介護・保健・福祉相談窓口)/支所区民福祉課福祉係(連絡先一覧 P. 23)
いきいき支援センター(連絡先一覧 P. 26・27)
もしくは担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)
- ②障害者基幹相談支援センター(連絡先一覧 P. 27)

民間事業者によるサービス

NPO法人等の居住支援団体のスタッフによる見守りサービスをはじめ、不動産事業者、家賃債務保証業者、警備会社などが提供する様々な見守りサービスの商品があります。

(例) センサーによる異常感知、室内における通報機器の設置、音声メッセージによる安否確認 など

※なお、民間事業者によるサービスの内容や費用負担などは商品によって異なりますのでご注意ください。

～セーフティネット住宅での見守りサービス事例～

お部屋が変身 **24時間365日高齢者の暮らしの「もしも」に備えられます。**

もしも…
予期せぬ非常事態がおきたら…
ホームコントローラー

もしも…
部屋のどこかで転倒、動けなくなったら…
ライフ監視センサー
※カメラではありません。

もしも…
火事がおきたら…
煙センサー

もしも…
泥棒がはいたら…
防犯センサー

もしも…
急に具合が悪くなっても…
救急ボタン

すべてのもしもの時には
24時間、異常があると警備会社が急行、駆け付け対応します。
駆け付け要請、緊急対応等に追加料金は発生しません。

離れて暮らす家族も安心
毎日定時に音声メッセージで安否・体調を確認。

毎日の体調を
電話で確認
音声サンプルはコチラ▶



毎日同じ時間帯に
お電話します
その日の体調を電話機の
①②③から選んで押すだけ



指定の連絡先へ
結果がメールが届きます
「お知らせメール」の送信先は
最大3件まで登録が可能です。



65に/
**相談ダイヤルを
ご用意してます。**

暮らしの相談、介護施設への
住み替えサポートなど専門相
談員が心を込めて対応いた
します。

※ご利用には機器設置に係る初期費用や毎月のサポート料金などが必要になります。

命が助かったケースも！

夏のある日の夜。ライフ監視センサーが反応し警備会社が現場に急行。居室に入るとトイレの中で倒れておられ、救急車を手配。エアコンも点いておらず暑い中で脱水症状も見られたため、水分補給しながら、救急車を待ち、救急搬送されました。緊急連絡先の親族にもご連絡。「こんなに近くに住んでいても分からないものですね」と感謝されました。

ライフ監視センサーと警備会社駆け付け対応により一命を取りとめることができました。



【提供…株式会社ニッショー（シニアライフサポート係 TEL:0120-70-2140）】

(注) 本事例は、名古屋市において登録されているセーフティネット住宅の見守りサービス商品の一例として取り上げたものであり、サービスを推奨するものではありません。

もし、入居者が死

まずは警察に通報!



1 関係者への連絡

賃貸借契約締結時に確認した関係者へ連絡します。関係者が親族等でない場合は、親族等の有無やその連絡先を知っているかなども確認します。

死亡報告となると慌ててしまうこともあるので、伝えたいことはあらかじめメモをしておくといでしょう。



2 相続人の特定・連絡

困ってしまうのが、相続人や親族等が特定できない場合。

孤独死や自殺の場合は、警察が親族等を調査します。警察が親族等を把握しているなら、「賃貸借契約の件で連絡を取りたい」と伝えてもらいましょう。

相続人が複数いる場合は、代表者を決めてもらうと効率的です。



3 賃貸借契約の解除

入居者が死亡しただけでは、賃貸借契約は終了しません。借家権は相続人に相続されるため、相続人に対して解約手続きを行う必要があります。

相続人が遠隔地に居住している場合や、住所は判明していても連絡が取れない場合は、内容証明により解除通知を送付します。



原状回復をめぐるトラブルとガイドライン


入居者の死亡時に限らず、賃貸物件からの退去時には貸主と借主との間でトラブルが発生しやすいものです。特に、敷金の返還や原状回復費用については、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表し、その中で原状回復に関する紛争の予防や解決の指針を示しています。なお、令和2年4月の民法改正により、敷金や原状回復等の取扱いが明文化されることで、ガイドラインがより厳格に運用されることになりました。

亡してしまったら

入居者死亡時の主な対応フロー

4 残置家財の処分

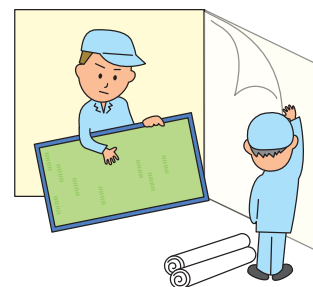
賃貸借契約の解除にあわせて、相続人に残置家財の処分を請求します。相続人が請求に応じない場合でも、原則として大家さんが処分することはできず、相続人の同意書等を得る必要があります。それでも同意が得られなければ、裁判所の手続きを経て処分します。

 愛知県弁護士会名古屋法律相談センター（連絡先一覧 P. 28）



5 原状回復工事の実施

通常の前状回復工事や室内クリーニングのほか、必要に応じて専門業者に依頼するなど、特殊清掃等を実施します。死亡後時間が経過している場合は、その影響範囲も広がるため、畳の入替えや床の張替えなどが必要になってくるケースもあります。



6 賃料債務などの清算

賃貸借契約解除日までの賃料や残置家財の処分費、室内の前状回復費の支払いは、相続人に承継されます。各種費用については、入居者加入の家財保険や家賃債務保証などにより補償される場合があります。清算する前に、契約内容等を確認しておくようにしましょう。



例えば、通常損耗分について入居者に原状回復費用を求めるためには、賃貸借契約時に明確な合意をもって特約を締結している必要があります。

なお、家賃債務保証会社を利用した原状回復費用の保証については、ガイドライン等に基づき明確に査定されることとなりますので、確認が必要です。

※「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改定版）」は、国土交通省のホームページで閲覧やダウンロードが可能です。

原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改定版）

検索

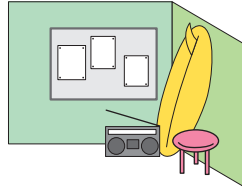
外国人の受入れには不安

事例

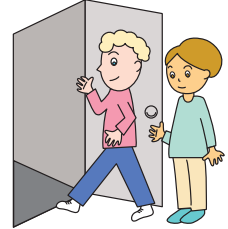
ゴミ出しの
ルールが
守れていない



共用部に私物を
置いている



無断転貸など
知らない間に
契約者以外の
方が住んでいる



外国人の方は、文化や習慣の違いなどから、日本の生活ルール等を知らない場合もあります。生活のルールやマナー違反などについては、そもそも日本の常識であるという前提で詳しく説明していない、もしくは正しく伝わっていないことが原因であることも少なくありません。

対応策

住まい方のルール等について契約時に説明する。

無断転貸を禁止する理由を説明し、
無断転貸は契約解除事由になることを伝える。

外国人の方向けのガイドブックなどを活用する。

「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」(国土交通省)

日本で賃貸住宅を探す外国人の方の対応方法や留意事項
「入居申込書」「重要事項説明書」「賃貸住宅標準契約書」「定期賃貸住宅標準契約書」等の見本を掲載

「外国人向け部屋探しのガイドブック」(国土交通省)

部屋の探し方、契約の手続、入居後の注意点など日本で部屋探しをして生活をする上で必要な基礎知識や役立つ情報を掲載

国土交通省 外国人 民間賃貸住宅入居円滑化

「なごやのごみ減量・資源化ガイド(概要版)」(名古屋市)

名古屋市のごみ・資源の分け方・出し方をまとめたガイドです。

なごやのごみ減量・資源化ガイド

また、分別方法の検索や収集日カレンダーなどの機能を搭載したスマートフォンアプリ「さんあ〜る(3R)」が外国語に対応しています。

さんあ〜る(3R)



Android



iOS

対応言語 14言語

- ・日本語
- ・英語
- ・中国語
- ・韓国語
- ・スペイン語
- ・ポルトガル語
- ・ベトナム語
- ・ネパール語
- ・タイ語
- ・インドネシア語
- ・ミャンマー(ビルマ)語
- ・カンボジア(クメール)語
- ・タガログ語
- ・モンゴル語

対応言語 9言語

- ・日本語
- ・英語
- ・中国語
- ・韓国語
- ・ポルトガル語
- ・スペイン語
- ・フィリピン語
- ・ベトナム語
- ・ネパール語

外国人への情報提供・相談窓口

名古屋国際センター 情報カウンター TEL:052-581-0100



外国人に対し、日本の生活情報の提供、行政サービスに関わる相談を多言語で対応しています。(無料) 言語と対応曜日等については、ホームページ(<https://www.nic-nagoya.or.jp/>)でご確認ください。

ひとり親家庭の受入れには不安

事例



子どものことで
ひとり悩んでいるようだ

毎月の家賃の
支払いは大丈夫だろうか



子どもの泣き声が
頻繁に聞こえ、心配



対応策

ひとり親家庭の相談窓口等を把握しておく。

ひとり親家庭の相談窓口や子ども・子育てに関する相談窓口を把握しておくトラブルがあった際に有効です。名古屋市においては、ひとり親家庭が抱える様々な問題に対して、経済的支援、就業支援、生活支援、子どもへの支援などさまざまな支援を進めています。経済上のことや子どものことなど、ひとりで悩んでいる父母の方へは、早めに相談するよう勧めてください。

家賃の集金を安定化する。

家賃の支払いに心配がある場合などには、家賃債務保証会社の利用など家賃の集金を安定化するなどの対応が考えられます。



P. 11・12

「家賃の支払いに関する心配」

名古屋市における 家賃減額補助制度を 利用する!

「住宅セーフティネット制度」に基づく登録住宅の大家さんへの経済的支援として、「**家賃減額補助**」を実施しています。現在の家賃収入を維持したまま、ひとり親家庭などの低額所得者の方向けに空き室を活用しませんか!

補助金制度の詳細は、名古屋市住宅都市局住宅企画課(TEL:052-972-2772)へお問い合わせください(関連 P. 4参照)。

入居者への支援制度

ひとり親家庭の福祉に関する相談窓口



区役所民生子ども課／支所区民福祉課(連絡先一覧 P. 25)

愛知母子・父子福祉センター(連絡先 P. 28)

妊娠・出産・子育てに関する各種の相談窓口



保健センター「子育て総合相談窓口(子育て世代包括支援センター)」(連絡先一覧 P. 25)

各区役所・支所の問合せ先

高齢者福祉

- 区役所 福祉課 介護・保健・福祉相談窓口
- 支所 区民福祉課福祉係

区	電話	FAX
千種区役所	753-1834	751-3120
東区役所	934-1196	936-4303
北区役所	917-6531	914-2100
楠支所	901-2269	901-2271
西区役所	523-4596	521-0067
山田支所	501-4975	504-7409
中村区役所	453-5367	453-8232
中区役所	265-2321	241-6986
昭和区役所	735-3911	731-8900
瑞穂区役所	852-9395	851-1350
熱田区役所	683-9406	682-0346

区	電話	FAX
中川区役所	363-4415	352-7824
富田支所	301-8376	301-8661
港区役所	654-9692	651-1190
南陽支所	301-8345	301-8411
南区役所	823-9413	811-6366
守山区役所	796-4607	793-1451
志段味支所	736-2192	736-4670
緑区役所	625-3965	621-6841
徳重支所	875-2207	875-2215
名東区役所	778-3009	774-2781
天白区役所	807-3896	802-9726

障害者福祉

- 区役所 福祉課障害福祉係
- 支所 区民福祉課福祉係(障害担当)

区	電話	FAX
千種区役所	753-1844	751-3120
東区役所	934-1182	936-4303
北区役所	917-6516	914-2100
楠支所	901-2274	901-2271
西区役所	523-4585	521-0067
山田支所	501-4977	504-7409
中村区役所	453-5368	453-8232
中区役所	265-2322	241-6986
昭和区役所	735-3893	731-8900
瑞穂区役所	852-9384	851-1350
熱田区役所	683-9917	682-0346

区	電話	FAX
中川区役所	363-4403	352-7824
富田支所	301-8378	301-8661
港区役所	654-9718	651-1190
南陽支所	301-8348	301-8411
南区役所	823-9392	811-6366
守山区役所	796-4584	793-1451
志段味支所	736-2193	736-4670
緑区役所	625-3956	621-6841
徳重支所	875-2207	875-2215
名東区役所	778-3092	774-2781
天白区役所	807-3882	802-9726

精神保健福祉・難病等の相談

●保健センター 保健予防課保健感染症係

区	電話	FAX
千種保健センター	753-1981	751-3545
東保健センター	934-1217	937-5145
北保健センター	917-6553	911-2343
西保健センター	523-4616	531-2000
中村保健センター	481-2294	481-2210
中保健センター	265-2261	265-2259
昭和保健センター	735-3962	731-0957
瑞穂保健センター	837-3267	837-3291

区	電話	FAX
熱田保健センター	683-9682	681-5169
中川保健センター	363-4461	361-2175
港保健センター	651-6509	651-5144
南保健センター	614-2812	614-2818
守山保健センター	796-4624	796-0040
緑保健センター	891-3621	891-5110
名東保健センター	778-3112	773-6212
天白保健センター	807-3914	803-1251

生活保護

●区役所 民生子ども課保護係
●支所 区民福祉課保護・子ども係

区	電話	FAX
千種区役所	753-1835	751-3120
東区役所	934-1184	936-4303
北区役所	917-6505	917-6512
楠支所	901-2265	902-1843
西区役所	523-4587	523-4630
山田支所	501-4973	503-3986
中村区役所	453-5404	451-8324
中区役所	265-2314	241-6986
昭和区役所	735-3896	735-3909
瑞穂区役所	852-9386	852-9375
熱田区役所	683-9906	682-0346

区	電話	FAX
中川区役所	363-4404	363-4302
富田支所	301-8366	301-8661
港区役所	654-9707	651-1190
南陽支所	301-8341	301-8411
南区役所	823-9400	823-9426
守山区役所	796-4595	796-4627
志段味支所	736-2189	736-4670
緑区役所	625-3953	621-6858
徳重支所	875-2214	875-2215
名東区役所	778-3093	774-2781
天白区役所	807-3884	807-3829

各区役所・支所の問合せ先

子ども・子育て [ひとり親家庭の福祉に関する相談]

●区役所 民生子ども課 民生子ども係
●支所 区民福祉課 保護・子ども係

区	電話	FAX
千種区役所	753-1842	751-3120
東区役所	934-1191	936-4303
北区役所	917-6524	917-6512
楠支所	901-2264	902-1843
西区役所	523-4593	523-4630
山田支所	501-4971	503-3986
中村区役所	453-5414	451-8324
中区役所	265-2318	241-6986
昭和区役所	735-3903	735-3909
瑞穂区役所	852-9389	852-9375
熱田区役所	683-9913	682-0346

区	電話	FAX
中川区役所	363-4411	363-4302
富田支所	301-8361	301-8661
港区役所	654-9711	651-1190
南陽支所	301-8342	301-8411
南区役所	823-9395	823-9426
守山区役所	796-4602	796-4627
志段味支所	736-2187	736-4670
緑区役所	625-3982	621-6858
徳重支所	875-2213	875-2215
名東区役所	778-3096	774-2781
天白区役所	807-3881	807-3829

子育て [妊娠・出産・子育てに関する各種の相談]

●保健センター 子育て総合相談窓口
(子育て世代包括支援センター)

区	電話
千種保健センター	757-7033
東保健センター	979-3588
北保健センター	910-6815
西保健センター	529-7105
中村保健センター	486-6388
中保健センター	269-7155
昭和保健センター	745-6030
瑞穂保健センター	837-3285

区	電話
熱田保健センター	679-3086
中川保健センター	364-0065
港保健センター	655-8745
南保健センター	619-7086
守山保健センター	797-5220
緑保健センター	899-6518
名東保健センター	769-6288
天白保健センター	847-5981

環境事業所(なごやか収集)

区	電話	FAX
千種環境事業所	771-0424	771-5113
東環境事業所	723-5311	723-5320
北環境事業所	981-0421	981-5399
西環境事業所	522-4126	522-8376
中村環境事業所	481-5391	471-5043
中環境事業所	251-1735	251-1736
昭和環境事業所	871-0504	871-0505
瑞穂環境事業所	882-5300	882-5305

区	電話	FAX
熱田環境事業所	671-2200	671-2290
中川環境事業所	361-7638	354-4389
港環境事業所	382-3575	384-0562
南環境事業所	614-6220	614-6223
守山環境事業所	798-3771	798-3772
緑環境事業所	891-0976	891-0276
名東環境事業所	773-3214	773-3215
天白環境事業所	833-4031	833-6823

いきいき支援センター（地域包括支援センター）

区	名 称	電 話	FAX	担当地域（小学校区）
千種	千種区東部 いきいき支援センター	781-8343	781-8346	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
	分 室	726-8944	726-8966	
	千種区西部 いきいき支援センター	763-1530	763-1547	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東	東区 いきいき支援センター	932-8236	932-9311	区内全域
	分 室	711-6333	711-6313	
北	北区東部 いきいき支援センター	991-5432	991-3501	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部 いきいき支援センター	915-7545	915-2641	味鋺、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鋺、如意
	分 室	902-7232	902-7233	
西	西区北部 いきいき支援センター	505-8343	505-8345	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
	西区南部 いきいき支援センター	532-9079	532-9020	稲生、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや、枇杷島、南押切
	分 室	562-5775	562-5776	
中村	中村区北部 いきいき支援センター	486-2133	483-2140	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
	分 室	412-3030	412-3110	
	中村区南部 いきいき支援センター	483-6866	483-6867	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
中	中区いきいき支援センター	331-9674	331-9953	区内全域
	分 室	262-2265	262-2275	
昭和	昭和区東部 いきいき支援センター	861-9335	861-9336	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭和区西部 いきいき支援センター	884-5513	883-2231	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
	分 室	852-3355	852-3344	
瑞穂	瑞穂区東部 いきいき支援センター	858-4008	842-8122	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分 室	851-0400	851-0410	
	瑞穂区西部 いきいき支援センター	872-1705	872-1707	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御劔
熱田	熱田区 いきいき支援センター	671-3195	671-1155	区内全域
	分 室	682-2522	682-2505	
中川	中川区東部 いきいき支援センター	354-8343	354-8341	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部 いきいき支援センター	352-8258	353-5879	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
	分 室	364-7273	364-7271	
港	港区東部 いきいき支援センター	651-0568	651-1167	稲永、大手、港染、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
	港区西部 いきいき支援センター	381-3260	381-3261	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明德
	分 室	309-7411	309-7412	

いきいき支援センター（地域包括支援センター）

区	名 称	電 話	FAX	担当地域（小学校区）
南	南区北部 いきいき支援センター	811-9377	811-9387	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、 道徳、豊田、明治、呼続
	分 室	698-7370	698-7380	
	南区南部 いきいき支援センター	819-5050	819-1123	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、 白水、宝南、星崎、笠東
守山	守山区東部 いきいき支援センター	758-2013	758-2015	天子田、大森、大森北、小幡、吉根、 志段味西、志段味東、下志段味、 苗代、本地丘、森孝西、森孝東
	分 室	736-0080	736-0081	
	守山区西部 いきいき支援センター	758-5560	758-5582	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、 廿軒家、二城、守山
緑	緑区北部 いきいき支援センター	899-2002	891-7640	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、 熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、 戸笠、徳重、長根台、鳴子、 鳴海東部、桃山
	分 室	877-9001	877-8841	
	緑区南部 いきいき支援センター	624-8343	624-8361	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、 太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東	名東区北部 いきいき支援センター	726-8777	726-8776	猪高、猪子石、香流、北一社、 引山、藤が丘、平和が丘、本郷、 豊が丘、蓬来
	分 室	771-7785	771-7702	
	名東区南部 いきいき支援センター	720-6121	720-5400	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、 西山、前山、牧の原、名東
天白	天白区東部 いきいき支援センター	809-5555	385-8451	相生、植田、植田北、植田東、 植田南、しまだ、高坂、原、平針、 平針北、平針南
	分 室	808-5400	808-5322	
	天白区西部 いきいき支援センター	839-3663	839-3665	大坪、表山、天白、野並、 八事東、山根

障害者基幹相談支援センター

区	電 話	FAX
千種区	753-3567	753-3568
東区（本部）	932-7584	932-7585
東区（サテライト）	325-6193	325-6203
北区（本部）	910-3133	916-3665
北区（サテライト）	508-6011	508-6021
西区（本部）	504-2102	502-5806
西区（サテライト）	528-3166	528-3266
中村区	462-1500	462-9640
中区	253-5855	253-5856
昭和区（本部）	741-8800	741-8930
昭和区（サテライト）	841-6677	841-6622
瑞穂区	835-3848	835-3743

区	電 話	FAX
熱田区	678-5505	681-7052
中川区	354-4521	354-2201
港区	653-2801	651-7477
南区（本部）	822-3001	822-3035
南区（サテライト）	883-9257	883-9259
守山区（本部）	737-0221	736-0572
守山区（サテライト）	791-2170	791-2170
緑区	892-6333	892-6336
名東区	739-7524	739-5330
天白区（本部）	804-8587	804-8585
天白区（サテライト）	832-2151	832-2152

仕事・暮らし自立サポートセンター

名 称	電 話	FAX
仕事・暮らし自立サポートセンター名駅	446-7333	446-7555
仕事・暮らし自立サポートセンター金山	684-8131	684-8132
仕事・暮らし自立サポートセンター大曾根	508-9611	508-9612

母子・父子福祉センター(ひとり親家庭等の生活全般にわたる各種相談)

名 称	問 合 せ	電 話
社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会 愛知母子・父子福祉センター	月～金曜日(土日・祝日・年末年始は除く) 午前8時45分～午後5時30分	915-8862

児童相談所

名 称	担当区域	電 話
名古屋市中央児童相談所	千種、東、北、中、昭和、守山、名東	757-6111
名古屋市西部児童相談所	西、中村、熱田、中川、港	365-3231
名古屋市東部児童相談所	瑞穂、南、緑、天白	899-4630

児童相談所虐待対応ダイヤル189(お近くの児童相談所につながります。)

障害者・高齢者権利擁護センター

名 称	対象区	電 話
障害者・高齢者権利擁護センター 北部事務所	東・北・西・守山	919-7584
障害者・高齢者権利擁護センター 南部事務所	中村・中・熱田・中川・港	678-3030
障害者・高齢者権利擁護センター 東部事務所	千種・昭和・瑞穂・南・緑・名東・天白	803-6100

名古屋市成年後見あんしんセンター

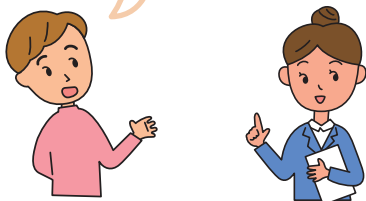
名 称	問 合 せ	電 話	FAX
名古屋市 成年後見あんしんセンター	月～金曜日(土日・祝日・年末年始は除く) 午前9時～午後5時	856-3939	919-7585

愛知県弁護士会名古屋法律相談センター

名 称	問 合 せ(予約電話の受付時間)	予 約 受 付 電 話
愛知県弁護士会 名古屋法律相談センター	午前9時10分～午後4時30分 ※法律相談は事前予約制です。	565-6110

住宅確保要配慮者居住支援法人 (名古屋市内を支援業務区域とする法人)

住宅確保要配慮者
居住支援法人ってなに?



居住支援法人とは、都道府県知事の指定を受け、住宅確保要配慮者の方を対象に、主に以下の支援を行うNPO法人などの民間団体となります。

- ①賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、相談
- ②見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
- ③セーフティネット住宅の家賃債務保証に関する業務 など

※支援の対象や内容・費用負担の有無などは、法人により異なりますのでご注意ください。

サポート内容などの詳細は直接各法人へお問い合わせください。

[支援対象者:★=主たる対象者]

【指定番号】愛知第01号 特定非営利活動法人 たすけあい名古屋 居住支援担当 	住 所	名古屋市緑区鳴子町1-6 鳴子団地80号棟001号室	電話	052-892-0281
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	支援対象者	★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者		
【指定番号】愛知第02号 公益社団法人 愛知共同住宅協会 「見守り大家さん ヘルプライン」 	住 所	①名古屋市中区橘一丁目26-18 ②豊田市西町1-4(豊田支部)	電話	0120-279-083
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 10:00～16:00		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他		
【指定番号】愛知第03号 ホームネット株式会社 居住支援担当 	住 所	東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11階	電話	0120-460-560
	相談日時	月曜日・木曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 生活困窮者		
【指定番号】愛知第04号 特定非営利活動法人 あたたかい心 居住支援担当 	住 所	名古屋市瑞穂区堀田通8-7	電話	052-883-8505
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日も可) 10:00～16:00		
	支援対象者	被災者 ★高齢者 ★障害者 子育て世帯 DV被害者 生活困窮者		
【指定番号】愛知第05号 特定非営利活動法人 介護サービスさくら 居住支援担当 	住 所	名古屋市名東区高針荒田1011	電話	052-753-9982
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 10:00～16:00		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 障害者 子育て世帯 DV被害者 生活困窮者		
【指定番号】愛知第07号 特定非営利活動法人 ノッポの会 居住支援担当 	住 所	名古屋市西区平出町28	電話	052-509-5621
	相談日時	月曜日～土曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	支援対象者	低額所得者 ★高齢者 障害者 子育て世帯		

【指定番号】愛知第08号 社会福祉法人 共生福祉会 ソーネ居住支援センター	住 所	名古屋市北区山田二丁目11-62 大曽根住宅1棟1F ソーネおおぞね内	電話	052-910-9101
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日も可) 10:00～17:00		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他刑余者など		
【指定番号】愛知第14号 一般社団法人 家財整理相談窓口	住 所	東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11階	電話	03-5287-4387
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	支援対象者	低額所得者 被災者 ★高齢者 障害者 子育て世帯 外国人 生活困窮者 その他		
【指定番号】愛知第16号 株式会社リンクリンク 居住支援担当	住 所	名古屋市中村区名駅南一丁目19-27 オルバースビルディング名古屋5F	電話	052-414-7275
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	支援対象者	★子育て世帯 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★児童虐待を受けたもの		
【指定番号】愛知第17号 NPO法人 ファミリーステーションRin 居住支援Smairin	住 所	日進市岩藤町陸見63	電話	080-2626-4380
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	支援対象者	低額所得者 ★子育て世帯 ★DV被害者 ★その他(ひとり親家庭)		
【指定番号】愛知第18号 株式会社くらしケア 居住支援担当	住 所	名古屋市千種区小松町6-11-3 OS・SKYマンション レスカール大久手201	電話	0120-7070-39
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～18:00		
	支援対象者	★障害者 ★高齢者 その他		
【指定番号】愛知第20号 社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会 居住支援担当	住 所	名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5F	電話	052-911-3193
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	支援対象者	★低額所得者 ★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★外国人 ★DV被害者 ★生活困窮者 ★その他		
【指定番号】愛知第21号 特定非営利活動法人 くらし応援ネットワーク 居住支援担当	住 所	名古屋市熱田区金山町一丁目7-20 SH SQUARE Kanayama 1F	電話	052-253-9071
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～18:00		
	支援対象者	高齢者 ★障害者 ★矯正施設退所者		
【指定番号】愛知第24号 有限会社 News Agent Hosokawa 居住支援法人担当	住 所	長久手市作田二丁目809	電話	0561-63-6554
	相談日時	月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00		
	支援対象者	★被災者 ★高齢者 ★障害者 ★子育て世帯 ★DV被害者		

(令和3年12月1日現在)

入居者のことが
心配になったら・・・

ご存じでしたが、

「公益社団法人愛知共同住宅協会」見守り大家さんを。

見守り大家さんの活動とは

かつては、「大家といえば、親も同然」と言われていました。そのような大家さんは、もういないのでしょうか。いいえ、そんなことはありません。入居者の暮らしに目配りして、困ったときは手を差し伸べる、そんな大家さんは今でもたくさんいます。

愛知共同住宅協会は、そのような「見守り大家さん」を応援しています。そして、見守り大家さんとともに、住まいについて困っている方のお役に立ちたいと願っています。

住まいに困っている方も

入居者のことが心配な大家さんも

住まいについての相談をお受けします！

見守り大家さんヘルプライン

つなぐ おおやさん
TEL: 0120 (279) 083
平日 午前10時～午後4時



公益社団法人愛知共同住宅協会とは

民間賃貸住宅(貸家、アパート、マンション等)の品質向上を通じて、県民の皆さんに安全、安心、快適な住まいを提供することをめざし、昭和52年に設立された公益法人です。名古屋・豊田地域の大家さんを中心として、約380名の会員がいます(令和3年10月末現在)。

平成30年には、愛知県から居住支援法人の指定を受けています。

本 部

〒460-0016 名古屋市中区橋一丁目26番18号(Dフラット東別院306号室)
TEL:052-324-8488 FAX:052-324-8388
受付時間 平日 午後1時～午後5時

豊田支部

〒471-0025 豊田市西町一丁目4番地(豊田市アパート協同組合内)
TEL:0565-32-5006 FAX:0565-32-5008
受付時間 平日/午前9時～午後5時(正午～午後1時除く)
土曜・祝日/午前9時～午後3時(正午～午後1時除く)

作 成

名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会

事務局

名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL:052-972-2772 FAX:052-972-4172

名古屋市

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅) 登録制度のご案内

1 制度概要

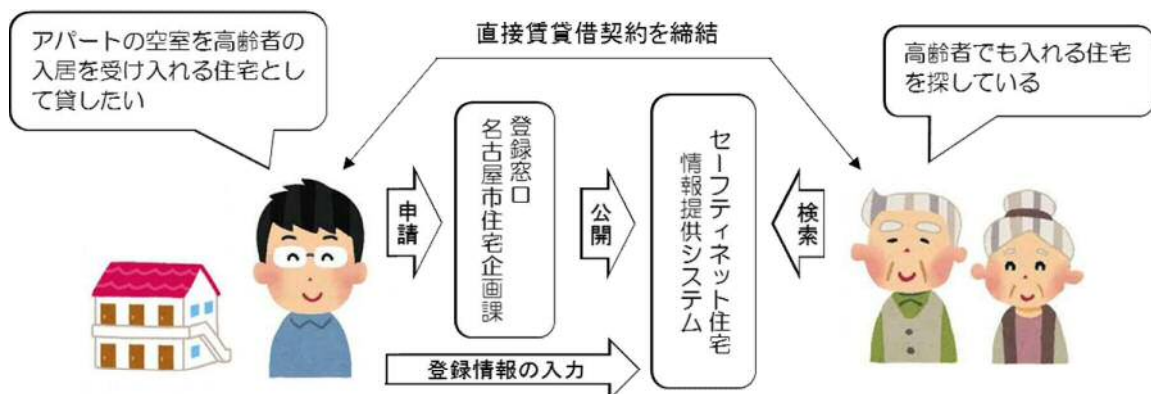
住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）」の登録をする制度です。

名古屋市では、市内の住宅についてセーフティネット住宅の登録を行います。登録された住宅は、住宅の概要のほか、家賃等に関する情報が公開されます。

●セーフティネット住宅とは

セーフティネット住宅は、規模、構造、設備等について一定の基準に適合し、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅として登録された、民間の賃貸住宅です。住宅に関する賃貸借契約の締結や日常管理等は、申請者（賃貸人）が行います。

登録事業者は、セーフティネット住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者（当該登録住宅について範囲を定めた場合には、その範囲に属する者）に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒むことができません。



●住宅確保要配慮者とは

住宅確保要配慮者とは、法律・省令において、高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者、被災者、外国人等と定められています。

●入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲

登録の際には、入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲を限定することが可能です。例えば、「障害者の入居は拒まない」として登録したり、「高齢者、低額所得者、被災者の入居は受け入れる」として登録することができます。

●改修費補助、家賃補助、家賃債務保証料補助

市による改修費、家賃等の補助については、名古屋市住宅企画課にお問い合わせください。

国による改修費補助については、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業のウェブページをご覧ください。【 <https://www.how.or.jp/koufu/snj.html> 】

補助を受けるには、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（改修の場合は10年以上）としての登録が必要です。

2 申請について

●申請の方法 ※事前にご相談ください。

- ・セーフティネット住宅情報提供システムのウェブサイト公開される「登録システム」を利用して、申請書を作成してください。
【 <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php> 】
- ・申請書及び添付書類を名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課へ提出してください。
- ・登録手数料は不要です。

●登録要件等

登録住宅：住宅確保要配慮者を受け入れることとする賃貸住宅を構成する建物（棟）ごとに登録

登録基準：次頁のとおり

- 一般住宅 ①：原則として床面積が25㎡以上で設備を完備した住宅（一部設備を共同利用する場合があります）。
 - 一般住宅 ②：床面積が18㎡以上で設備を完備した住宅（2022年3月23日以前に工事完了した住宅でバリアフリーに配慮した住宅に限る。）
 - 一般住宅 ③：床面積が18㎡以上で設備を完備した住宅（2022年3月23日以前に工事完了した住宅で、鉄道駅から概ね800m以内にある住宅に限る。）
- 共同居住型住宅：一つの住宅や住戸に複数の賃借人が共同で居住する形態で、各賃借人は個室を専用使用するほか、台所・居間・トイレ・浴室等を他の賃借人と共同で使用する住宅。いわゆるシェアハウス。

3 住宅をお探しの方へ

●住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の閲覧

セーフティネット住宅情報提供システムから全国の登録住宅の情報を閲覧できます。

【 <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php> 】

- 名古屋市内の登録住宅をさがす場合、セーフティネット住宅情報提供システムの「詳細条件から探す」から「愛知県」を選択し、「市区町村」より「名古屋市〇〇区」を選択し、検索ボタンを押してください。

具体的な入居手続きについては、それぞれの住宅の連絡先にお問い合わせください。

- セーフティネット住宅のうち、名古屋市が家賃減額等を行っている「補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」については、【名古屋市ウェブサイト】から住宅一覧を閲覧できます。

【 <http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000098535.html> 】

トップページ>暮らしの情報>生活と住まい>住宅>住まいを借りる>高齢者、障害者、子育て世帯、外国人の方で住まいをお探しの方へ>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）

登録窓口・お問い合わせ先

名古屋市役所 住宅都市局住宅部住宅企画課（市役所西庁舎5階）

電話：052-972-2772 FAX：052-972-4172

E-mail：a2772@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

R4. 4

登録基準（概要）

登録の申請は建築物ごとで、1戸（個室）単位での登録が可能です。

①-1 共同住宅・戸建住宅で、一住戸に台所・便所・収納設備及び浴室又はシャワー室が完備されていて、床面積が25㎡以上のもの

①-2、①-3

共同住宅・戸建住宅で、一住戸に台所・便所・収納設備及び浴室又はシャワー室が完備されていて、床面積が18㎡以上のもの（2022年3月23日以前に工事完了した住宅で、鉄道駅から概ね800m以内にある場合又はバリアフリーに配慮した場合に限る。）

② 寄宿舍形式など台所・浴室が共同利用で、専用部分（個室）の床面積が18㎡以上のもの

③ 一住戸に複数人が共同生活し、専用部分（個室：定員1名）の床面積が9㎡以上あり、住戸及び共同利用設備部分全体で、15㎡×入居者数+10㎡以上の面積があるもの

項目	基準				
	①-1	①-2※1	①-3※1	②※2	③※2 ※3
型別	一般住宅			一般住宅 (共同居住型住宅でない)	共同居住型住宅 (シェアハウス)
建物の形態	共同住宅・戸建住宅				共同住宅・戸建住宅・ 他用途からの改造など
設備規模	設備完備 住戸： 25㎡以上	設備完備 住戸：18㎡以上	設備完備 住戸：18㎡以上	設備共同利用(寄宿舍) 専用部分：18㎡以上 (個室)	全体： 15㎡×入居者数 +10㎡以上 専用部分：9㎡以上 (個室)
専用部分設備	台所、便所、収納設備、浴室 又はシャワー室 (上記が完備)			便所 (以下の共同利用設備 の基準を満たす場合)	個室内に設置要件 なし
共同利用設備	X			台所、収納設備 (住棟内に1箇所以上)	居間、食堂、台所、 洗濯室又は洗濯場 (住棟内に1箇所以上)
				浴室又はシャワー室 (5名に1箇所以上)	便所、洗面設備、 浴室又はシャワー室 (5名に1箇所以上)
その他	X			X	
		バリアフリーに 配慮 (2022年3月23日 以前に工事完了し たものに限る)	鉄道駅から 概ね800m以内 (2022年3月23 日以前に工事完了 したものに限り)		

※1 名古屋市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画による登録基準の緩和を受ける住宅

※2 型別②、③の住宅については、建築基準法等の(寄宿舍への)用途変更手続きが必要となる場合があります。

※3 ひとり親世帯向け共同居住型住宅については基準が異なりますので、P7をご確認下さい。

登録基準（一般住宅※の場合） ※3 ページの表「型別①-1、①-2、①-3、②の住宅」

項目	基準	
規模 設備 右各型別①-1、 ①-2、①-3、②の いずれかの要件を 満たしていること	型別 ①-1	(1) 各戸の床面積は25㎡以上であること (2) 各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること
	型別 ①-2	(1) 各戸の床面積は18㎡以上であること (2) 各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること (3) 2022年3月23日以前に工事完了した住宅であること (4) バリアフリーに配慮していること※ ※国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から第4号の いずれか 及び当該規定に係る同規則第5号に適合すること 【第1号】床の段差の規定 【第2号】居住部分内の階段の規定 【第3号】主たる共用の階段の規定 【第4号】手すりの規定 } + 第5号の規定 ★詳細は住宅企画課までお問い合わせください。
	型別 ①-3	(1) 各戸の床面積は18㎡以上であること (2) 各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること (3) 2022年3月23日以前に工事完了した住宅であること (4) 鉄道駅から概ね800m以内にある住宅であること
	型別 ②	(1) 各戸の床面積は18㎡以上であること (2) 原則として、各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。 ※共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。
構造 (1)②の要件を全て 満たしていること	(1) 消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないものであること (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること	
住宅確保要配慮者の範囲	特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること	
賃貸の条件	家賃の額が、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないものであること	
その他	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」、「愛知県賃貸住宅供給促進計画」及び「名古屋市中心部住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に照らして適切なものであること	
欠格要件	登録を受けようとする者及び建物の転貸借が行われる場合にあつては、所有者並びに転貸人が、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下「法」という。）第11条第1項各号に該当しないこと （参考）法第11条第1項各号 ①成年被後見人又は被保佐人 ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ④第24条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（⑧において「暴	

	<p>力団員等」という。)</p> <p>⑥営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が①～⑤のいずれかに該当するもの</p> <p>⑦法人であって、その役員のうち①～⑤のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>⑧暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>
--	---

登録基準（共同居住型住宅の場合） ※3 ページの表「型別③の住宅」

項目	基準
<p>規模</p> <p>(1)②③の要件を全て満たしていること</p>	<p>(1) 各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあつては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあつては、当該設備の床面積を除く。）が9㎡以上であること</p> <p>(2) 各専用部分の入居者の定員を1人とするものであること</p> <p>(3) 住宅の床面積は、15㎡×入居者の定員+10㎡以上であること</p>
<p>設備</p> <p>(1)②の要件を満たしていること</p>	<p>(1) 次に掲げる設備が共用部分に備えられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 居間 ロ 食堂 ハ 台所 ニ 便所 ホ 洗面設備 ヘ 浴室又はシャワー室 ト 洗濯室又は洗濯場 <p>※専用部分にいずれかの設備が備えられている場合には、当該設備を共用部分に備えることを要しない。</p> <p>※共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、入居者が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。</p> <p>(2) 少なくとも住宅の入居者の定員を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。</p>
<p>構造</p> <p>(1)②の要件を全て満たしていること</p>	<p>(1) 消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないものであること</p> <p>(2) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること</p>
<p>住宅確保要配慮者の範囲</p>	<p>特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること</p>
<p>賃貸の条件</p>	<p>家賃の額が、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないものであること</p>
<p>その他</p>	<p>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」、「愛知県賃貸住宅供給促進計画」及び「名古屋市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に照らして適切なものであること</p>
<p>欠格要件</p>	<p>登録を受けようとする者及び建物の転貸借が行われる場合にあつては、所有者並びに転貸人が、法第11条第1項各号に該当しないこと</p> <p>(参考) 法第11条第1項各号 前ページの表中「欠格要件」の(参考)を参照してください。</p>

登録基準（ひとり親世帯向け共同居住型住宅の場合）

項目	基準
規模 (1)②③の要件を 全て満たしてい ること	<p>(1) 各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあっては、当該設備の床面積を除く。）が12㎡以上であること</p> <p>(2) 各専用部分の入居者の定員はひとり親世帯（親十子）1世帯とするものであること</p> <p>(3) 住宅の床面積は15㎡×ひとり親世帯向け居室以外の入居者の定員（A）+22㎡×ひとり親世帯向け居室の入居者の定員（B）+10㎡以上であること（ただし、$A \geq 1$かつ$B \geq 1$もしくは$A=0$かつ$B \geq 2$であること）</p>
設備 (1)②の要件を 満たしているこ と	<p>(1) 次に掲げる設備が共用部分に備えられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 居間 ロ 食堂 ハ 台所 ニ 便所 ホ 洗面設備 ヘ 浴室又はシャワー室（バスタブを有する浴室を少なくとも1室設置） ト 洗濯室又は洗濯場 <p>※専用部分にいずれかの設備が備えられている場合には、当該設備を共用部分に備えることを要しない。</p> <p>※共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、入居者が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。</p> <p>(2) 便所、洗面設備については、少なくとも住宅の入居者の定員を3で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）、浴室若しくはシャワー室については、住宅の入居者の定員を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。</p>
構造 (1)②の要件を全て 満たしていること	<p>(1) 消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないものであること</p> <p>(2) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること</p>
住宅確保 要配慮者 の範囲	特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること
賃貸の条件	家賃の額が、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないものであること
その他	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」、「愛知県賃貸住宅供給促進計画」及び「名古屋市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に照らして適切なものであること
欠格要件	<p>登録を受けようとする者及び建物の転貸借が行われる場合にあっては、所有者並びに転貸人が、法第11条第1項各号に該当しないこと</p> <p>（参考）法第11条第1項各号 前ページの表中「欠格要件」の（参考）を参照してください。</p>

提出書類

申請書及び添付書類を住宅企画課へ提出してください。

提出書類	概要
①登録申請書	セーフティネット住宅情報提供システムから作成
②間取図	<p>各住戸の規模及び設備の概要を表示すること</p> <p>※共同居住型住宅（型別③）及び一般住宅で各戸の床面積が25㎡未満（型別②）の場合は、規模及び設備基準を満たしていることを確認できる書類が間取図のほか必要となります。事前にご相談ください。</p> <p>※バリアフリーに配慮したことにより床面積基準の緩和を受ける一般住宅（型別①-2）の場合は、バリアフリーに配慮した箇所を間取図に補記してください。</p>
③誓約書① 右記1～4に関する誓約	<p>セーフティネット住宅情報提供システムから作成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録申請者（法人である場合は当該法人並びにその代表者及び役員を含む）、建物の所有者、転貸人が法第11条第1項各号（※2）に掲げる欠格要件に該当しない者であることの誓約【規則第10条第2号】 2 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員を含む）が法第11条第1項第1号から第5号（※2）までに掲げる欠格要件に該当しない者であることの誓約【規則第10条第3号】 3 住宅の構造が規則第12条第1号（※3）に規定する基準に適合するものであることの誓約【規則第10条第4号】 4 登録の申請が基本方針（※1）等に照らして適切なものであることの誓約【規則第10条第6号】 </div>
④耐震性能を示す書類(いずれか) 耐震診断結果報告書、 建設住宅性能評価書、 住宅瑕疵担保責任保険契約書等	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した場合

⑤その他市長が必要と認める書類	
<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書② ・以下(イ)から(ニ)のいずれか (イ) 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証 (ロ) 登記事項証明書(登記簿謄本) (ハ) 固定資産評価証明書 (ニ) (イ)から(ハ)の書類のほか、工事が完了したことが確認できる書類 	<p>名古屋市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画による登録基準の緩和(※4)を受ける場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※各戸の床面積が18㎡以上</p> <p>※2022年3月23日以前に工事を完了したバリアフリーに配慮した住宅に限られます。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から第4号のいずれか及び当該規定に係る同規則第5号に適合することの誓約(※5) <p>※誓約書②様式は名古屋市ウェブサイトからダウンロードしてください。</p>
<p>付近見取図 (鉄道駅から住宅の位置を示したもの)</p>	<p>名古屋市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画による登録基準の緩和(※4)を受ける場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※各戸の床面積が18㎡以上</p> <p>※2022年3月23日以前に工事を完了したバリアフリーに配慮した住宅に限られます。</p> </div> <p>A4又はA3サイズの大きさを、最寄の鉄道駅が入った縮尺1/5000程度の地図に住宅の位置を記入してください。</p>
<p>上記以外に申請内容の確認のため、市から書類を求める場合があります。</p>	

※1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨に則り、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進するための施策が各地域で効率的かつ効果的に推進されるよう、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る上での基本的な方向等の必要な事項を定めたもの。

「基本的な方針」については、セーフティネット住宅情報提供システムの「制度について知る」ページ内「新たな住宅セーフティネット制度関係条文等」をご覧ください。

【 <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/system.php> 】

※2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第11条第1項

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ④第24条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(⑧において「暴力団員等」という。)

- ⑥営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が①～⑤のいずれかに該当するもの
- ⑦法人であって、その役員のうち①～⑤のいずれかに該当する者があるもの
- ⑧暴力団員等がその事業活動を支配する者

※3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第12条第1号

- イ 消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く）に違反しないものであること
- ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること

※4 名古屋市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

平成29年に改正された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、名古屋市が「名古屋市住生活基本計画」の中の重点計画として令和4年3月に策定した。愛知県の計画と同様に、住宅確保要配慮者の居住の安定確保にかかる具体的な取組を名古屋市が独自に定めた計画。

「名古屋市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」については名古屋市住生活基本計画のページをご覧ください。

【<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-3-5-0-0-0-0-0-0.html>】

※5 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 第10条

第1号 床は、原則として段差のない構造のものであること。

第2号 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geq 19.5$$

$$R/T \leq 22/21$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。以下同じ。

T 踏面の寸法（単位 センチメートル）

R けあげの寸法（単位 センチメートル）

第3号 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geq 24$$

$$55 \leq T + 2R \leq 65$$

第4号 便所、浴室及び居住部分内の階段には、手すりを設けること。

第5号 その他国土交通大臣及び厚生労働大臣の定める基準に適合すること。

- ・住宅の専用部分の「段差」「階段」「手すり」「部屋の位置」に係る基準
- ・住宅の共用部分の「共用廊下」「主たる共用の階段」に係る基準

(参考) 愛知県賃貸住宅供給促進計画

平成29年に改正された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律は、都道府県が住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進を目的とする賃貸住宅供給促進計画を作成できる規定が設けられたことから、愛知県が平成31年3月に策定した。登録住宅の供給目標や登録基準の緩和なども定められている。

「愛知県賃貸住宅供給促進計画」については、愛知県のウェブサイトをご覧ください。

【 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/safetyplan.html> 】

愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人一覧

令和4年3月28日現在

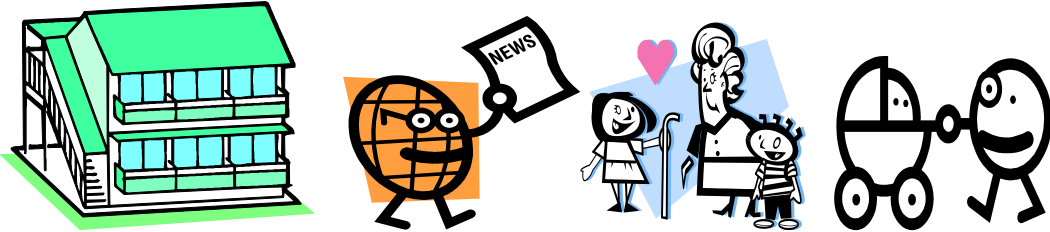
指定番号	法人の名称	代表者氏名	指定年月日	主たる事務所の所在地	支援業務を行おうとする事務所の所在地	支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲 ※1																支援業務を行おうとする区域	居住支援法人の電話番号	居住支援法人HP
						①低額所得者	②被災者	③高齢者	④障害者	⑤子育て	⑥外国人	⑦中国残留邦人等	⑧児童虐待を受けたもの	⑨ハンセン病療養所入所者等	⑩DV被害者	⑪犯罪被害者等	⑫帰国被害者等	⑬保護観察対象者等	⑭生活困窮者	⑮指定災害の被災者	⑯供給促進計画で定められた者 ※2			
愛知第22号	一般社団法人JAWS	代表理事 長井 映樹	令和2年5月15日	愛知県半田市有楽町6丁目62番地	愛知県半田市有楽町6丁目62番地														○	名古屋市、豊橋市、半田市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	0120-987-618	http://www.jobaws.or.jp/		
愛知第23号	社会福祉法人半田市社会福祉協議会	会長 加藤 金吉	令和3年1月29日	半田市雁宿町一丁目22番地の1	半田市雁宿町一丁目22番地の1														○	半田市	0569-23-7361	http://www.handa-shakyo.com/		
愛知第24号	有限会社 News Agent Hosokawa	代表取締役 細川 雅史	令和3年8月24日	長久手市作田二丁目809番地	長久手市作田二丁目809番地															○	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊田市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、みよし市、長久手市、東郷町、豊山町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	0561-63-6554	https://newsagenthosokawa.com/	
愛知第25号	社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会	会長 渡邊 菱	令和4年3月16日	稲沢市稲府町1番地	稲沢市稲府町1番地															○	稲沢市	0587-32-1484	http://www.inazawa-shakyo.or.jp/	
愛知第26号	一般社団法人achieve	代表理事 鈴木 順一	令和4年3月16日	名古屋守山区大森八龍二丁目1017番地	名古屋守山区大森八龍二丁目1017番地														○	名古屋市、瀬戸市、春日井市、尾張旭市	050-3612-7924	https://acachieve0920.wjxsite.com/website		
愛知第27号	一般社団法人 社会生活支援機構	代表理事 久野 昭治	令和4年3月22日	名古屋名東区上社一丁目703番地	名古屋名東区上社一丁目703番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	名古屋市、尾張旭市、日進市、長久手市、瀬戸市	052-726-3912	https://www.social-life.or.jp/	

※1 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲は以下による
 ①住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第2条第1号に定める者
 ②同法 第2条第2号に定める者
 ③同法 第2条第3号に定める者
 ④同法 第2条第4号に定める者
 ⑤同法 第2条第5号に定める者
 ⑥同法施行規則 第3条第1号に定める者
 ⑦同法施行規則 第3条第2号に定める者
 ⑧同法施行規則 第3条第3号に定める者
 ⑨同法施行規則 第3条第4号に定める者
 ⑩同法施行規則 第3条第5号に定める者
 ⑪同法施行規則 第3条第6号に定める者
 ⑫同法施行規則 第3条第7号に定める者
 ⑬同法施行規則 第3条第8号に定める者
 ⑭同法施行規則 第3条第9号に定める者
 ⑮同法施行規則 第3条第10号に定める者
 ⑯同法施行規則 第3条第11号に定める者

※2 ⑯供給促進計画で定められた者
 (1) 海外からの引揚者
 (2) 新婚世帯
 (3) 原子爆弾被爆者
 (4) 戦傷病者
 (5) 児童養護施設退所者
 (6) LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー)
 (7) UIターンによる転入者
 (8) 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
 (9) 失業者
 (10) 一人親世帯
 (11) 低額所得者(法第2条第2号に該当する者)の親族と生計を一にする学生

愛知県あんしん賃貸支援事業のご案内

愛知県では、民間賃貸住宅市場において、家賃等を適正に支払い、自立した日常生活を営むことができる「高齢者、障害者、外国人、一人親、小さい子ども有、被災者、失業者、DV（配偶者等からの暴力）被害者等の世帯」（高齢者等）の入居を拒まない住宅等の登録制度である「愛知県あんしん賃貸支援事業」を行っております。



事業の概要

- あんしん賃貸住宅（高齢者等を受け入れる民間賃貸住宅）
 - 協力店（あんしん賃貸住宅の仲介を行う事業者）
 - 支援団体（契約時の手伝いや安否確認、入居後の生活支援等様々なサポートを行う団体）
- を登録し、愛知県及び愛知県住宅供給公社が情報提供を行います。

住宅の登録は、高齢者、障害者、外国人、一人親、小さい子どもがいる、被災者、失業者、DV被害者の世帯ごとに行いますので、必ずしもすべての世帯について登録していただく必要はありません。

登録すると

登録された「あんしん賃貸住宅」や「協力店」、「支援団体」の情報は、愛知県住宅供給公社の県内8か所の相談窓口やホームページで提供しておりますので、

- 経営・管理されている賃貸住宅のPRに役立ちます。
- 住まいを探している方への賃貸住宅の情報提供に役立ちます。
- 大家さんや仲介業者さんのイメージアップにつながります。

賃貸住宅の大家さん、仲介業者さん、NPO等の居住支援活動を行う皆様の登録をお待ちしています。

登録手続きの詳細に関しては、愛知県住宅計画課又は愛知県住宅供給公社にお問い合わせください。

登録受付窓口

愛知県住宅供給公社 賃貸住宅課 県営・市営住宅グループ
〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号
電話 052-954-1361、FAX 052-954-1359
Eメール kanri@aichi-kousha.or.jp
ホームページ <http://www.aichi-kousha.or.jp/anshin>

制度に関する問い合わせ先

愛知県 建築局 公共建築部 住宅計画課 民間住宅グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-6568、FAX 052-961-8145
Eメール jutakukekaku@pref.aichi.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/0000047102.html>

年 月 日

あんしん賃貸住宅協力店登録申請書（新規登録）

愛知県知事 殿

名 称（支店名）		
申請者	代表者	役職
		氏名
住 所	郵便番号	〒 -
	都道府県名	
	市区町村名	
	町名	
	丁目、番地	
	ビル名・階数	
宅地建物取引業免許証番号		
電話番号		- -
FAX番号		- -
URL（ホームページ）		
担当者	氏 名	
	E-mail	
最寄り駅からの交通①		線 駅から（歩・バス・車） 分
最寄り駅からの交通②		線 駅から（歩・バス・車） 分
所属する関係団体支部等の名称		

○愛知県あんしん賃貸支援事業実施要領第 1 1 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない旨

私は、愛知県あんしん賃貸支援事業実施要領第 1 1 条第 1 項各号（以下参照）に掲げる者に該当しません。

- 一 宅地建物取引業法の免許を取得していない者、免許取消し処分を受けている者、又は業務停止の期間に申請を行っている者
- 二 同実施要領第 1 5 条第 2 項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 四 法人であって、その役員のうち前号に該当する者があるもの
- 五 法人以外であって、その使用人の中に第三号に該当する者があるもの
- 六 法人であるものが同実施要領第 1 5 条第 2 項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日にその法人の役員等であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの
- 七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

備 考	
-----	--

登録年月日	年 月 日	登録番号	
-------	-------	------	--

愛知県あんしん賃貸支援事業実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知県あんしん賃貸支援事業（以下「本事業」という。）は、民間賃貸住宅の市場において、第3条第1項各号に規定する世帯（以下「高齢者等」という。）並びに賃貸人の双方の不安を解消するためのしくみを構築して民間賃貸住宅市場の環境整備を図り、高齢者等の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を目的とする。

(事業の内容)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項に係る登録制度を設け、あんしん賃貸住宅（高齢者等を受け入れることとしている民間賃貸住宅。）の賃貸人及び入居希望者双方に対して、実施主体（愛知県（以下「県」という。）、あんしん賃貸住宅協力店（本事業の趣旨に賛同し、あんしん賃貸住宅の登録の促進や当該住宅に係る仲介業務を行う事業者。以下「協力店」という。）及びあんしん賃貸支援団体（本事業の趣旨に賛同し、事業対象者に対して居住支援を行う団体。以下「支援団体」という。))が連携して居住支援を行うとともに、登録情報の提供等を行う。

- 一 あんしん賃貸住宅
- 二 協力店
- 三 支援団体

(事業の対象)

第3条 あんしん賃貸住宅は、次の各号に掲げる類型に該当する高齢者等のうち1以上を受け入れることとして、その類型ごとに県に登録されたものとする。

- 一 高齢者世帯（単身の高齢者または高齢者がいる世帯）
- 二 障害者世帯（単身の障害者または障害者がいる世帯）
- 三 外国人世帯（単身の外国人または外国人がいる世帯）
- 四 一人親世帯
- 五 小さい子どもがいる世帯
- 六 被災者世帯（災害により従来の住宅での生活が困難になった世帯）
- 七 失業者世帯（失業により従来の住宅での生活が困難になった世帯）
- 八 DV（配偶者等からの暴力）被害者世帯

- 2 あんしん賃貸住宅で受け入れることとする高齢者等は、前項各号に掲げる者であって、家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる者（居住支援を受けることによって自立することが可能となる者を含む。）が入居若しくは同居する場合の者（以下「事業対象者」という。）に限る。
- 3 あんしん賃貸住宅には、高齢者等以外の者が入居することを妨げない。

第2章 あんしん賃貸住宅の登録

（登録の申請）

第4条 愛知県内に所在する賃貸住宅についてあんしん賃貸住宅の登録を行おうとする賃貸人（賃貸人になろうとする者を含む。以下この章において同じ。）は、当該賃貸住宅を構成する建築物ごとに、別記様式1のあんしん賃貸住宅登録申請書（以下「住宅申請書」という。）を県に提出することとする。

- 2 前項の申請を受けた県は、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸住宅登録簿に登録しなければならない。
 - 一 賃貸人の氏名又は名称及び住所
 - 二 賃貸住宅の位置、構造・階数及び建設年月
 - 三 賃貸住宅の規模、戸数その他の概要
 - 四 賃貸住宅のバリアフリーの状況
 - 五 入居開始時期（賃貸住宅の用に供する前の物件に限る）
 - 六 受け入れることとしている高齢者等の類型
 - 七 連絡先
 - 八 登録年月日及び登録番号
- 3 県は、登録した旨を、申請者及び住宅申請書に記載された協力店に速やかに通知することとする。

（登録の拒否）

第5条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は住宅申請書に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 精神の機能の障害により、あんしん賃貸住宅に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

くなつた日から起算して5年を経過しない者

三 第8条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前四号のいずれかに該当するもの

六 登録の申請前5年以内に賃貸住宅の賃貸借契約に関し、不正又は不誠実な行為をした者

七 賃貸住宅の賃貸借契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる理由がある者

八 法人であつて、その役員のうち第一号、第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

九 法人であつて、その役員がその他の法人の役員に就任している場合、その他の法人が第六号に該当する行為をしたときの当該法人の役員であつた者であるもの

十 法人であつて、その役員がその他の法人の役員に就任している場合、その他の法人が第七号に該当する者であるもの

十一 法人以外であつて、その使用人のうち第一号、第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

十二 法人であるものが第8条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日にその法人の役員等であつた者でその取消しの日から5年を経過しないもの

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者及び住宅申請書に記載された協力店に、速やかに通知することとする。

(変更の登録)

第6条 あんしん賃貸住宅の賃貸人は、当該賃貸住宅の登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行うとともに、当該物件に係る協力店に変更内容を通知することとする。

2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した住宅申請書を県に提出することによって行うこととする。

3 第4条第2項及び第3項の規定は、前二項による申請があつた場合に準用す

る。

(あんしん賃貸住宅の賃貸人)

第7条 あんしん賃貸住宅の賃貸人は、自らが受け入れることとして登録した類型の高齢者等が当該住宅に入居を希望し、当該高齢者等が事業対象者であるときは、事業対象者であることを理由に入居を拒み、又は賃料や住宅の使用方法等の賃貸の条件を著しく不当なものとしてはならない。

2 賃貸人は、必要に応じて、直接若しくは協力店を通じて県、市町村又は支援団体等の意見を聞くことができる。

3 賃貸人は、入居を希望する高齢者等が県、市町村又は支援団体等の意見により事業対象者として適当でないとき、直接若しくは協力店を通じて、当該高齢者等に対し、県又は市町村への相談を勧めることができる。

(登録の取消し)

第8条 県は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が第5条第1項第一号、第二号、第四号から第十一号まで及び第十三号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 県は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が、次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を取り消すこととする。

一 前条の規定に違反したとき

二 あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき

3 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該あんしん賃貸住宅の登録を取り消すことができる。

一 あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があったとき（前項第二号に該当する場合を除く）

二 第6条の規定による変更登録がなされなかったときで、賃貸人の訂正の意志がないことを確認したとき

三 郵便物が到着しない等賃貸人と連絡が取れないとき

4 第5条第2項の規定は、県が前三項（第3項第三号を除く）の規定による取消しをした場合に準用する。

(登録の消除)

第9条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を消除しなければならない。

- 一 あんしん賃貸住宅の賃貸人から登録消除の申請があったとき
 - 二 前条第1項から第3項の規定により登録が取り消されたとき
- 2 前項第一号の登録消除の申請は、賃貸人が県に別記様式4の登録事項消除申請書（以下「消除申請書」という。）を提出することによって行うこととする。
- 3 賃貸人は、登録消除の申請を行ったときは、直ちに当該物件に係る協力店に通知することとする。

第3章 あんしん賃貸住宅協力店

（協力店の登録）

- 第10条 協力店として本事業に参加しようとする者（第17条の規定により申請するものを除く。第3項を除く本条において同じ。）は、別記様式2のあんしん賃貸住宅協力店登録申請書（以下「協力店申請書」という。）を（公社）愛知県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会愛知県本部、（一社）不動産流通経営協会中部支部、（公財）日本賃貸住宅管理協会東海ブロック及び（公社）愛知共同住宅協会（以下「不動産関係団体」という。）を経由して、店舗ごとに県に提出することとする。
- 2 不動産関係団体は、協力店申請書の内容に虚偽の記載等があると認められ、又は申請者が次の各号のいずれかに該当することを確認した場合を除き、遅滞なく前項に規定する申請書を県に提出することとする。
- 一 宅地建物取引業法の免許を取得していないこと
 - 二 宅地建物取引業法に基づく免許取消し処分を受けていること
 - 三 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っていること
- 3 申請を受けた県は、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸住宅協力店登録簿に登録しなければならない。
- 一 協力店の名称及び住所
 - 二 協力店の宅地建物取引業免許証番号
 - 三 協力店が所属する関係団体支部等の名称
 - 四 登録年月日及び登録番号
- 4 県は、登録した旨を、協力店申請書を経由した不動産関係団体を通じて、申請者に速やかに通知することとする。
- 5 協力店申請書を経由する不動産関係団体は、県に対し、当該協力店申請書の内容について補足的な意見を述べることができる。

(登録の拒否)

第11条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は協力店申請書若しくは誓約書に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 前条第2項各号のいずれかに該当する者

二 第15条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

四 法人であって、その役員のうちの前号に該当する者があるもの

五 法人以外であって、その使用人のうちに第三号に該当する者があるもの

六 法人であるものが第15条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日にその法人の役員等であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を申請者及び申請書を経由した不動産関係団体を通じて、申請者に速やかに通知することとする。

(変更の登録)

第12条 協力店は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行うこととする。

2 前項の規定による変更の申請は、変更した事項に係る部分を記載した協力店申請書を、不動産関係団体を通じて県に提出することによって行うこととする。

3 第10条第3項から第5項までの規定は、前二項による申請があった場合に準用する。

(協力店の役割)

第13条 協力店は、媒介契約を締結した賃貸住宅の賃貸人に対して事業の趣旨等への理解を求め、あんしん賃貸住宅の登録促進に努めるとともに、あんしん賃貸住宅の賃貸人に対して事業対象者の円滑な入居に関する助言を行うこと等により、すべての事業対象者の入居の円滑化に努めることとする。

(協力店の業務)

第14条 協力店は、事業対象者から媒介の依頼を受けたときは、事業対象者である

ことを理由に媒介を拒否し、又は媒介の条件等を著しく不当なものとしてはならない。

- 2 協力店は、事業対象者となりうる高齢者等から媒介の依頼を受けたときは、必要に応じて県、市町村又は支援団体等の意見を聞き、又は支援団体等の同伴を当該高齢者等に求めることができる。
- 3 協力店は、事業対象者が賃貸住宅への入居を求めるときは、円滑な入居に関する助言等を行うとともに、あんしん賃貸住宅への入居の斡旋等を行い、必要に応じて支援団体と連携して、事業対象者が当該賃貸住宅に円滑に入居できるよう努めることとする。
- 4 協力店は、入居を希望する高齢者等が県、市町村又は支援団体等の意見により事業対象者として適当でないとき、当該高齢者等に対し、県又は市町村への相談を勧めることとする。
- 5 協力店は、事業対象者があんしん賃貸住宅以外の賃貸住宅に入居することが可能となったとき、又は、すでに高齢者等が居住している民間賃貸住宅の賃貸人若しくは当該高齢者等から本事業の支援を受けたい旨の申し出を受けたときは、当該民間賃貸住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう賃貸人に勧めることとする。

(登録の取消し)

- 第15条 県は、協力店が第11条第1項第一号、第三号から第五号まで及び第七号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。
- 2 県は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を取り消すこととする。
 - 一 前条第1項の規定に違反したとき
 - 二 協力店の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき
 - 3 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を取り消すことができる。
 - 一 登録された協力店の登録内容に虚偽の事実があったとき（前項第二号に該当する場合を除く）
 - 二 第12条の規定による変更登録がなされなかったときで、協力店に訂正の意志がないことを確認したとき
 - 三 郵便物が到着しない等協力店と連絡が取れないとき
 - 4 第11条第2項の規定は、県が前三項（第3項第三号を除く）の規定による取消しをした場合に準用する。

(登録の消除)

第16条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を消除しなければならない。

一 協力店から登録消除の申請があったとき

二 前条第1項から第3項までの規定により登録が取り消されたとき

2 前項第一号の登録消除の申請は、協力店が、不動産関係団体を経由して、県に消除申請書を提出することによって行うこととする。

(不動産関係団体に加入していない者の協力店の登録)

第17条 不動産関係団体に加入していない事業者による協力店の登録の申請は、申請者（一の事業者の複数の店舗が登録の申請を行おうとする場合には、それらの店舗を代表できる本社若しくは支社。以下「代表店舗」という。）が本事業に賛同し協力する旨の誓約書を添えて、申請者が県に協力店申請書を、店舗ごとに提出することによって行うこととする。

2 前項の規定により登録された協力店が変更登録若しくは登録の消除の申請を行う場合には、直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）、県に申請し、また、県は登録、変更登録及び登録の取消しの通知を協力店に直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）行うこととする。

第4章 居住支援

(支援団体の誓約)

第18条 支援団体として県に登録しようとする者は、県に対して、県並びに支援団体の活動対象市町村の行っている諸施策に反しない旨を文書により誓約（以下この章において「誓約書」という。）することとする。

(支援団体の登録)

第19条 支援団体として本事業に参加しようとする者は、誓約書を添えて、別記様式3のあんしん賃貸支援団体登録申請書（以下「支援団体申請書」という。）を県に提出することとする。

2 申請を受けた県は、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸支援団体登録簿に登録しなければならない。

一 支援団体の名称及び団体種別並びに住所

二 支援の対象者

三 支援の内容

四 登録年月日及び登録番号

3 県は、支援団体申請書の内容について、支援団体の活動対象市町村の意見を聞くこととする。

4 県は、登録した旨を申請者に速やかに通知することとする。

(登録の拒否)

第20条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は支援団体申請書若しくは誓約書に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 精神の機能の障害により、あんしん賃貸支援団体に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

三 第24条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前四号のいずれかに該当するもの

六 登録の申請前5年以内に賃貸住宅の居住支援に関し、不正又は不誠実な行為をした者

七 賃貸住宅の居住支援に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる理由がある者

八 法人であって、その役員のうち第一号、第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

九 法人であって、その役員がその他の法人の役員に就任している場合、その他の法人が第六号に該当する行為をしたときの当該法人の役員であった者であるもの

十 法人であって、その役員がその他の法人の役員に就任している場合、その他の法人が第七号に該当する者であるもの

十一 法人以外であって、その使用人のうち第一号、第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

十二 法人であるものが第24条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日にその法人の役員等であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十四 市町村から支援団体として適切でない旨の意見があった者

2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を申請者に速やかに通知することとする。

(変更の登録)

第21条 支援団体は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行うこととする。

2 前項の規定による変更の申請は、変更した事項に係る部分を記載した支援団体申請書を県に提出することによって行うこととする。

3 第19条第2項から第4項までの規定は、前二項による申請があった場合に準用する。

(支援団体の役割)

第22条 支援団体は、事業対象者及び賃貸人に対する居住支援の活動を通じて、事業対象者の入居の円滑化及び居住の安定の確保を支援することとする。

(支援団体の業務)

第23条 支援団体は、あんしん賃貸住宅に入居する事業対象者及びあんしん賃貸住宅の賃貸人に対し、支援を実施することとする。

2 支援団体は、事業対象者の需要に適合する民間賃貸住宅があんしん賃貸住宅として登録されていないときは、協力店と連携して当該賃貸住宅の賃貸人への説明等を行い当該事業対象者の入居の円滑化に協力することとし、当該賃貸住宅への入居が可能となったときは、当該賃貸住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう、協力店とともに当該賃貸人に勧めることとする。

3 支援団体は、民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等が事業対象者として適当であると直ちに判断できないときは、必要に応じて専門家の意見を聞き、若しくは専門家の同伴を当該高齢者等に求めることができることとする。そのうえで、事業対象者として適当でないとされたときは、当該高齢者等に対し、県又は市町村への相談等を勧めることとする。

4 前項の規定は、協力店が第14条第2項の規定に基づき支援団体に意見を聞いたときに準用する。

(登録の取消し)

第24条 県は、支援団体が第20条第1項第一号、第二号、第四号から第十一号まで、第十三号及び第十四号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 県は、支援団体の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるときは、その登録を取り消すこととする。

3 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援団体の登録を取り消すことができる。

一 支援団体が誓約書に反する行為を行ったと認められる場合並びに登録の内容に虚偽の事実があったとき（前項の規定に該当する場合を除く）

二 第21条の規定による変更登録がなされなかったときで、支援団体に訂正の意志がないことを確認したとき

三 郵便物が到着しない等支援団体と連絡が取れないとき

4 第20条第2項の規定は、県が前三項（第3項第三号を除く）の規定による取消しをした場合に準用する。

(登録の消除)

第25条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援団体の登録を消除しなければならない。

一 支援団体から登録消除の申請があったとき

二 前条第1項から第3項までの規定により登録が取り消されたとき

2 前項第1号の登録消除の申請は、支援団体が県に消除申請書を提出することによって行うこととする。

第5章 雑則

(あんしんHP)

第26条 県は、本事業における各種登録情報をあんしんHPに掲載することとする。

(公開情報の活用)

第27条 本事業のすべての実施主体は、あんしんHPに掲載された情報を窓口に備え付ける等により、適宜提供することとする。

(秘密保持義務及び個人情報の保護)

第28条 本事業の全ての実施主体（その者が法人である場合にあつてはその役員。）及びその職員並びにこれらの者であった者は、本事業の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 本事業の全ての実施主体は、本事業を実施するうえで、事業対象者の個人情報を用いる場合は当該事業対象者の同意を、事業対象者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第29条 県は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、本事業の事務の全部又は一部を行わせることができる。

2 県は、指定登録機関の指定（以下この章において「指定」という。）をしたときは、指定登録機関の行う事務を行わないものとする。

3 指定登録機関が事務を行う場合における第4条から第28条までの規定の適用については、これらの規定中「県」とあるのは、「指定登録機関」とする。

附則

(施行期日)

第1条 この実施要領は、平成23年11月11日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この実施要領は、平成24年6月27日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この実施要領は、令和3年1月1日から施行する。

住まいの窓口

あなたの暮らしに役立つ“住まい”の情報をお知らせいたします。

住まいの相談コーナー

(住まい・空き家利活用の相談)

- 各種制度・相談窓口のご案内など
- 専門家による特別相談（原則予約制）

税金、法律、登記・契約・相続、住宅取引、
設計、リフォーム、分譲マンション管理、
民間賃貸住宅入居

※適切な管理が行われていない空き家については
区役所地域力推進室又はスポーツ市民局地域振
興課へご相談ください。

名古屋市住宅都市局(住まいの相談コーナー)

☎ (052)242-4555

市営住宅・市公社住宅

- 市営住宅のご案内・入居相談・申込用紙の配布
- 定住促進住宅のご案内・入居相談・申込受付
- 公社賃貸住宅のご案内・入居相談・申込受付

名古屋市住宅供給公社(栄サービスコーナー)

☎ (052)264-4682

UR賃貸住宅

(旧都市公団の賃貸住宅)

- 賃貸住宅の募集案内及び案内書配布
- 賃貸住宅の先着順申込み受付

独立行政法人

都市再生機構 (UR賃貸ショップ栄地下街)

☎ (052)264-4711

県営住宅・県公社住宅

- 県営住宅の募集案内及び入居申込案内書の配布
- 県公社住宅の案内書配布

愛知県住宅供給公社(栄サービスコーナー)

☎ (052)259-2672

入居についてのお問い合わせ先 **賃貸住宅課**
土・日・祝日を除く営業日/9:00~17:00

☎ (052)954-1361

営業時間

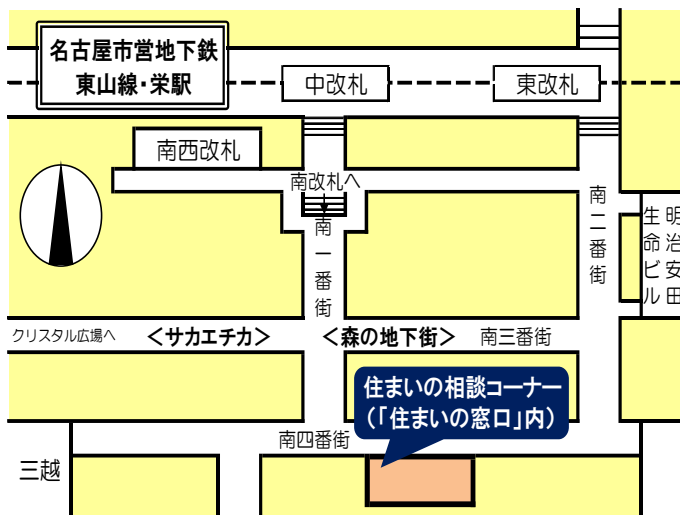
午前10時から午後7時まで

定休日

毎週木曜日、第2・4水曜日、年末年始

所在地

名古屋市中区栄三丁目5番12号先
栄・森の地下街南四番街 南側



各種専門家団体の電話相談窓口（相談料無料）

以下の団体では、住まい・空き家利活用に関する市民向けの電話相談窓口を設置していますので、ご相談の目的や内容などに合わせてご活用ください。

（通話料は、フリーダイヤル0120を除き、相談者のご負担となります。）

団体名称・所在地	窓口名称・電話番号	相談内容	相談日・時間帯
名古屋税理士会 千種区覚王山通 8-14 税理士会ビル 4階	税務相談室 052(752)7211 ※お一人 30分まで	一般的な税務に関する こと	第1～第4火曜日 13:30～16:30 ※祝日、お盆、年末年始 等を除く ※受付は16:00まで
愛知県司法書士会 熱田区新尾頭 1-12-3 愛知県司法書士会館	登記・相続電話ガイド 050(3533)3707	住宅（土地、建物）の登 記・契約・相続や賃貸借 に関する紛争など ※法律相談は紛争の価 額が 140 万円以下の 民事事件に限ります	毎週月曜日～金曜日 10:00～13:00 ※祝日、夏季休暇、年末 年始を除く
公益社団法人 愛知県宅地建物取引 業協会 西城区西 5-1-14 愛知県不動産会館	不動産無料相談所 052(523)2103	住宅（土地・建物）の売 買や賃貸など	毎週月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～15:00 ※祝日等を除く
	空き家総合相談窓口 052(522)2567	空き家の売買、賃貸、管 理、解体、住宅診断など	毎週月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 ※祝日等を除く
公益社団法人 全日本不動産協会 愛知県本部 中区栄 5-27-14 朝日生命名古屋栄ビル 4階	空き家相談窓口 052(243)9339	空き家の適正管理や活 用（賃貸・売買）、解体 など	毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※祝日等を除く
公益社団法人 愛知建築士会 中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル 9階	建築相談 052(201)2201	住宅改善や新築・増改 築の技術的な相談	毎週金曜日 10:00～12:20 ※祝日、お盆、年末年始 を除く ※相談日の 1 週間前ま でにお申し込みくだ さい
愛知県土地家屋調査 士会 西区新道 1-2-25	愛知県土地家屋調査 士会（無料相談所） 052(586)1200	住宅の表示に関する登 記、土地境界の調査・確 認・紛争解決・登記	毎週水曜日 14:00～17:00 ※祝日等を除く ※事前にお申し込みく ださい
公益社団法人 愛知共同住宅協会 中区橘一丁目 26-18	見守り大家さん相談 ヘルプライン つなぐ、おおやさん 0120(279)083	高齢者、障害者、所得の 少ない方など住宅に困 窮する方の住まいの確 保や入居者の事が心配 な大家さんの支援	毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※祝日等を除く

〔発行日〕 令和4年4月1日

〔発行元〕 名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課 電話 052(972)2942

令和4年4月版

名古屋市「住まいの相談コーナー」

住まい・空き家利活用の相談

～安いで豊かな住生活のために～



名古屋市では、栄地下街に「住まいの相談コーナー」を設置して、住まい・空き家利活用に関するご案内・相談受付を行っています。

電話：052(242)4555

- ・ご案内 各種制度や相談窓口のご案内、高齢者向けの民間賃貸住宅などの情報提供、名古屋市「民間木造住宅無料耐震診断」「耐震相談員派遣制度」の申込受付
- ・相談受付 各種団体から派遣された専門家による特別相談（事前予約制）次頁をご覧ください

（適切な管理が行われていない空き家については、区役所地域力推進室・スポーツ市民局地域振興課へご相談ください）

特別相談 ～対面による無料相談を事前予約制により受け付けています～

市民の皆様が問題を自ら解決するために、各種団体から派遣された専門家が相談員となって課題を整理し、役立つ知識や情報をご提供します。

住まいの売買・賃貸借、新築・修繕・リフォーム・大規模改修、相続、管理などについて、よく分からないこと、疑問に思うこと、助言が欲しいことがあったら…

事前予約

電話 052(242)4555
又は来場によりご予約
問題の内容に応じて、
下欄の相談区分から選
択してください

対面相談の実施

相談場所
住まいの相談コーナー
相談時間
予約時刻から1時間以内
(法律相談は30分以内)

解決に向けて行動

相談で得た知識や情報
を参考にして、問題の
解決に向けて動き出し
ましょう！

- ・相談内容のメモや参考資料、図面等を相談当日にご持参いただくと、より円滑に相談を進められます。
- ・予約時刻から15分経過しても来場されない場合は、予約をキャンセルさせていただくことがあります。
- ・状況の変化等がないままでの、同一の内容による複数回にわたる相談はご遠慮ください。

相談区分	内容	相談員	相談日(原則)
税金相談	住宅(土地・建物)の新築、増改築、売買、相続などに関する税金について	名古屋税理士会に所属する税理士	第2月曜日
住まいの法律相談	住宅(土地・建物)の借地借家、売買、建築請負、相続などに関する法律について	愛知県弁護士会に所属する弁護士	第2日曜日 第4月曜日
登記・契約・相続相談	住宅(土地・建物)の権利関係の登記、契約、相続などに関する手続について	愛知県司法書士会に所属する司法書士	第3水曜日
住宅取引相談	住宅(土地・建物)の売買や賃貸借などの宅地建物取引について	公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会に所属する宅地建物取引士	第1水曜日
設計相談	住宅(建物)の建築・大規模改修・耐震化の検討、費用の見積り、施工などに関する技術的な相談について	公益社団法人愛知県建築士事務所協会に所属する建築士	第2金曜日
リフォーム相談	住宅(建物)のリフォームや修繕の検討、費用の見積り、施工などに関する技術的な相談について	名古屋市増改築相談連絡協議会から派遣された増改築相談員	第1金曜日 第3日曜日
分譲マンション管理相談	分譲マンションの管理組合の運営、管理規約や長期修繕計画の見直しなどについて	マンション管理推進協議会から派遣されたマンション管理士	毎週火曜日 第1日曜日
民間賃貸住宅入居相談	高齢者、障害者、所得の少ない方など住宅確保に配慮を要する方を受け入れる民間賃貸住宅の住まい探しについて	名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会から派遣された相談員	第1月曜日 第2土曜日 第3金曜日 第4金曜日

相談窓口の場所・時間・定休日・特別相談の予約方法等は、以下のとおりです。

場所	栄市民サービスコーナー 「住まいの窓口」内 名古屋市中区栄三丁目5番12号先 栄・森の地下街南四番街 南側	
時間	午前10時～午後7時 ※特別相談は午後1時～午後4時 (住まいの法律相談のみ午後1時～午後3時)	
定休日	毎週木曜日、第2・4水曜日 及び年末年始	
特別相談の予約方法等	<ul style="list-style-type: none"> 相談を希望する月の前月1日(同日が定休日の場合は1日以降の営業日)から、住まいの相談コーナーでご予約(電話又は来場)を先着順で受け付けています。 市内在住・在勤・在学の方(分譲マンション管理相談は県内の方)が対象です。 相談の予約をキャンセルされる場合には、必ず事前にその旨をご連絡ください。 	

相談窓口の定休日・特別相談の実施日は、以下のカレンダーをご確認ください。

税：税金相談 法：住まいの法律相談 登：登記・契約・相続相談 住：住宅取引相談 設：設計相談
リ：リフォーム相談 マ：分譲マンション管理相談 民：民間賃貸住宅入居相談 (休)：定休日

令和4年

4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和5年

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

「住まいの窓口」には、市営住宅、定住促進住宅、市公社住宅、県営住宅、県公社住宅及びUR賃貸住宅への入居に関する案内窓口も設置されていますので、あわせてご利用ください！

各種団体の電話相談窓口（相談料無料）

以下の団体では、住まい・空き家利活用に関する市民向けの電話相談窓口を設置していますので、ご相談の目的や内容などに合わせてご活用ください。

（通話料は、フリーダイヤル0120を除き、相談者のご負担となります。）

団体名称・所在地	窓口名称・電話番号	相談内容	相談日・時間帯
名古屋税理士会 千種区覚王山通 8-14 税理士会ビル 4 階	税務相談室 052(752)7211 ※お一人 30 分まで	一般的な税務に関する こと	第 1 ～ 第 4 火曜日 13:30～16:30 ※祝日、お盆、年末年始等 を除く ※受付は16:00まで
愛知県司法書士会 熱田区新尾頭 1-12-3 愛知県司法書士会館	登記・相続電話ガイド 050(3533)3707	住宅（土地、建物）の登 記・契約・相続や賃貸借 に関する紛争など ※法律相談は紛争の価 額が 140 万円以下の 民事事件に限ります	毎週月曜日～金曜日 10:00～13:00 ※祝日、夏季休暇、年末年 始を除く
公益社団法人 愛知県宅地建物取引 業協会 西区城西 5-1-14 愛知県不動産会館	不動産無料相談所 052(523)2103	住宅（土地・建物）の売 買や賃貸など	毎週月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～15:00 ※祝日等を除く
	空き家総合相談窓口 052(522)2567	空き家の売買、賃貸、管 理、解体、住宅診断など	毎週月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 ※祝日等を除く
公益社団法人 全日本不動産協会 愛知県本部 中区栄 5-27-14 朝日生命名古屋栄ビル 4 階	空き家相談窓口 052(243)9339	空き家の適正管理や活 用（賃貸・売買）、解体 など	毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※祝日等を除く
公益社団法人 愛知建築士会 中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル 9 階	建築相談 052(201)2201	住宅改善や新築・増改築 の技術的な相談	毎週金曜日 10:00～12:20 ※祝日、お盆、年末年始を 除く ※相談日の 1 週間前まで にお申し込みください
愛知県土地家屋調査 士会 西区新道 1-2-25	愛知県土地家屋調査 士会（無料相談所） 052(586)1200	住宅の表示に関する登 記、土地境界の調査・確 認・紛争解決・登記	毎週水曜日 14:00～17:00 ※祝日等を除く ※事前にお申し込みくだ さい
公益社団法人 愛知共同住宅協会 中区橘一丁目 26-18	見守り大家さん相談 ヘルプライン つなく おおやさん 0120(279)083	高齢者、障害者、所得の 少ない方など住宅に困 窮する方の住まいの確 保や入居者の事が心配 な大家さんの支援	毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※祝日等を除く

〔発行日〕 令和 4 年 4 月 1 日

〔発行元〕 名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課
電話 052(972)2942



入居者募集総合案内

各募集の詳細（募集住宅、家賃、申込資格等）は、募集時期に配布される各募集案内でご確認ください。なお、各募集の申込要件を満たす場合は、複数の募集に同時に申込みすることができます。（市営住宅の中には、建替事業等により募集対象にならない住宅もありますので、ご承知おさください。）

募集方法	対象世帯	募集予定時期	特徴	用紙配布場所
市営住宅	一般募集 (年4回)	第1回…令和4年 5月22日～31日 (※) 第2回…令和4年 8月22日～31日 第3回…令和4年11月21日～30日 (※) 第4回…令和5年 2月19日～28日 (※)は事故住宅も併せて募集予定 用紙配布は各募集時期の直前の営業日から	<ul style="list-style-type: none"> 抽せん制 郵送申込 申込みのなかった住宅は、落選者を対象に【再募集】を実施します（抽せん制）。 	<ul style="list-style-type: none"> 区役所 (総務課) 支所 (区民生活課) 住宅供給公社 (管理課) 住まいの窓口 など
	先着順募集 (随時)	<ul style="list-style-type: none"> 随時 ※募集住戸の追加時期には別途募集を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 随時受付 (先着順) 一般募集において申込みのなかった住宅 募集住戸追加時期 (年4回) 5月・8月・11月・2月 	
	定期入居募集 (随時)	<ul style="list-style-type: none"> 随時 ※募集住戸の追加時期には別途募集を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 随時受付 (先着順) 退去期限あり (4年～10年) 募集住戸追加時期 (年2回) 8月・2月 	
定住促進住宅	福祉向募集 (年2回)	第1回…令和4年 6月 1日～14日 第2回…令和4年11月 1日～15日	<ul style="list-style-type: none"> 抽せん制 対象世帯により受付場所が異なります (右欄配布場所を参照)。 ※住まいの窓口・住宅供給公社では取り扱っておりません。 	<ul style="list-style-type: none"> 【ひとり親】 区役所 (民生子ども課) 支所 (区民福祉課) 【高齢者・シルバー】 区役所 (福祉課) 支所 (区民福祉課) 【障害者】(注) 区役所 (福祉課) 支所 (区民福祉課) (注) 精神・難病等障害者の方も区役所又は支所で配布・受付します。
	シルバークロッシング募集 (年2回)	第1回…令和4年 7月14日～29日 第2回…令和4年12月12日～23日 ※上記募集時期に空家がない場合、募集は行われません。	<ul style="list-style-type: none"> 抽せん制 郵送申込 ※詳しくは名古屋市役所健康福祉局高齢福祉課におたずねください。電話：972-2544 ※住まいの窓口・住宅供給公社では取り扱っておりません。 	
	定住促進住宅 (随時)	<ul style="list-style-type: none"> 随時 	<ul style="list-style-type: none"> 随時受付 (先着順) 公社HPで空室状況公開中 子育て減額制度あり 	

◎市営住宅とは（公営/改良）…収入の少ない方（所得月額 158,000円以下/114,000円以下）向けに国から補助を受けて建設された賃貸住宅です。したがって、入居条件として収入基準等が法令等で定められており、入居後に収入が増えると家賃の加算や明渡努力義務等が生じる場合があります。

◎定住促進住宅とは……………中堅所得者（所得月額 158,000円（子育て・若年世帯は123,000円）以上 487,000円以下）向けに国から補助を受けて建設された賃貸住宅です。入居後に収入が増えなくても家賃の加算や明渡努力義務は生じません。

《注意事項》

- ◎犬・猫・小鳥などペットを飼育することはできませんのでご了承ください。
- ◎団地生活の自主的な運営を図るため、自治会活動を実施していただいております。

市営住宅の申込資格

以下の①～⑦のすべて（単身者は①・③～⑧）に該当する必要があります。募集方法によって申込資格が一部異なる場合もありますので、詳細は各募集の案内書をご覧ください。なお、資格審査時は下記の資格を証明する指定の書類が必要です。

① 申込者本人の住所または勤務地が名古屋市内にあること。

- ・住民票で住所地を確認できない場合は申込不可。

② 同居する親族がいること（単身の場合は① 単身申込資格を参照）。

- ・原則、夫婦または親子の世帯であること。原則、兄弟姉妹等の世帯（両親死亡の場合や兄弟姉妹がそれぞれ単身申込資格を満たす場合を除く）は申込不可。
 - ・婚姻予定の者と申込むことができません（入居契約時までに婚姻をすることが必要）。
 - ・内縁関係の者と申込むことができません（住民票に「未届の夫・妻」と記載されていることが必要。「同居人」の場合は申込不可）。
- ※不自然な寄り合い世帯、夫婦分割世帯は申込不可。夫婦を分割してのお申込みは、離婚調停中（裁判中）である場合等に限りません。

③ 入居する世帯全員の所得の合計が基準の範囲内であること（裁量階層については② 裁量階層世帯を参照）。

住宅種別	世帯階層	原則階層	裁量階層
公営住宅	所得月額	158,000円以下	所得月額 214,000円以下
	改良住宅	所得月額	114,000円以下

④ 現在、何らかの理由で自ら居住するための住宅に困窮していること。

- ・申込者本人及び同居する親族に自己名義の住宅をお持ちの方がいる場合は、入居契約時までに住宅を処分する必要があります（資格審査時に売買契約書の写しまたは競売決定通知書の写し等を提出できる場合、お申込みは可能です）。

⑤ 申込者本人及び同居する親族が暴力団員でないこと。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

⑥ 申込者本人及び同居する親族に未納の家賃、損害賠償金がないこと。

- ・未納の家賃、損害金がある場合は、申込み前にお支払いください。

⑦ 申込者本人及び同居する親族に下記期間内に明渡請求を受けて市営住宅等を退去した方がいないこと。

- ・原則、退去した日の翌日から3年間（不正入居、住宅の長期不使用、故意き損行為、故意等違反により明渡請求を受けた方）。
- ・迷惑行為を起こして明渡請求を受けた方については、退去した日の翌日から10年。
ただし、高齢者・障害者等（下記⑧に当てはまる方）については5年。

(1) 単身申込資格	<p>⑧ 次の条件 1.～12.のいずれかに当てはまること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申込日現在で満60歳以上の者 2. 身体障害者手帳（1～4級）所持者 3. 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）所持者 4. 愛護手帳（1～4度）または療育手帳（愛護手帳（1～4度）に相当する程度）所持者 5. 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいづれかを受給している者 6. 戦傷病者手帳（恩給法の特別項症から第6項または第1款症）所持者 7. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている者 8. 生活保護法の規定により保護を受けている者 9. 海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない者 10. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等 11. DV（配偶者からの暴力）の被害者で、愛知県女性相談センターまたは婦人保護施設で保護を受けた後5年を経過していない者 裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令の決定日から5年を経過していない者 12. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により支援給付を受けている者 <p>※日常生活で身の回りのことが自分でできること、または、常時の介護を必要としている方は心身の状況に応じた介護を受けられることが必要です。</p>
-------------------	---

(2) 裁量階層世帯	<p>次の 1.～10.に該当する世帯は「裁量階層世帯」として「原則階層世帯」に比べ収入基準が緩和されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申込者本人が60歳以上で、同居親族がある場合は、同居親族のいずれもが60歳以上または18歳未満の者である世帯 2. 身体障害者手帳（1～4級）所持者のいる世帯 3. 精神障害者保健福祉手帳（1～2級）所持者のいる世帯 4. 愛護手帳（1～3度）または療育手帳（愛護手帳（1～3度）に相当する程度）所持者のいる世帯 5. 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいづれかを受給している者がいる世帯 6. 戦傷病者手帳（恩給法の特別項症から第6項または第1款症）所持者のいる世帯 7. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者がいる世帯 8. 海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない者がいる世帯 9. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等のいる世帯 10. 中学校修了前の子どもがいる世帯
-------------------	--

〈緊急連絡先の届出について〉

<p>市営住宅への入居契約時に、緊急連絡先となる方1名の届出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • できるだけ親族の方で、名古屋市内または名古屋市内近郊に居住している方に依頼してください。 • 緊急連絡先となった方には、入居の方が病气や事故、長期不在等により連絡が取れなくなった場合にご連絡させていただきます。
--

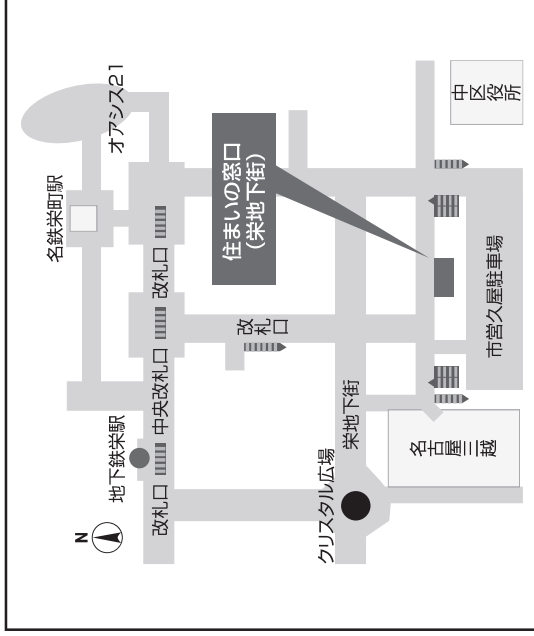
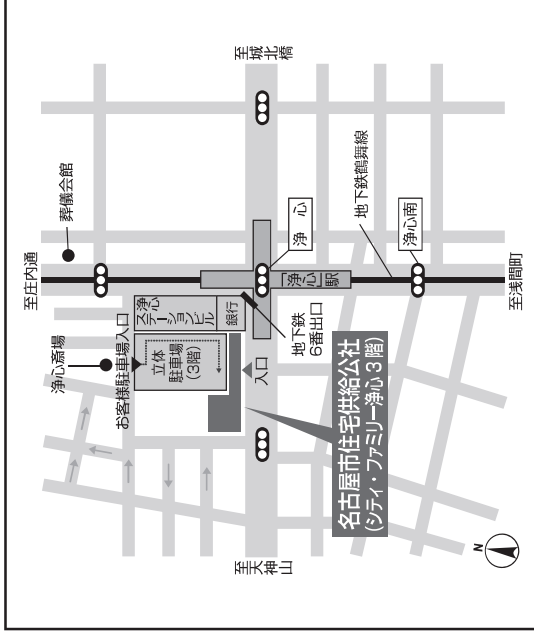
入居に関するご相談・募集関係についてのお問い合わせ先

名古屋市住宅供給公社管理課

〈所在地〉名古屋市西区浄心一丁目1番6号
 シティ・ファミリー浄心3階
電話…052-523-3875
F A X…052-523-3863
営業時間…午前8時45分～午後5時15分
 (毎週木曜日に関り、午後7時まで営業)
休業日…土曜日・日曜日・国民の祝日
 年末年始(12/29～1/3)
主な業務…募集住宅の総合案内、住宅の申込受付、
 入居資格等の案内
 地下鉄鶴舞線「浄心」駅6番出口より西へ50m

住まいの窓口〈栄地下街〉

〈所在地〉名古屋市中区栄三丁目5番12号先
電話…052-264-4682・4683
F A X…052-264-4681
営業時間…午前10時～午後7時
 (ご相談等の場合は、終了30分前までにおいでください)
休業日…毎週木曜日・第2/第4水曜日
 年末年始(12/29～1/3)
主な業務…住宅相談、住宅の申込受付



〈ご相談いただくときのお願い〉

申込資格の有無や申込住宅の家賃等は、すべての書類を提出していただき、初めて確定しますので、それらの書類を確認するまで最終的な判定はできません。

ご相談の段階では口頭や一部の書類だけでご質問いただくことが多いですが、後日審査書類を提出された時に書類の内容によっては判定が変わる場合もあります。

そのような事態を防止し正確に判定をご希望される方は、ご相談の時点でいくつかの書類を提出していただく必要がありまのでご協力ください。

なお口頭や一部書類でのご相談の場合は、最終的な判定にならないことをあらかじめご承知おきください。

《市営住宅・定住促進住宅・公社賃貸住宅のご案内》

名古屋市住宅供給公社ホームページ
<http://www.jkk-nagoya.or.jp/>



※市営住宅の募集予定や定住促進住宅の空き状況が確認できます。

QRコードを対応端末で読み取っていただく、ホームページにアクセスできます。

◎公社賃貸住宅（一般賃貸住宅・定住促進モデル住宅・特定優良賃貸住宅）についても、別途、入居者募集を行っております。詳しくはそれぞれの案内書をご覧ください。
 ◎家賃及び駐車場使用料のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。



名古屋市営住宅に入居を希望される方からの よくある質問 Q & A



Y O K U A R U S H I T S U M O N Q & A

Q1. 市営住宅に申し込みたいのですが、どうすればいいですか？

A 1. 市営住宅は「一般募集」や、高齢者、障害者の方などを対象とする「福祉向募集」など、年間を通して定期的に募集を行っております。また、常時申込みができる「先着順募集」もあります。

詳しくは募集の都度、区役所・支所、住まいの窓口（栄地下街）で配布する募集案内をご覧ください。

主な募集	対象世帯	募集予定時期
一般募集	一般世帯 子育て・若年世帯 単身世帯 など	第1回… 5月下旬 第2回… 8月下旬 第3回… 11月下旬 第4回… 2月下旬
福祉向募集	ひとり親世帯 60歳以上の世帯等 (単身世帯可) 障害者世帯 (単身世帯可)	第1回… 6月上旬 第2回… 11月上旬
先着順募集	一般世帯 単身世帯 など	随時 ※ 5・8・11・2月に 募集住宅を追加

Q2. すぐに申込みができる市営住宅はないのですか？

A 2. 「一般募集」で申込みが無かった市営住宅の入居者を先着順で募集する「先着順募集」を実施しています。年4回（5月、8月、11月、2月）、募集住宅を追加します。募集した住宅は、申込みがあるまで常時申込みを受け付けます。

先着順のため、住宅によっては受付済みとなっている場合があります。受付が可能な住宅は住宅供給公社までお尋ねください。

Q3. いつから入居することができますか？

A 3. 「一般募集」の募集住宅の場合、資格審査の際にご提出いただく書類に不足がなければ、申込みから約3か月後に入居することができます。

また、「先着順募集」の募集住宅の場合は、書類に不足がなければ、部屋の修繕状況によりますが、約1～1.5か月後には入居が可能です。できるだけ短期間で入居をご希望される場合は先着順募集をご利用ください。

(例：第1回一般募集の申込みから入居までの流れ)

1.申込み	5月下旬～末日
2.抽せん会	6月下旬
3.資格審査	7月上旬
4.契約書送付	8月上旬
5.住宅の下見・入居契約	8月中旬
6.入居	9月初旬

Q4. 申し込んでもなかなか当せんしないのですが？

- A4. 「一般募集」や「福祉向募集」は抽選で当せん者を決定します。このため、多くの方が申し込まれる住宅は応募倍率が高くなり、その分当せんすることが難しくなります。
- 一方で募集住宅の中には応募倍率が低い住宅も数多くあります。「一般募集」の場合、募集案内に「前回の募集倍率」を掲載しておりますので参考にしてください。
- また、残念ながら落せんになった場合も、「一般募集」の場合、落せん者を対象に応募が無かった住宅の再募集を行いますので、ぜひご利用ください。

Q5. 市営住宅に入居するための条件を教えてください？

- A5. 主な入居条件は次のとおりです。
- ① 申込者本人が、名古屋市内にお住まいか、お勤めであること
 - ② 所得が基準の範囲内（所得月額が158,000円以下）であること
※ただし、お住まいになる方全員が60歳以上の場合等は所得月額が214,000円以下となります。
 - ③ 原則、世帯で申し込むこと
※離婚調停中など一部の場合を除き、夫婦分割でのお申込みはできません。
※単身の方は、Q7へ
- （入居条件の詳細は、募集案内をご覧ください。）

Q6. 保証人は必要ですか？

- A6. 保証人は不要ですが、書類提出時に緊急連絡先となる方1名の届出をお願いします。
- 緊急連絡先はできるだけ親族の方で、名古屋市内または名古屋市近郊に居住している方に依頼してください。
- 緊急連絡先となった方には、入居の方が病気や事故、長期不在等により連絡が取れなくなった場合にご連絡させていただきます。

Q7. 単身者ですが申し込みはできますか？

- A7. 満60歳以上の方や、身体障害者(1~4級)・精神障害者の方、生活保護受給者の方などは、「一般募集」や「先着順募集」などにある単身世帯向けの募集住宅に申し込みができます。
- 入居条件の詳細は、募集案内をご覧ください。

Q8. 家賃はいくらになりますか？

- A8. 市営住宅の家賃はお住まいになれる方全員の所得等に応じて決まります。また、ご希望される住宅によっても異なります。よって正確な家賃は、所得証明書等の審査書類をご提出頂き、資格審査後に算定させていただくこととなります。
- 募集の都度、区役所・支所などで配付する募集案内には、住宅別に所得に応じて設定される家賃が掲載されますので参考にしてください。

Q9. 入居時の初期費用はどのくらいかかりますか？

- A9. 初月分の家賃のほかに、敷金が必要です。敷金は家賃の3か月分相当です。
- 駐車場をご契約される場合は駐車場の敷金も必要です。駐車場敷金は駐車場使用料の3か月分相当です。
- このほか、風呂設備がない住宅については、入居後に必要に応じて、各自で浴槽や風呂釜を設置していただくこととなります。
- エアコン、ガスコンロ、照明、網戸、インターホンなどの設備も設置されていませんので必要に応じて各自で設置をお願いします。

Q10. 駐車場はありますか？

- A10. 駐車場がある団地の場合、入居契約時に空きがあれば契約いただけます。
- 駐車場の使用料は団地によって異なりますので、入居契約時に個別にお尋ねください。

Q11. ペットの飼育はできますか？

- A11. ペットの飼育はできません。

このほか、名古屋市営住宅の入居のことなら

 **名古屋市住宅供給公社**

管理課 募集係 **TEL 052-523-3875** まで

午前8時45分～午後5時15分（毎週木曜日は午後7時まで）
休業日：土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）

まずはお気軽にご相談ください

高齢者向け優良賃貸住宅のご案内

高齢者向け優良賃貸住宅とは...

- ・高齢者が安心して暮らせるようにバリアフリー化され、緊急時の対応や安否確認サービスの利用が可能な民間賃貸住宅です。
- ・住宅の管理などは、名古屋市から指定を受けた民間事業者等が行っています。空室の有無、具体的な入居手続きについては、それぞれの住宅の問合せ先に直接ご確認ください。
- ・高齢者向け優良賃貸住宅としての管理期間は管理開始から10年となっています。ただし、管理開始後11年目の時点でお住まいの方につきましては、引き続き、退去されるまで高齢者向け優良賃貸住宅としてご利用できます（最大10年の延長）。

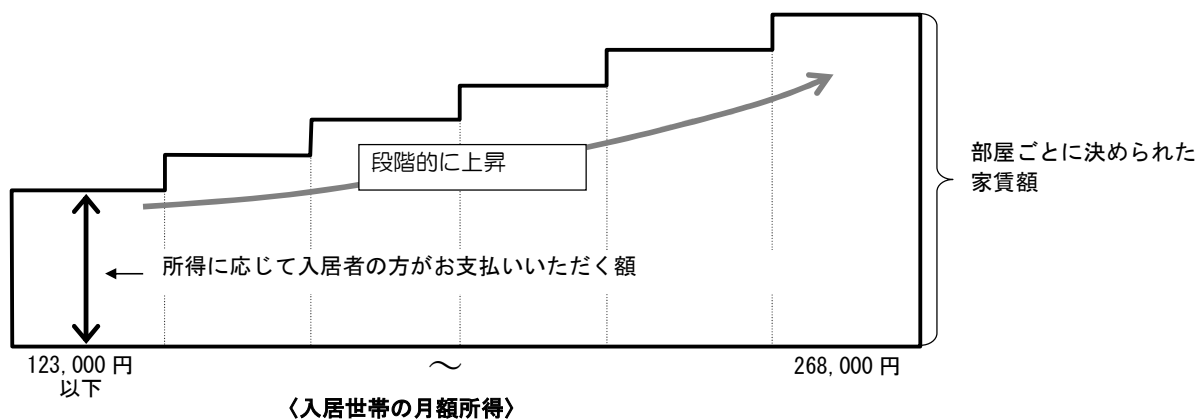
1 入居資格

- ① 入居者が高齢者（60歳以上）であること。
- ② 入居者が単身であるか、同居者が配偶者（60歳未満可）または60歳以上の親族であること。
- ③ 入居者及び同居者が、自立した日常生活を営むことができること。
- ④ 住宅の一覧No. 6～No. 18・20に入居する場合は、月額所得が487,000円以下であること。（No. 19・21・22・23・24は、月額所得が387,000円以下。）

2 家賃について（入居者の負担額）

- ・家賃（入居者の負担額）は、お部屋ごとに入居世帯の所得に応じて決まります。
- ・家賃のほか、共益費等を別途ご負担いただきます。
- ・緊急時の対応や安否確認サービスの利用は入居者の方の選択となります。ご利用される場合は、別途契約の上、利用料等のご負担が発生します。

【所得に応じた入居者の負担額のイメージ】



3 市内にある高齢者向け優良賃貸住宅の一覧（次のページに一覧があります）

- ・一覧では、家賃のご負担が一番低くなる場合と一番高くなる場合をお示ししております。

<名古屋市内の高齢者向け優良賃貸住宅の一覧>

No.	住宅名	管理戸数 (戸)	所在地	部屋タイプ	家賃 (円)	共益費 (円)	(問合せ先)	管理開始 (年/月)
1	なごやかむーどラウンジ	19	中川区 尾頭橋三丁目9-8	1LDK (49.00㎡)	61,100 ~ 81,000	8,500	㈱真永通商 Tel 264-4867	H14/11
				2DK (53.95㎡)	67,200 ~ 89,000			
2	フォレストパーク千鳥	27	南区 天白町4丁目20-1	1LDK (49.37㎡)	61,100 ~ 86,000	5,400	東建コーポレーション㈱ Tel 877-5600	H14/12
3	サンコート砂田橋	100 30	東区 砂田橋一丁目1	1LDK (50.00㎡~59.94㎡)	53,600 ~ 70,400	3,000	愛知県 住宅供給公社 Tel 954-1356	H15/4 H18/4
				2DK (50.98㎡~59.14㎡)	54,500 ~ 69,900			
				2LDK (55.11㎡~64.76㎡)	58,400 ~ 75,000			
4	ジョイフル千種	43	東区 葵三丁目25-23	1K (34.50㎡~39.33㎡)	42,800 ~ 114,100	19,000	社会福祉法人 サン・ビジョン Tel 856-8811	H19/5
				1LDK (43.80㎡~53.72㎡)	54,300 ~ 155,800			
5	サンコート八事	24 10	天白区 弥生が岡217,218	1LDK (48.75㎡~49.92㎡)	60,200 ~ 87,100	0	愛知県 住宅供給公社 Tel 954-1356	H19/3 H21/1
				2DK (53.79㎡~58.77㎡)	66,400 ~ 101,000			
				2LDK (62.47㎡~63.00㎡)	77,100 ~ 104,000			
6	グランバレー社	11	名東区 一社四丁目211	1K (27.26㎡)	34,000 ~ 66,000	11,000	㈱真永通商 Tel 264-4867	H22/9
				1DK (38.27㎡~44.74㎡)	47,600 ~ 105,000			
7	ジョイフル砂田橋	52	東区 砂田橋一丁目1-1	1K (25.01㎡~27.65㎡)	31,300 ~ 58,100	19,000	社会福祉法人 サン・ビジョン Tel 723-3111	H23/3
				1DK (31.35㎡~37.00㎡)	39,400 ~ 77,700			
				1LDK (37.51㎡~45.05㎡)	46,900 ~ 94,900			
				2LDK (42.60㎡~44.71㎡)	53,000 ~ 94,200			
8	グレイスフル上前津	51	中区 千代田二丁目24-30	1DK (30.54㎡~37.60㎡)	38,100 ~ 84,600	19,000	社会福祉法人 サン・ビジョン Tel 251-8311	H23/7
				1LDK (32.90㎡~61.87㎡)	66,600 ~ 121,100			
				2LDK (77.76㎡)	96,400 ~ 175,000			
9	中駒名駅南マンション (4年7月募集終了)	55	中村区 名駅南一丁目11-3	1K (25.89㎡~27.35㎡)	32,600 ~ 60,000	6,000	中駒産業㈱ Tel 0120-380-112	H24/8
				1LDK (52.38㎡)	65,200 ~ 116,000			

No.	住宅名	管理戸数 (戸)	所在地	部屋タイプ	家賃 (円)	共益費 (円)	(問合せ先)	管理開始 (年/月)
10	中駒名駅西マンション (4年9月募集終了)	45	中村区 竹橋町6-8	1K (26.02㎡~33.92㎡)	32,600 ~ 76,000	6,000	中駒産業㈱ Tel 0120-380-112	H24/10
				1LDK (41.24㎡)	51,000 ~ 90,000			
				2LDK (106.17㎡)	131,700 ~ 200,000			
11	えにし	23	守山区 市場11-22	1K (26.04㎡~28.47㎡)	32,600 ~ 55,000	16,700 水道 光熱費込	積村ビル管理㈱ Tel 411-7753	H24/10
12	グリーンヒルズハラ Green Hills HARA	18	天白区 原一丁目1906	1LDK (39.35㎡~40.11㎡)	48,900 ~ 70,000	8,000	イーストサイド EAST SIDE管理室 Tel 0120-817-818	H24/11
13	メゾントモエ	22	名東区 本郷二丁目77-1他	1K (25.07㎡)	31,300 ~ 55,000	10,000	積和レント㈱ Tel 0120-721-037	H24/11
				1DK (38.22㎡)	47,600 ~ 69,000			
				1LDK (51.14㎡)	63,200 ~ 84,000			
14	ヨーロッパ レジデンス	10	港区 名港一丁目6-3	1K (29.54㎡)	36,700 ~ 58,000	5,000	㈱真永通商 Tel 264-4867	H26/3
15	イーストサイド EAST SIDE 丸の内	30	中区 丸の内三丁目9-13	1K (33.07㎡~33.30㎡)	41,500 ~ 65,000	10,000	イーストサイド EAST SIDE管理室 Tel 0120-817-818	H26/3
				1DK (39.95㎡~44.83㎡)	49,600 ~ 77,000			
				2DK (64.40㎡)	80,100 ~ 110,000			
16	金しゃちホーム	19	南区 岩戸町19-16	2K (32.58㎡~37.74㎡)	40,800 ~ 66,900	0	㈱ニッショー 新端支店 Tel 853-0761	H26/10
17	グラン千代田	10	中区 千代田二丁目7-8-2	1K (27.07㎡~37.8㎡)	34,000 ~ 86,000	7,000	㈱真永通商 Tel 264-4867	H27/7
				1LDK (52.6㎡)	65,200 ~ 105,000			
18	ヴィラ・シャンテ 名駅	22	中村区 竹橋町3102	1LDK (42.3㎡)	52,300 ~ 90,400	8,000	㈱ニッショー 名古屋駅前支店 Tel 569-0900	H27/10
19	コージークレセント 浦	21	緑区 浦里五丁目252	1LDK (38.2㎡)	47,600 ~ 73,000	6,000	㈱真永通商 Tel 264-4867	H29/4
20	こう香 りん林 かん館	9	守山区 小幡中一丁目33-2	1DK (40.7㎡)	44,800 ~ 76,200	10,000	㈱ニッショー 守山支店 Tel 792-8700	H29/5
21	ルールモント今池	6	千種区 今池三丁目24-8	1R・2LDK (34.3・57.5㎡)	42,800 ~ 115,000	10,000	イーストサイド EAST SIDE管理室 Tel 0120-817-818	H29/11
22	ずい瑞 こう香 かん館	15	守山区 小幡中一丁目24-15	1LDK (38.0㎡)	47,600 ~ 76,900	10,000	㈱ニッショー 守山支店 Tel 792-8700	H29/11
23	中駒名駅西マンションII	42	中村区 太閤四丁目9-18	1K (27.26㎡)	34,000 ~ 82,000	6,000	中駒産業㈱ Tel 0120-380-112	R3/9
				1K (27.39㎡)	34,000 ~ 76,000			
				1DK (33.46㎡)	41,500 ~ 82,500			
				2LDK (56.01㎡)	69,300 ~ 165,000			
24	アークヤスダ	15	千種区 今池四丁目7-4	1K (26.37㎡)	32,600 ~ 72,000	10,000	株式会社東屋 Tel 052-733-3511	R3/11
				1K (26.72㎡)	33,300 ~ 73,000			
				1LDK (51.56㎡)	63,800 ~ 103,000			